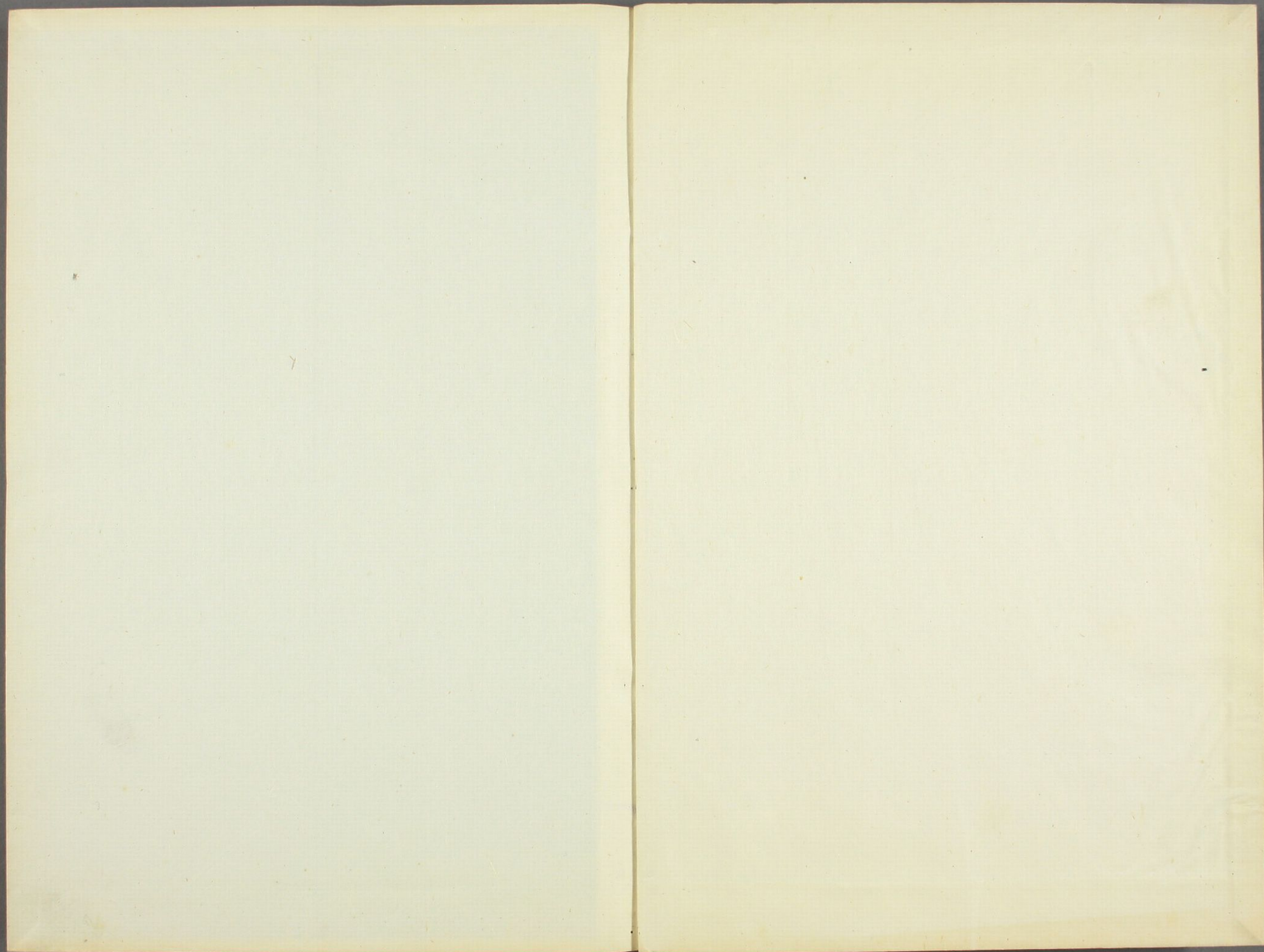


神都名勝誌

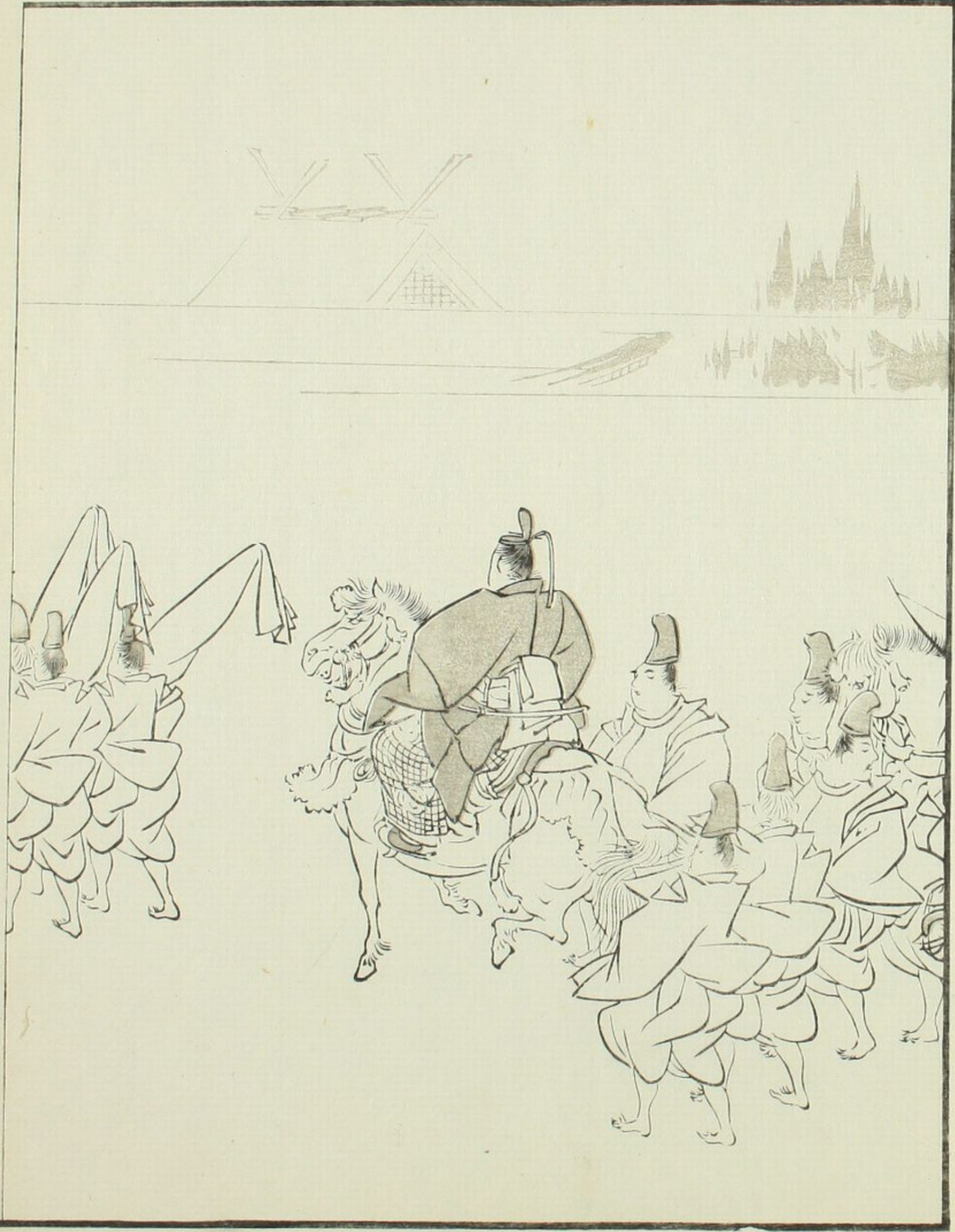
卷一下



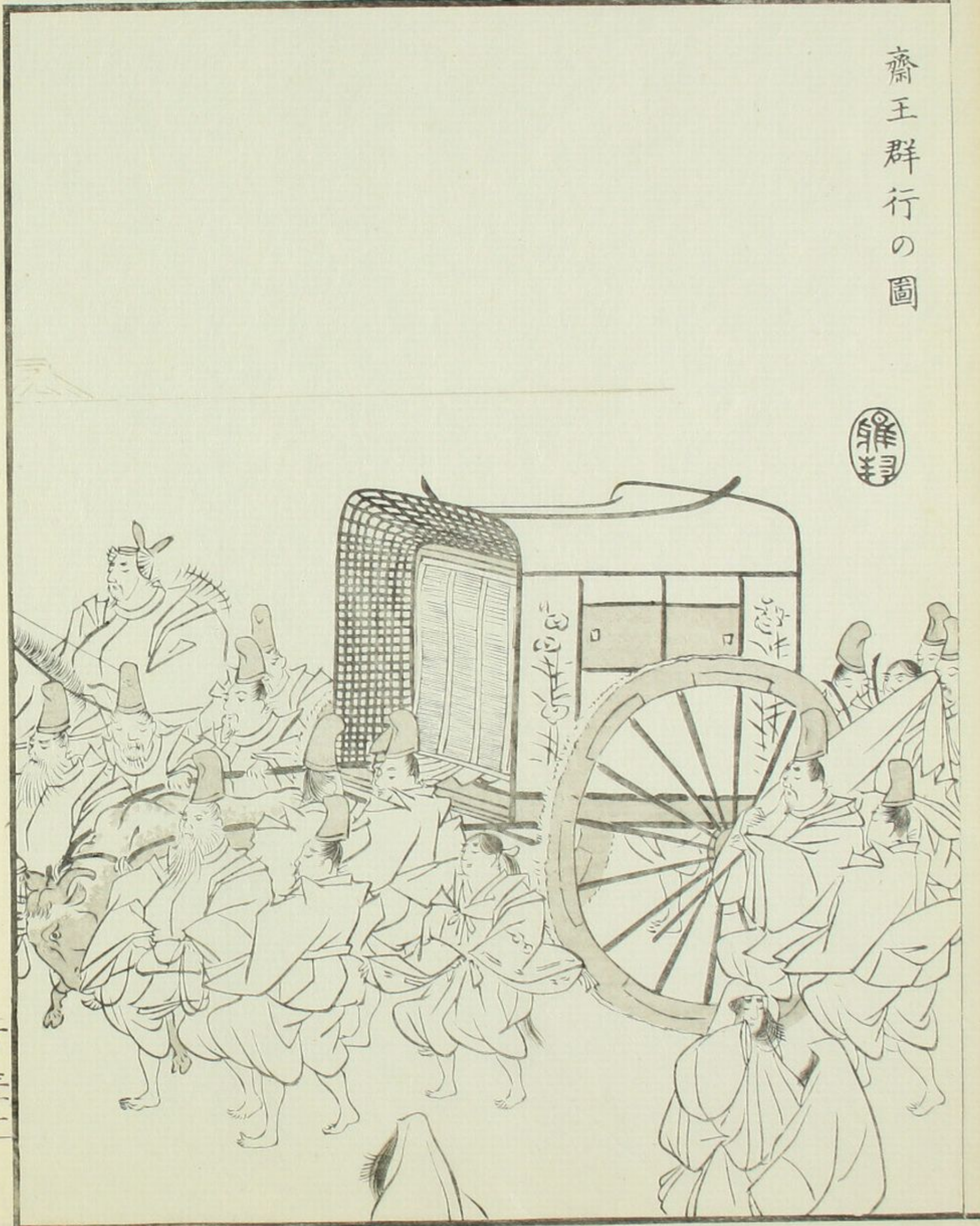


下樋小河

飯高の下樋小河を、神の遠界とし、飯野の磯部川を、神の近界とせるよしを、皇太神宮儀式帳及神宮雜例集にも見えたり。古來、此の川を以ちて、國領と神領と此堺とせらるゝあり。よきて、延喜式小は、太神宮界まゝ、堺川とも載せたり。驛使も、此の堺に入まを、鈴の口を塞ぐとぞ。幣帛使等参向の節も、國の目以上一人、郡司、健兒等を率ゐて、此の川に西岸まで祇兼し、川の東岸よりハ、太神宮司此檢非違使代りて、祇兼を勤むる例なりき。さむり、由緒ある所なり。あども、中世、兵亂あひつぎて、諸典故も、之を實行する由なり。志が為に、遂よを、其の位置を、定むらざるありたり。されば、近世、この川に所在小就きて、諸説ある小いたる、以まづ、一定の確論あらば。太神宮本記も、佐奈縣造の答も、許母理國志多備國と



齋王群行の圖



あるを、此の下樋は附會して、多氣郡佐奈小在る小河なりといひ、
飯高神戸北下村を、下樋村の畧ありとして、其の村北東ある中川
なりと云ひ、又、飯高、飯野の郡界を流る、真盛川なりと云ふ。前の
二説を論ずるまでもなし。後の説は随ひ、假し、真盛川なりとせば、
神の近界なる磯部川とは、いづれの川を云へるもの。按ずるに、澤
氏所藏、延徳二年九月黒部村界北古圖に、飯高郡一條、十麻生里、二
條、十一須木里の一里西、一條、九河副里とありて、其の間を通むる
川あり。下流を、飯野郡の堺川と合し、大口村の東よて、海よ入るり。
名を、上川と記せり。麻生里を、今の天津よて、須木里は、今猶、杉村と
稱せり。河副里は、今の江津なれを、其の地理に依りて調ぶるに、松
坂市街の東部を通せる川あり。愛宕川、まゝ、町屋川とも稱す。水源
を、松尾村に属せる坂内川より分派して、城隍の下流よ合し、愛宕

平生の兩町界を過ぎ、矢川の東、岸江の西を経て、北流せり。是、古の
下樋小河よて、中世、上河と稱せしならむ。永享參詣記に、永享五年
彌生廿日、うへ川の橋と申す所よて、旅人の影さへ見ゆる渡りな
春引く水の上河乃橋を詠ぜしは、此の川よ架せる橋あり。さて、江
家次第、中右記等よもまゝ、下見橋北こやあり。神名祕書よも、下樋
橋と云へり。此等の書よいふ下見橋を、即、勅使祇兼の交代をる所
なまば、うへ川を、即、下樋小川の別名よて、下見橋を、下樋橋なるこ
ゆを察知すべし。又、この川を、神の遠界と定めらるは、素より、さ
るべき所ある事なり多し。此北川より東を、往古、大御神の御遷
幸ありし時、飯高縣造の祖乙加豆知命の進りし神戶六郷よして、
御鎮坐このかと、神三郡と同しく、太神官司よて管轄したりき。依
りて、近堺を、神郡の境とし、遠堺を、神戸の境と定められしあり。

此の神戸の北、東西岸江二村あり。これ古の官道、飯高驛家の趾
よて、驛使の鈴此口を塞ぎし所あり。今鈴止村と稱せり。鈴止此森
まゝ、被所此古松おど存すと云ふ。されむ、此の愛宕川こそ古乃、神
此遠堀なる、下樋小河の遺流ならぬ。暫録して、後此考を俟つ。

皇太神宮儀式帳

以西伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠堀、驛使鈴口塞、飯

野郡磯部河、此稱神之近堀、

延喜式

凡驛使入太神宮、堺者到于飯高郡下樋小河、止鈴聲、

同書

凡齋内親王在路、每至山城、近江、伊勢等、堺勢多、鈴鹿、下樋、多

氣川等、遣神部卜部各二人在前、鎮被之、

同書

六處、堺川供奉御禊、山城、近江、勢多川、甲賀川、伊

神宮雜例集

西伊勢國飯高下樋小河、此稱神之遠堀、

西宮記

下樋小川、或云、停鈴聲、神領與國領之界也、

江家次第

伊勢、祇美、於下見橋退去、渡櫛田川、太神宮、檢非違使可祇美、

中右記

自下見橋國之祇美歸、至櫛田河、東邊、太神宮、檢非違使二人

來迎、

神祇百首

音よすく下樋小河の撈朽ちて引き、波々む御世のはるけさ、度會元長

愛宕橋

平生町と愛宕町との界

愛宕山上福院龍泉寺

道の北側、真言宗あり

草創の年月、詳ならず。傳へ云ふ。應仁文明の頃、一志郡瀧野村、弘
法開基の古刹あり。北畠國司の祈願所ありき。一山の稱を、龍泉寺
と云ふ。兵亂相踵ぎ、堂塔破壊せしむ、永祿十八年、之を、松ヶ島
平生村に移し、天正九年、又此の所、建立したりといへり。境
内の後圃、古田織部正の記念碑あり。
愛宕祠 本寺の境内にあり。此の寺、一志郡

神樂坂 愛宕橋より續ける國道を云ふ。愛宕祠に、神樂を奏せし因りて、かくいへるまや。元々、坂路ありしを以て、此の稱あり。

愛宕町 平生町より續ける國道あり。愛宕祠の近傍に在るを以て名づく。

鈴森神社 道の北側より坐せり。本町の産土神あり。

梅松山管相寺 道の南側よりあり。曹洞宗あり。門前より、大鳥居を建て、正面に、管公の社殿を設く。土俗、天神の森と稱す。傳へ云ふ。郡宰長野九左衛門尉、管公の靈驗を蒙りてより、遂に茲に勸請したりとぞ。

鈴止村 驛使の鈴を止むる所ありしを以て、此の稱あり。本村も、大字矢川、東岸江、西岸江の總稱あり。

西岸江 松坂の東にあり。東岸江の西岸江の東にあり。

東岸江 西岸江の東にあり。

和名抄云、飯高郡驛家とあるも、此の兩村の事あり。往古の官道は、保曹久美、平生、大口、江津より、東岸江を過ぎ、朝田、立利、清水等を経て、齋宮へ通せし由。今の國道ハ、松坂城を移し、志後より改めたるものなりとぞ。

長治二年八月十八日壬午、晴、雖可念待潮干之間、及已終

伊勢勅使部類記

沐浴解除 神祇官勤之 依保曹久美、南江湖、匹駕暫躡立、神寶奉

渡者可有恐之故也、岸江南、仕兼、檢非違使來、向伊勢、仕兼

歸去

同書 嘉承二年二月十一日、伊勢奉幣使進發、出一志、驛、岸江南

太神宮、檢非違使二人來、依為仕兼也、伊勢、仕兼歸也、

神鳳抄 岸江御厨、三石、六九 同書 岸江御厨、廿町、一石、

被所舊趾 東岸江にあり。今、猶、老松、一株存せり。古、下樋、小河の修被を行ひし處ありとぞ。

花岡村 本村も、大字大黒田、驛部田、小黒田、内五曲、田村、山室の總稱あり。

大黒田 松坂の西南に在り。元々、北黒田と云ひき。同所、北島の家臣中津下總守の城跡あり。

小黒田 大黒田の南にあり。元々、南黒田といひき。

神鳳抄 南黒田御厨

驛部田 小黒田の東に在り。紀州徳川家の臣三浦長門守、近年まで、寨堡を置きし處あり。

山室

驛部田の南あり。此の村の北は、同字田村あり。

神鳳抄

同書

山室吉光、七町、

山室成武、一町五反、

兩龍山妙樂寺

同所山室山の中腹にあり。浄土宗あり。

贈正四位本居宣長墓

妙樂寺より三町許、山室山の巔にあり。

本居宣長も、松坂の人あり。贈正四位賀茂真淵も後ひ、國學を修む。著書頗多く、國學中興の祖たり。其の書齋、今尚存せり。其の功績の如きは、世人の偏く知る所なれど、敢て茲に贅せず。墓碑ハ、自筆にて、本居宣長之奥墓と書あり。傍に門人贈正四位平田篤胤の碑あり。なきがらも何處の土となりぬともたまを翁のものとにゆるなむと云ふ歌を彫せり。明治八年、社殿を建設して、山室山神社と稱せり。同十三年七月、勅使奉向きて、幣帛を賜ふ。近年社殿を、松坂市街に移轉した也。

山室城趾

同所字奥谷小あり。

此の城も、建曆二年、式部少輔兼高の築きし處あり。兼高以下十餘代の居城たりき。

神戸村

本村も、大字、垣鼻、下村、上川、久保、田原、大津の總稱あり。

此の地、飯高神戸六郷と稱せり。六郷とは、垣鼻、

支邑、久保、支邑、上川、

高田、驛部田、大津、支邑、杉、下村、支邑、

驛部田を、花岡村に屬せしめたり。倭名類聚鈔、飯高郡の郷名に、神

戸とあり。往古、大御神御遷幸の時、飯高縣造より進上り、神田并小

神戸など、太神宮司の管轄たりき。祭典の時も、種々此品を貢獻

せしよし、神鳳抄小見えた也。其の遺制もや。近年まで、長筵を進る

ことありきとぞ。

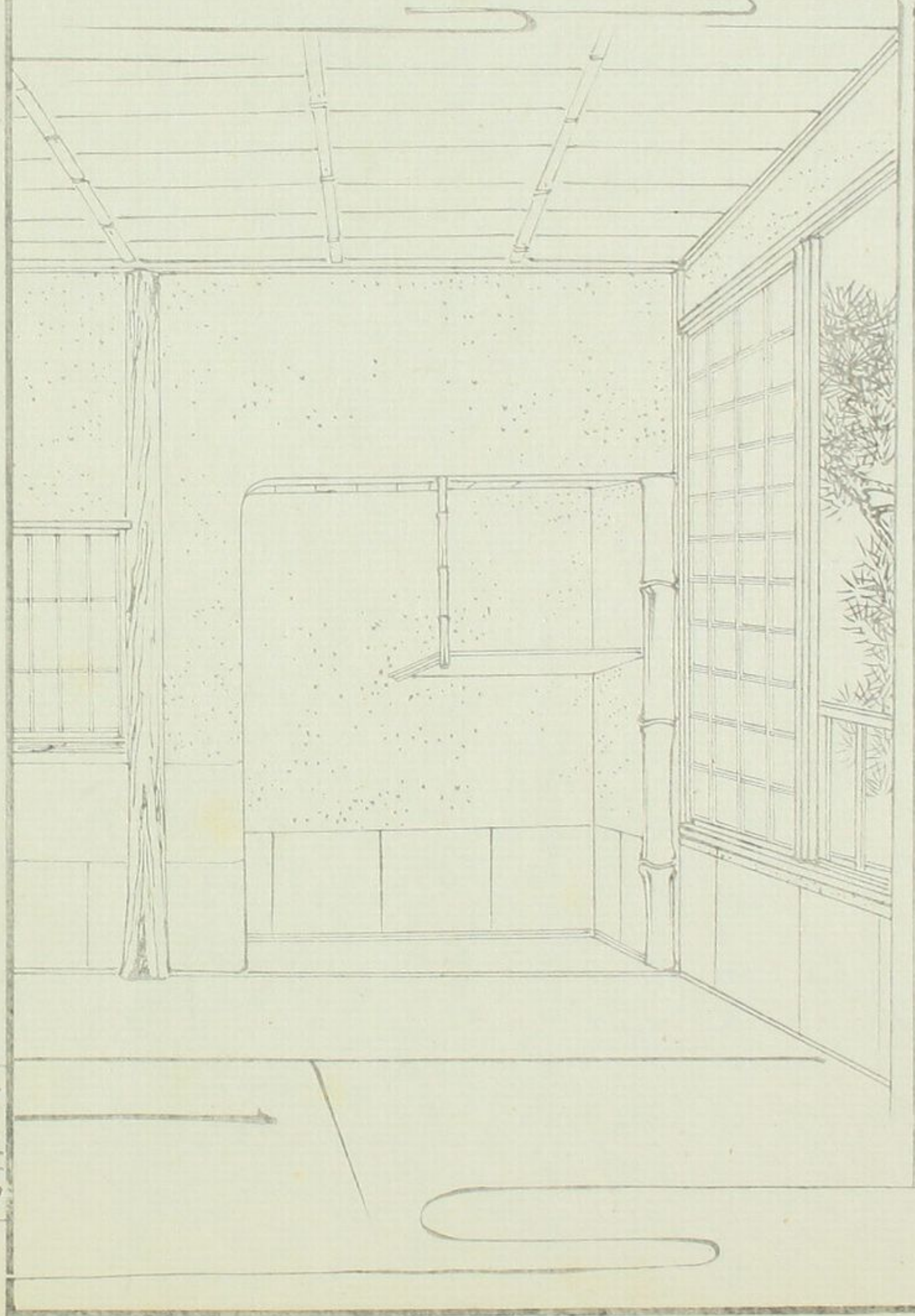
太神宮本記

于時、飯高縣造祖乙加豆知命、汝國名何止問賜、白久、意須

本居宣長書齋之圖

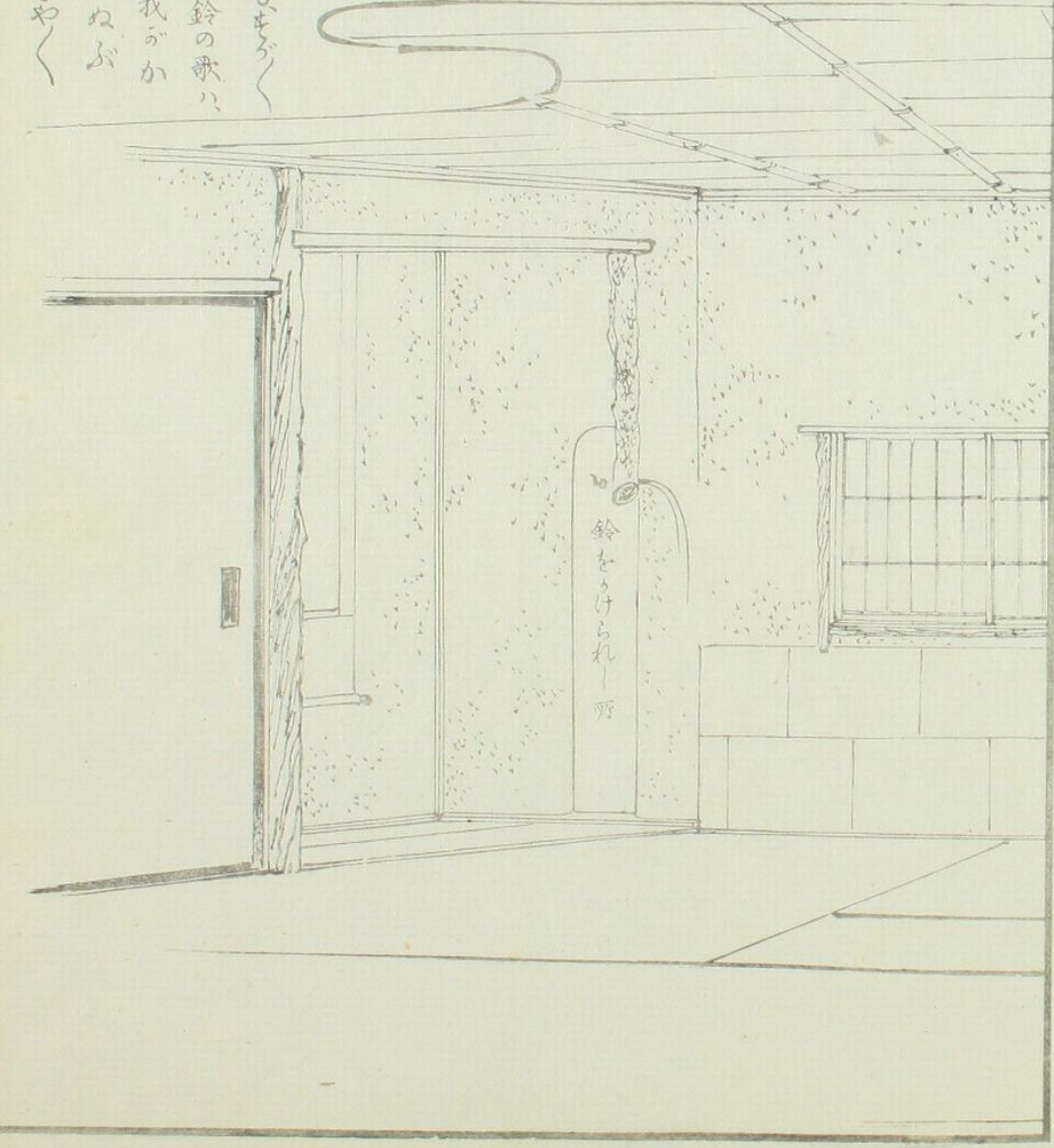
此は翁の晩年、日夜筆硯を、友とせられし所あり。かの、有名なる古事記傳を始
め、數十部の著書も、皆、こゝにて編輯せられたりとぞ。いとゆる鈴の屋、是なり。

坂魚町ふ
れバ、本誌
輯録の區
畫外は属
せるもの
かれども
全國敬神
尊王の氣
焰も、兼爾
たるおの
四疊半内
より發揮
えたるう
と思へむ、
懷奮の情
まで難く、
強ひてこゝ
は挿入
せり。



鈴屋集

天明二年の
冬、家のうち
は、高き屋を
造りて、
鈴の屋とて
三十六の小鈴
を、赤き緒よ
ぬきたれて、
柱かどにか
け置きて、物
むづろき
せり。引き
あて、其の音
をきけば、心ちもせが
しく思ゆ。其の鈴の歌は、
床のべふ 我がか
けて 古あねぶ
鈴がねのこや



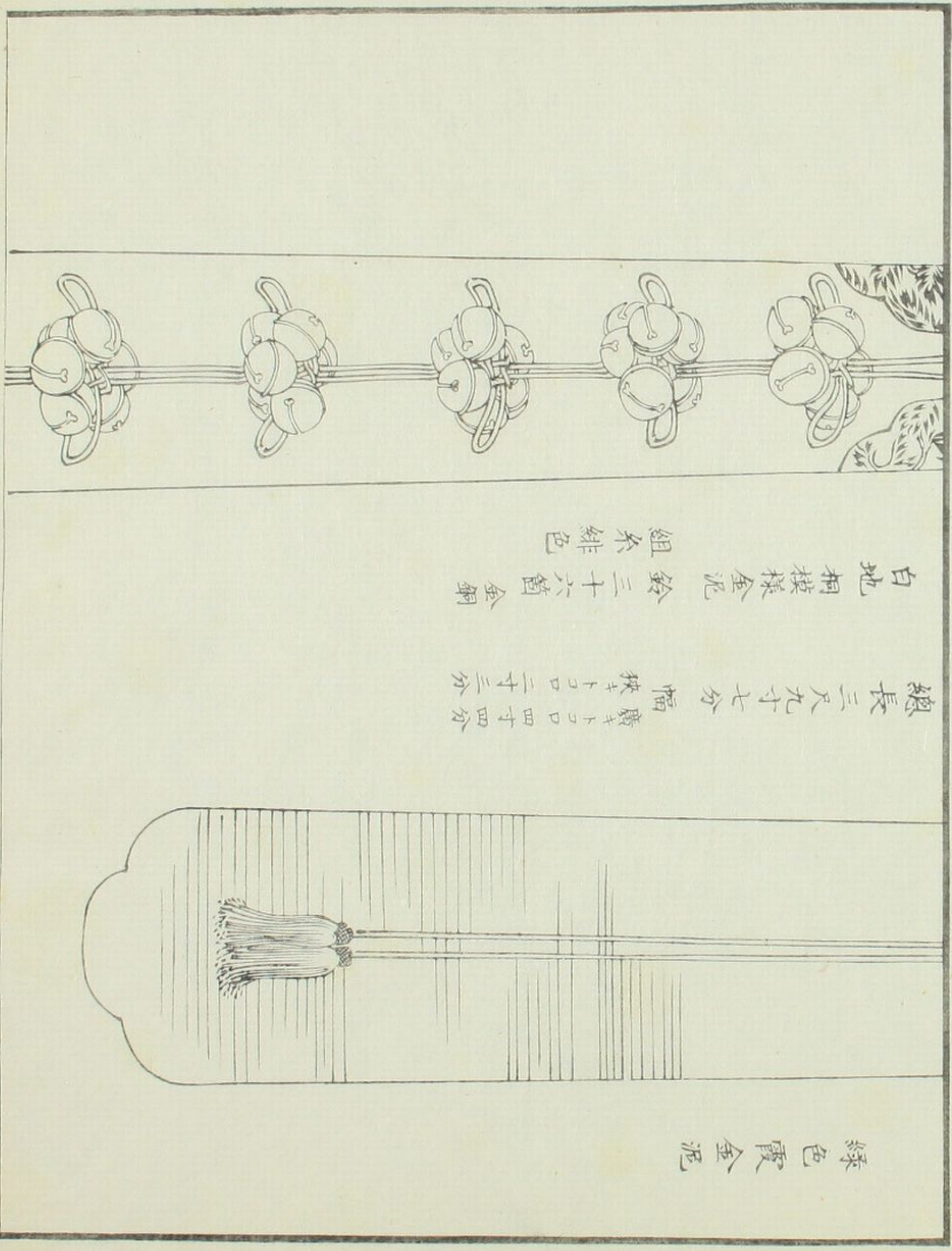
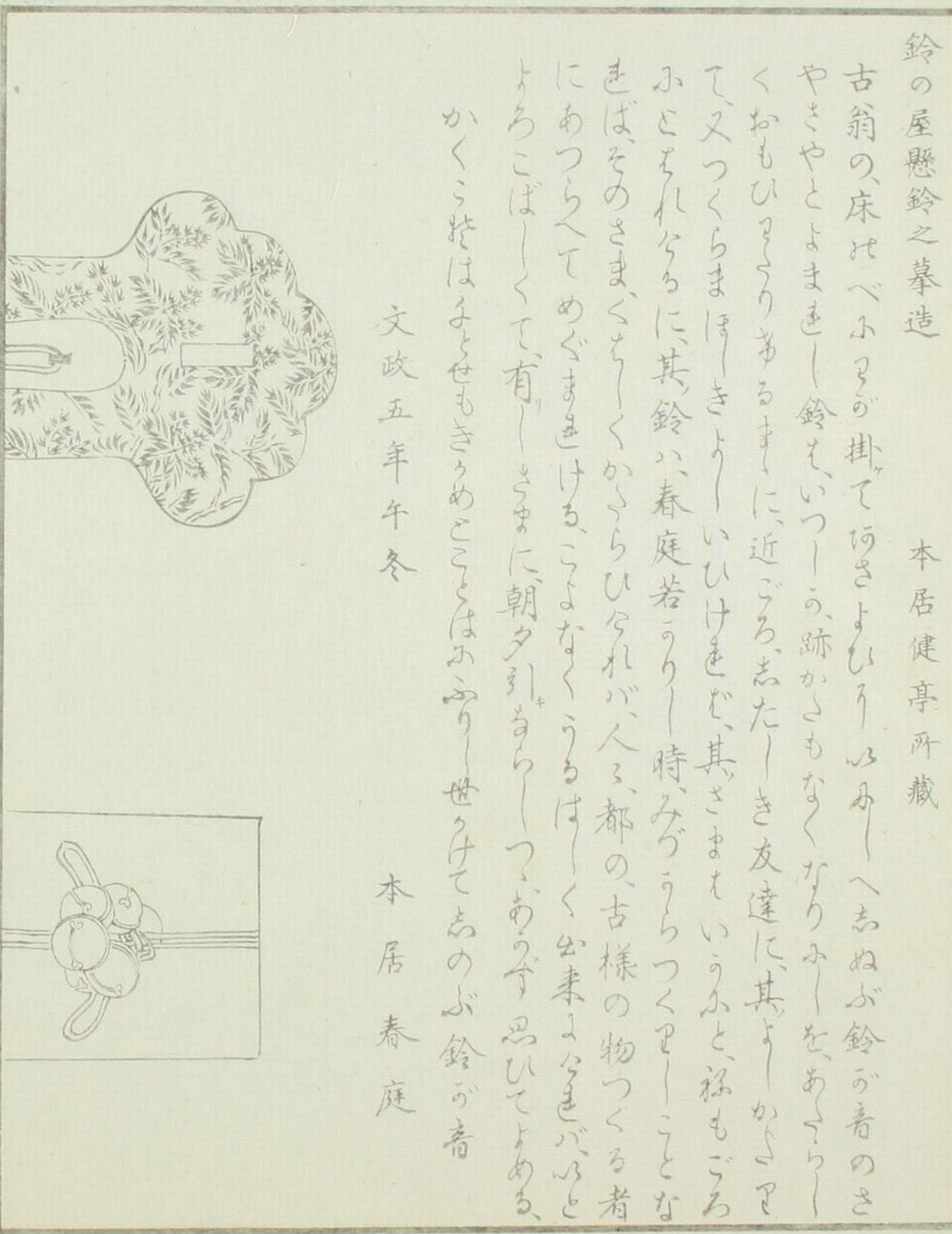
鈴の屋懸鈴之摹造

本居健亭所藏

古翁の床にべ小の掛て何さよひり心かへあぬが鈴の音のさ
 やさやとよまきし鈴もいつの跡かともなかりみしをあさりし
 くおもひりありあるまに、近ごろ志たしき友達に、其よりかこ
 て又つくらまほしきよりいひけむ、其さまをいふと、福もご
 小とそれならに、其鈴は、春庭若うりし時、みづうらつくことな
 きは、そのさま、くさくさ、かすらひなれば、人々、都の古様の物つくる者
 にあつらてめがまきける、こよなくうらばしく出来よまき、はと
 よろこばしくて、有しさまに、朝夕引きさらしつゝあらず思ひてよめる
 かくら持はよとせもきうめこころはふりし世をけてあのお鈴の音

文政五年午冬

本居 春庭



緑色霞金泥

總長三尺九寸七分 幅 廣キトロ四寸四分 狭キトロ二寸三分

白地桐模様金泥 鈴三十六箇 金銅 組糸緋色

比飯高國止白而進神田並神戶倭比賣命飯高神止白須事乎
貴止悅賜支

皇大神宮儀式帳
次飯高縣造乙加豆知乎汝國名何問賜只白久忍飯高國止

白支神御田並神戶進支
神宮雜例集

伊勢國百五十二戸六處

飯高神戶六戸
大神宮諸雜事記

天喜六年戊七月廿七日宣示備應早撰補替人來九月御祭

供進去二年十二月同三年六月兩度關急飯高神戶御神酒

事云不記事發前大官司義任彼神戶檢田行之由愁訴天

關急御神酒也以去三年六月三日依宣旨天左大夫中原師

範右史生惟宗資行伴成道等差使天以同月七日天義任與

神戶頭河内惟清被對問之處惟清所為前後相違既成故入

神鳳抄
人罪之重也仍被停止件惟清職掌被科大被已了云々

飯高郡

神戶 百九十三
町三段

御神酒三釜長筵二十四枚祭料并造酒二十八石懸力稻四
十束端裏筵十四枚長筵六枚年貢郡所當御神酒米一石
筵六枚御鮪米廿七石一斗在糧料八石四石云々
斗云々在糧料八石祭料并造酒米十八石云々

垣鼻 愛宕町又續け
る國道なり

神戶村元標

第三師團 廿六里八丁 三重縣廳 五里廿三町

飯高飯野郡役所 廿三町 松坂警察署 廿一町

松坂區裁判所 十八町

八雲神社 道の南に坐せ
る。産土神あり。

名古屋洲橋 國道名古屋川に
架せる石橋あり。

此の川、一名を里中川と云ふ。源を丹生寺村に發す。各村を迂回し、西黒部村に到り、金剛川に合して、海に注ぐ。

普照山信樂寺 道の南にあり。天台宗なり。

傳へ云ふ。往昔、法延寺と云ふ寺ありき。これ、其の舊趾なりと、神戸郷に、法延寺を草創せられしことは、續日本紀に見えたり。さきども、果して、其の舊趾なりや否や。今も、知る由なし。

田原 垣鼻の東にあり。元ハ、大津の支郷にして、手原と云ひき。此の村の東北に、大津村あり。

神風抄 手原御園

大廣山海會寺 道より南なる田圃の中あり。禪宗萬福寺の末刹なり。

香貢土神社 道の北側、坐せり。村なり。

徳和坂 金剛橋以西の國道を云ふ。此の所は、神部尋常小學校あり。元も、坂路なりしを、近年開鑿して、今の如くにせり。

金剛橋 徳和坂の東にあり。國道金剛川に架せり。

土俗、此の川を、貧乏川と云ふ。水源を、山室村に發す。諸村落を回り、西黒部村に到りて、海に入る。

徳和暇 金剛橋以東の國道を云ふ。此地、旗亭、軒を聯ね、酒旆翫たり。

極門橋 徳和暇の國道九手川に架せる石橋あり。九手川を、大字垣鼻と改めたり。橋の南に、同字久保村あり。

下村 徳和暇に續ける國道あり。極門橋より東を、字四保と云ふ。參宮鐵道、此の所を横ぎり通ず。其の東に、鶴橋あり。無名の小流に架せる石橋あり。

神館神明社 道より十町許南に坐せり。飯高神戸の神館あり。神名意非多神社に充てたり。

中川 國道を横ぎれる小流あり。

水源を、蛸路村笛吹山より出で、神館神明社の北を流れて、此の所小至る。舊蹟、聞書、神名帳考證等に、下村を、下樋村の畧稱よて、此に

川を、即、下樋小川なりと云へども覺束なし。

上川 下村は續ける國道あり。此の處を、宇高田畷と云ふ。中央に、二つの石橋あり。共々、小流を架せり。

八柱神社 道の南側は坐せり。産土神あり。

東廬山法音院淨林寺 國道の南側は在り。淨土宗あり。此の寺、元、飯高郡八重田村に在りしを、享祿年中、此の地に移

たりといへり。後、佛名寺と稱する、禪曹洞宗の寺あり。

郡界 上川と豊原との間を、飯高、飯野兩郡の界あり。石標を、國道に建てたり。

櫛田村 飯野郡に屬す。本村を、大字、櫛田、豊原、清水、菅生、上七見の總稱あり。

燈橋 飯高郡と飯野郡との界ある國道に渡せる石橋あり。二橋、相接するを以て、かく名づけしや。是より東を、宇伊賀町といふ。

磯部川

皇太神宮儀式帳、神宮雜例集に、此の川を以て、神の近堺とす。見

え、下樋小河の所又、大同本記に、磯部河より以東を、神國と定め奉

るとも見えて、神郡沿革の所飯高、飯野兩郡の界を流るる川ある

ことは、論を俟たず。然るも、其の所在を、詳しきものなし。古屋草

紙に、磯部河を、池上村の西にあり。下相可地、小流れ、末、櫛田川と、

一所あると載せ、皇太神宮儀式解にも、相可にある磯部寺は邊

ならむと謂へり。共に、池上村、磯部寺等の名より牽強せし説にて、

郡界を探究したる考證にあらず。仍りて、延徳の古圖を按ずるに、

飯野郡四條、一宮田里、五條、一宮田里、六條、一堺里、同條、二長田里と

あり。その西に、川を畫き、多津賀瀬と註す。其の西を、飯高郡の一條

十麻生里、二條、十一須木里なり。此の川、下流を、上河と合し、大口と

西黒部との間を過ぎ、海に注げり。是即、古の磯部河にして、中世、多

津賀瀬と稱せしならむ。又、貞治七年二月、宮田前大宮司の紛失日

記、小、林一所、飯野郡西黒部字北庭、四至、限、東川、限、南川、限、西、龍瀬、限、

北、道とあり。此の龍瀬も、西黒部の西に當れむ。前と同ト川なるべ

し。さて、龍瀬と云ふ字を索むるに、知る者あり。よりにて、今實地に就きて推考するも、櫛田村大字豊原と、神戸村大字上川との堺は、小流あり。水源も、神山の北、山添安樂の西ある谷より流れ出で、鎧橋に至り、下流も、中川九手川、名古須川、金剛川等と合して、一大川となり、港村大字大口の東まで、海へ入る。今これを、真盛川、又金剛川と云ふ。此の川、即、飯高、飯野兩郡界を流る。中世の多津賀瀬川も、古、神の近界なりし磯部河の遺跡ならむ。

豊原

伊賀町の本村あり。西側小、旅館、茶店立ち並べり。此の所小、掃水尋常小學校あり。

舊驛道も、六町許東あり。櫛田と稱す。後世、官道の變遷するに隨ひ、櫛田より、此の村に移轉せし者多し。故に、土俗、豊原と唱へむ。て、仍、櫛田と私稱せり。近年、又舊名を復したり。

大櫛社

字西町、道の北側は坐せり。

延喜式

大櫛神社

同書齋宮式
大櫛社

櫛田橋

国道櫛田村大字豊原と、漕代村大字早馬瀬との間なる櫛田川に架せり。長さ、四百八十尺、幅、十五尺あり。

櫛田川も、水源を、飯高郡の西境なる高見山より發す。數多の小川を受け、波瀬村に至りて、漸、大河となり、更に、蓮川、月出川、福本川等、枝合せ、曲折して、東へ走り、有間野村に至り、多氣の郡界に沿ひて、廣瀬村に至り、多氣、飯野の郡界をなす。是より、益曲流し、多氣郡朝長村の北境に於いて、二派に分る。一を、被川といふ。一を、此の所に至り、更に、北へ折れて、飯野郡の中央に貫き、西黒郡村まで、海に入る。長さ、大約、拾八里、濶さ、百間あり。下流、七里約を、五十石以下の船を通ず。此の川、元を、被川より、井堰を以て、耕地に、水を引き、大溝なりき。其に證は、東寺所藏、兼和十二年十一月十五日の國符に、大國、庄、四至、限、東、宇保村、高岡、限、西、中万氏、墓、限、南、多氣郡、佐奈倉崎、限、

北、四神山、東繩手、大溝とあり。又、保安三年正月大國庄田堵等の愁状、抑、謂、堰、者、堤、塞、所謂、櫛田河、之名也、件、河、廣、五十餘丈也、又、埋、損、本溝、七八町、頽、失、之時、可、改、堀、之、溝、廿餘町也、件、溝、廣、二丈餘、深、一丈六尺許也とあるを見て知るべし。此の渠溝、遂に、一大江河と成りたりとぞ。神麻績神部脇田氏所藏の古記に、人皇七十三代白河天皇御宇、永保二年壬戌、歲七月十日、中伊勢の地、大震、同月十三日、早朝より、大小風雨、被、川、流を變じ、櫛田川へ流さ入り、田地、六百餘町を破壊し、社祠、十二宇を流失すと見え、元和年間在世の、渭代郷法田村住人鈴木聖園の筆記に、法田村も、神山の下よて御座候へども、居所も、東のはてふて御座候。先年は、川東北、川計よて、西は、河無之候と記せり。古今、河流の變遷する、實に、驚くに堪へたり。櫛田名稱、被、川の所よ辨ぜり。参照すべし。

櫛田

豊原の東北にあり。中世迄の驛道なり。

此の地、上よも記せる如く、元も、竹田と云ひき。往古も、竹首吉比古の本領地ありき。倭姫命、御櫛を落し給ひてより、今の名に改めたりとぞ。

太神宮本記

其處、御櫛落給支、其處乎、櫛田止号給比、櫛田社定賜支、

神領目録

櫛田河原、御厨九斗、内六月三斗、九月三斗、十二月三斗、

櫛田社

字社に坐せり。今、村社に列せらる。

延喜式

櫛田神社

同書齋宮式

櫛田榎本神社

字榎本に坐せり。今、此の地の産土神と仰げり。

延喜式

櫛田榎本神社

同書齋宮式

櫛田榎木社

神風抄

榎本御園

清水

櫛田の北に在り。此の村の北に、菅生と云ふ村あり。元、長田

流田神社

同所字大里に坐せり。今、村社に列せらる。

延喜式 流田神社 同書齋宮式 流田社

須賀神社 同所坐せり。村社あり。

上七見 清水の西北よりあり。井手郷に属せり。此の村の東より下七見村あり。

奈々見神社 同所宇居屋敷に坐せり。村社あり。土俗、杉宮、又、奈々見神社と云ふ。宇尔日記にも中道宮と記せり。

延喜式 奈々見神社 同書齋宮式 奈々美社 神鳳抄 七見散在、神符公田

神領記 當時差定、調進七見村薺一籠

楊柳山康平寺 同所坐せり。後冷泉天皇の康平年中、安倍貞任を追討せしめ給ひし時、調伏せしめられし所ありと云へど、徴すべきものあり。今

朝見村 本村を、大字朝田、大宮田、立田、和屋、佐久目、西野、古井の総稱あり。

朝田 上七見の西よりあり。長田郷に属せり。此の村の北より大宮田、佐久目、西野、古井等の村落あり。

神鳳抄 長田郷、四十六町五反三十歩

朝田神社 同所坐せり。産土神あり。

森塚 東岸江より朝田に至る路の北側よりあり。天王塚とも、土宮とも云ふ。また、朝田を轉じて、オサダの社と稱す。これ、古の道饗

所ふるべし。土俗は、長田庄司の首塚ありとも云へど、妄誕にして、論ずるに足らず。

意非多神社 同所坐せり。

延喜式 意非多神社

光福山朝田寺 同所坐せり。天台宗あり。土俗、朝田の地藏と稱す。本尊を、半身、枯木にて、牡蠣殻附著せりと云。

寺傳に云ふ。延暦十五年、練公の長者、朝田日向と號するものあり。古木の感得よりて、當寺を建立したり。但、開基ハ、僧空海か

りや、又いふ。正應年中、伏見天皇より、修補の地として、土田、二十

八町を寄附し給へり。其の後、徳治三年、堂宇、田祿を罹りて、僧

須散再興したりや、いづれも、徴證すべきものあり。古田兵部少

輔信勝より、此寄附状等を、今に什藏せり。

朝田寺所藏文書 以上

朝田地藏。為御寄進。上田合七反。從兵部殿被遣候。彌無油斷御祈念可有之候。恐惶謹言。

九月十一日

林惣右衛門 花押

津田左兵衛 花押

朝田寺

金首座侍者御中

以上

今度寄進申通。朝田村領上川一枚橋之川崎礮原之分。以來立毛付候ハ、地藏分可被成候。同路副之澤も、後くよ、立毛付候ハ、是も寺領可被成候。兵部殿へも得御意如此候為後日如件。

慶長拾五戌年三月十一日

山本佐馬介 印

朝田寺

金藏主參

立利 朝田の東北に在り。長田郷に屬せり。此の村元も、立利村、富田の二村あり。今も併せて一村となせり。

穴師神社 同所田圃の中坐せり。産土神あり。土俗、杉社といふ。同書齋官式。

延喜式 穴師神社 穴師社

小金山 同所字金北浦にあり。近年、此の地より、古鐵、及刀鎗土器の類を發掘せりといふ。

和屋 朝田の東にあり。長田郷に屬せり。

翁塚 同所にあり。

土俗の口碑に、此の地も、往古、假面、七箇天降り一處あり。其の内六箇ハ、當時の村民猿樂師和屋某携へて、度會郡一色村に移住し、残の一箇も、今猶本村に藏すといへり。假面圖様等も、一色村に所出をべし。

西黒部村 此の村を、大字西黒部、松名瀬の総稱あり。

西黒部 和屋の北海濱に在り。黒田郷に属せり。

村内、四ッ家、綱屋、高須、須崎、新田、川原等の小字あり。此の地を、

榊田川の要津より、尤運漕み、便あり。陸地より二町許、代處、埠

口、深さ、數尋あり。大船を容るべし。

神鳳抄

二宮 黒部、御厨四十三石、當時東七、西八百。

神領目録

黒部、御厨三石、内、六月一石、九月一石、十二月一石、

榊築明神 同所、字北浦、一字大枝に坐せり。或も云ふ。延喜式内、此の社ありむと。

感應山 西蓮寺 同所あり。天台宗あり。

産物 食鹽 此の地は、塩田あり。食塩を産出す。

産物 木綿 此の地、紡績の業、いと盛なり。世間、流布せる松坂木綿と稱する物、多くを、當村、及多氣郡機殿村等より産出す。

松名瀬 西黒部の東に在り。黒田郷に属せり。此の村を三分し、向松名瀬、達摩、松世崎等の小字とす。榊田川の下流を隔て、

西黒部と相對す。塩田あり。食塩を産出す。

機殿村 本村を、大字六根、川島、新開、保津、魚見、腹太、井口中村、久保の総稱あり。榊田川を隔て、榊田村と相對す。

六根 松名瀬の南に在り。井手郷に属せり。

大國玉神社 同所、坐せり。産土神あり。或も云ふ。近隣ふる清浄山、大福寺ハ、舊の社域ありと、またいふ。大國玉神社を、度

會郡 大久保村にありと、

延喜式 大國玉神社 同書齋宮式

御園神社 同所、坐せり。古の御厨の鎮守神あるべし。

川島 新開 久保 共に、六根の北に在り。井手の郷に属せり。

保津 六根の北に在り。井手郷に属せり。

耕作宮 同所、森田某の屋敷地に坐せり。或も云ふ。是、式内天香山、神

社ありと、又一説、耕作ハ、河崎あり。即、機殿儀式帳に載

魚見 保津の西にあり。井手郷に属せり。字門前、新屋敷等の属邑あり。毎年正月、菜薺を、神宮に、貢獻する事ありき。これ、若菜

の御園の
遺例あり。

神鳳抄
魚見東御園、三斗五升、九月、同新御園、二斗五升、

同書
若菜御厨
神領目録
若菜御厨

魚見神社

同所坐せり。土俗、いほうづちさまと云へり。依りて、四方堤にます神とせる説も、非あり。塩田堤の上坐し、が故に、此の名を負てせ給へるあるべし。

倭姫命御船よて、多氣川を下り給ひ、川の後江ふ到らせ給ひ、時、魚自然に集りて、御船入りぬ。皇女悦むせ給ひて、魚見社を定め給ひきとあるを、此の社なり。往古も、此の邊に江灣、的形をなせりきとぞ。今に、猶川尻と云へる村あり。

大神宮本記

從是處、御船乗給天幸行其河後江、尔到坐于時魚自然集出天御船、尔參乘支、尔時倭比賣命見悦給、互其處、尔魚見社定賜支。

延喜式

魚海神社二座

同書齋宮式
魚海社二座

腹太
六根の東
に在り。

神鳳抄
腹太御園

宇留布都神社

延喜式
宇留布都神社

同書齋宮式
宇留布都社

井口中村

神麻績機殿

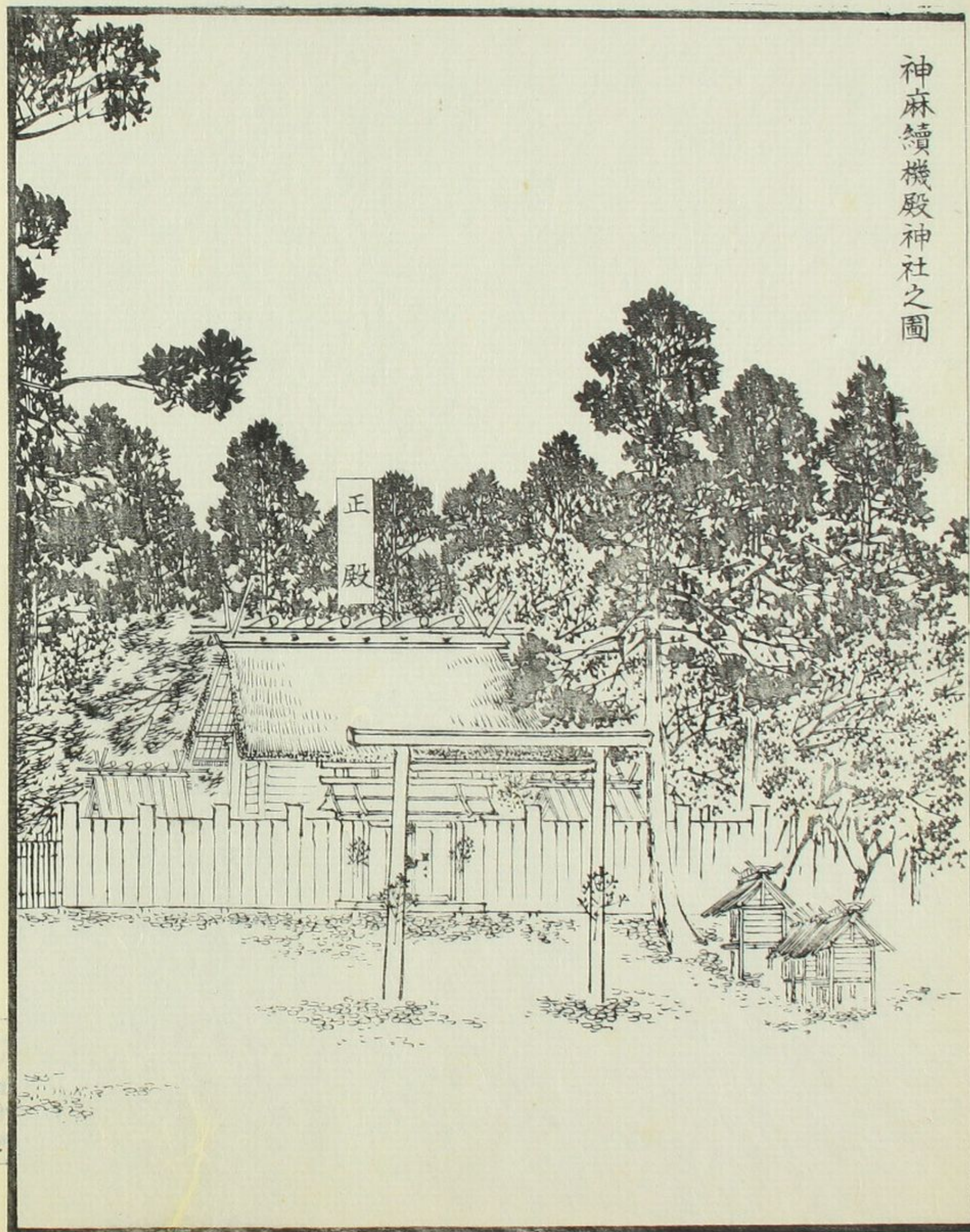
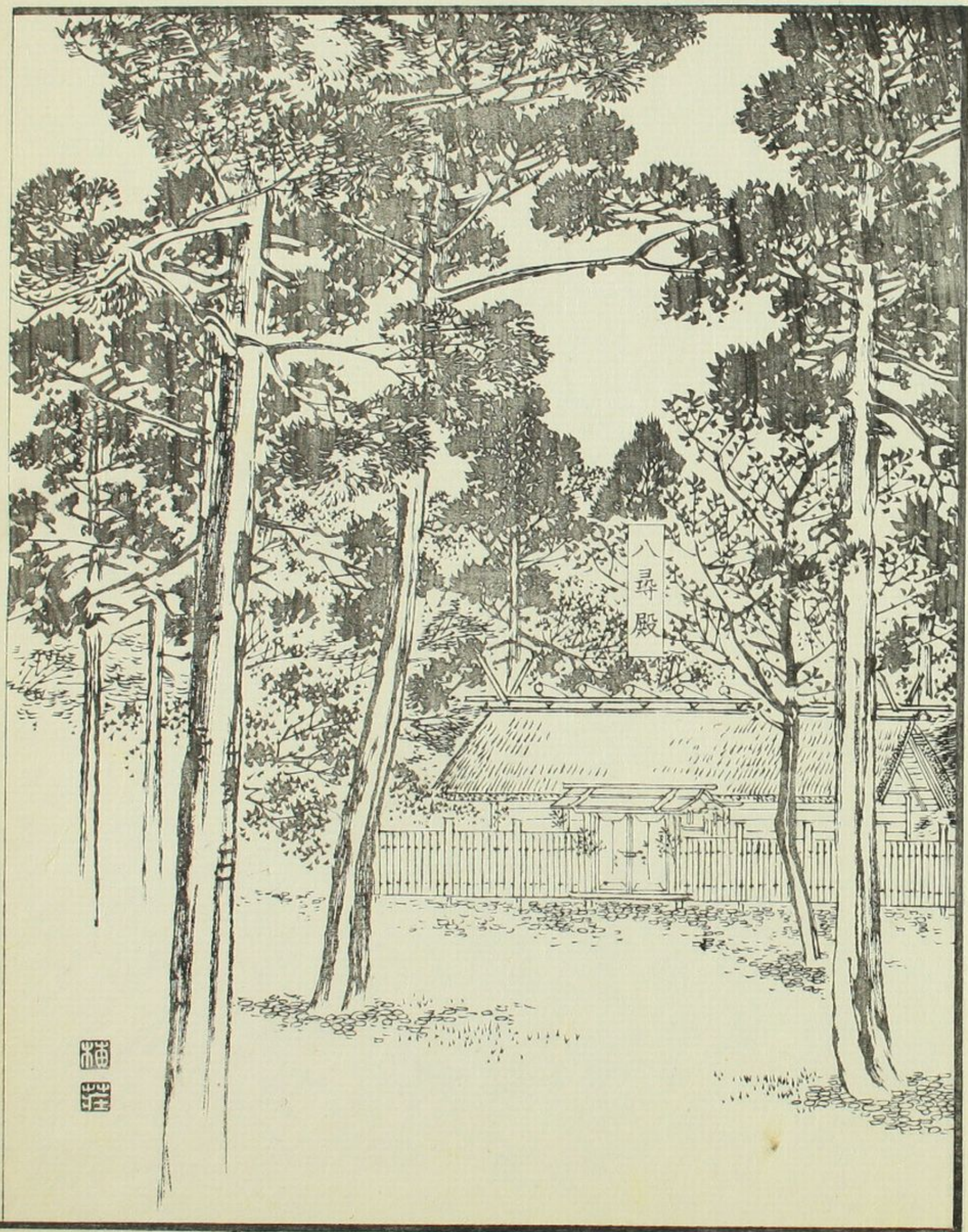
荒妙衣を織り奉る所あり。

此の機殿を、舊多氣郡大垣内村に在り、茂、養曆三年に、此の所を移し、あつりとぞ。機殿の由来、及、舊記考證等は、神服織機殿の所に出す。

神麻績機殿神社

神山村

同域内に座せり。皇大神宮の所攝あり。本村八、大字中萬上、蛸路、下蛸路、八太、山添、安樂、山下の總稱あり。



神麻績機殿神社之圖

中萬ちうま 豊原の南に在り。往古乳熊郷の本邑なりき。乳熊を轉じて中万と稱せり。

神鳳抄 中万郷、七十二町七反、

石前神社いざきのたもと 字戸笠、坐せり。産土神あり。村社に列せり。

延喜式 石前神社

神生山乳熊寺かみうやうざんちうぐま 同所にあり。昔も大伽藍の古刹ありき。今廢れて、僅に觀音堂一字を存せりのみ。

太子山聖徳寺たいしざんせいとく 同所あり。淨土宗あり。傳へ云ふ。用明天皇丁丑の年九月、厩戸皇子の創立し給へる處なりと。

神山一乗寺かみやまいちよう 同所神山の巔にあり。天台宗あり。

此の寺、推古天皇の六年、厩戸皇子の創立に係る由いひ傳ふ。然れども、傳記焼失して、詳ならず。往古に伽藍を、文化年中、田祿の爲に盡し、烏有となせり。當時、藤堂氏、此の地を領せり。依りて、寺領十二石を寄附して再建せりと云ふ。中世には、國司北畠氏の祈願所なりき。されば、延徳、明應、天文年間、同氏より寄せし文書

を藏せり。今、其の一を、左に録す。

一乗寺所藏文書

右神山寺山林之事、先年任御寄送之旨、可被存知之者也、於此法度違犯之輩、可被處嚴科之由、依仰下知如件、

延徳二年八月五日

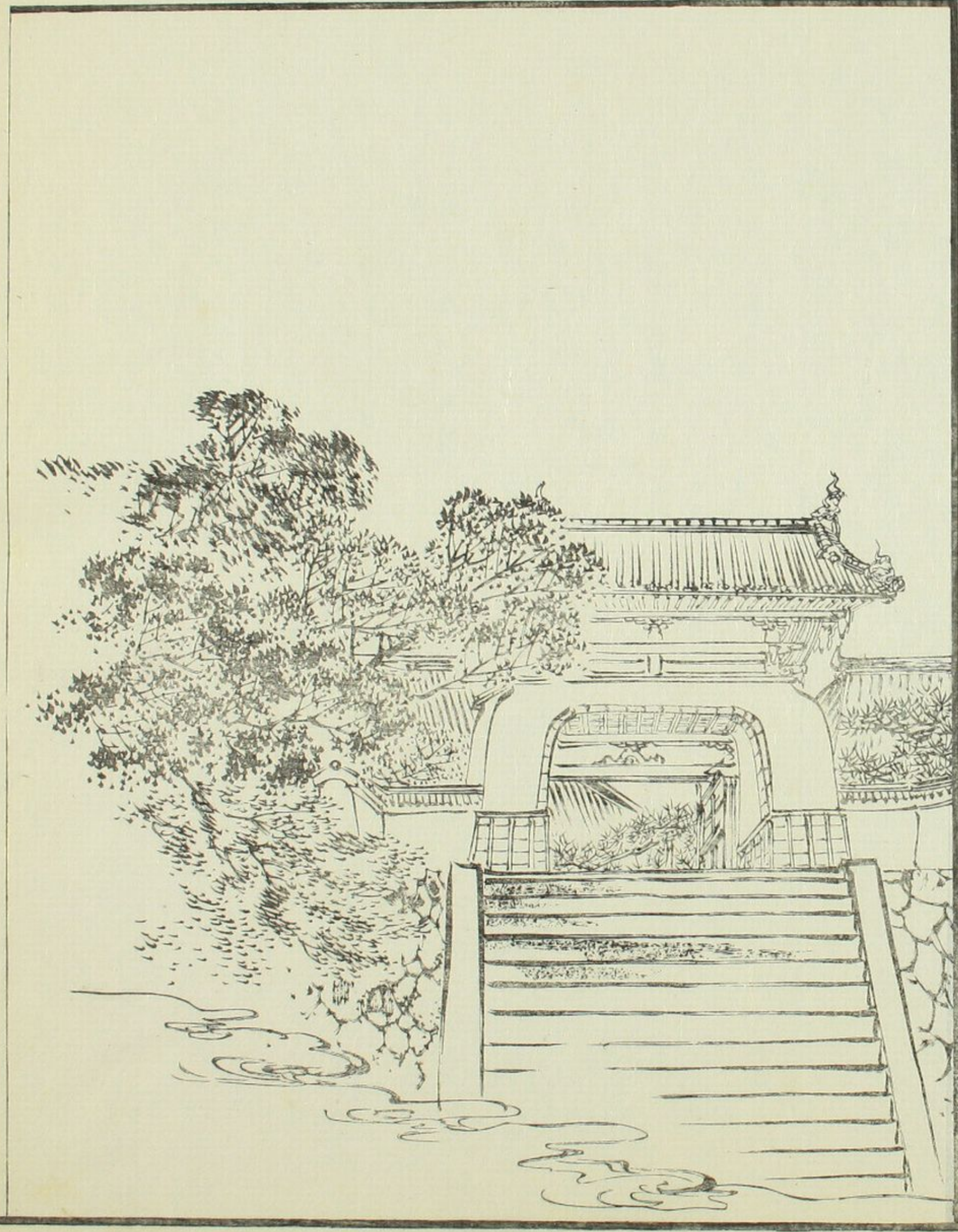
式部少輔 花押

神山かみやま 一乗寺の占據せる山を云ふ。

此の山、平地を抜くこと三十六丈。北は、勢海を隔て、近く、尾参の巒嶂を望み、東を、志山を跨ぎて、遠く、遠州洋を觀る。白帆、飛鳥、比如く、群島、卧牛の如く、烟波漂渺の間に隱見して、風光、最佳なり。一説に、是即、飯野高宮の舊趾なりといふ。山腹に、磨崖の碑あり。伊藤東屋の詩を勒せり。

伊藤長胤

修林夾、回登、香刹、倚神山、沫至、小天下、已知超、世間、雲深、參、白



一乘寺之圖



足泉涌照蒼顏行欲窮奇絶此途更往還

享保庚戌四月十三日隨師遊此有詩每念勒石于路傍擬磨崖碑近田時堀木富中野明徳憑惟勸遂乞智嚴和尚得償四十九年志誠成人不可以无壽也

安永丁酉夏五望 津 奥田子享書時年七十五

仁木右京大夫義長墓 一乘寺の境内あり

文中元年三月仁木義長國司北畠顯能の為小敗られ此の所小て自刎したりと云ふ

神生山心光寺 中万に在り一は護念院と稱す浄土宗鎮西派あり

迎向山弘道寺 同所あり浄土宗鎮西派あり

鐘突池 字鐘突あり上池とも稱す面積八千百坪水田の灌溉に供せり

上蛸路 中万の西にあり乳熊郷に属せり此の村に南に萩尾といふ属邑あり

神鳳抄

蛸路大藏山御園 一石 五斗

同書 萩尾御園

神領目録

萩尾御園九斗内六月 菓子三斗 九月 菓子三斗 十二月 菓子三斗

下蛸路 上蛸路の東に在り乳熊郷に属せり

牛峰神社 同所坐せり産土神あり或も云ふ延喜式内の牛庭神社を此の社あらむと

八太 下蛸路の西にあり治田の轉訛なり

神鳳抄 治田御厨九斗

神領目録

治田御園九斗内六月 菓子三斗 九月 菓子三斗 十二月 菓子三斗

山添 下蛸路の東に在り舊山副と書きたり乳熊郷に属せり

神山神社 同所坐せり産土神あり今郷社と列せり土俗山添大明神といひ或も鑰取明神といひ又神山明神とも稱す

飯野高宮行宮舊趾

皇太神宮儀式帳機殿儀式帳に飯野高宮と見えたり伊勢國風土記にも飯野高宮に作まじり其の所在も御遷幸圖説に飯野

郡神山藥師山ならむと云ひ、勢陽俚諺に、飯高郡下村の神館神
明社なりと云ひ、世記講述抄に、飯高郡川俣谷作瀧村ある瀧野
神社ありと云ふ。いづれも、臆説にして、信あるも足らず。然るも、勢
陽雜記に、飯野郡高宮を、松坂より巽、行程二里、山添村あり。神
山の北の麓に、所有神山の明神と。中大神宮、宇治へ、御鎮坐な
らざる前、先高の宮に至り給ふとあり。俗此明神を、一鳥居と
云ふ。宜なる哉とあり。又、神名帳考證に、神山神社、在乳熊郷山添
村神山北麓、土民稱鑰取神と見えたり。今、其の地形を察せ、小
神山北東麓より、石階を登り、稍高き所、小至れを、東面に、神殿、拜
殿、御饌殿等あり。老樹繁茂して、千古の風を存せり。此の社、古
正しく、行宮の舊趾ならめ。近年、社域を横断して、参宮鐵道を架
設せる小より、大に、風致を損じたり。

大神宮本記
飯野高宮四年奉齋

皇太神宮儀式帳

次飯高縣造乙加豆知乎汝國名何問賜支白久忍飯高國
止白支即神田並神戶進支而飯野高宮坐支
遷幸要畧

垂仁天皇廿二年癸丑冬十二月二十八日飯高高宮奉齋
于時造進飯野神戶

安樂 山添村の東に在り。櫛田郷に
屬せり。元々安樂寺と云ひき。

西方山安樂寺 同地に在り。浄土
宗鎮西派あり。

天神祠 同寺の境内に坐せり。菅原道真公を祀する社あり。土俗、安
樂天神と稱す。毎月廿五日よ、遠近より参拜する者多し。

山下 安樂の西にあり。櫛田郷に屬せり。元々泉村と云ひしを、藤堂
和泉守の封土なるより、元和中、領主の弓を避けて、山下と

改めたりとぞ。

神鳳抄
泉御園、一十月

射和村 本村を、大字射和、阿波曾、御
麻生、茵、莊村の総稱あり。

射和 中万の西にあり。伊佐和とも、伊射和とも書けり。乳熊郷に属せり。

伊佐和神社 同所に坐せり。

延喜式 伊佐和神社 同書齋宮式 伊佐和社

射陽文庫 同所竹川某の構内にあり。嘉永六年、竹川竹齋の創建したる所あり。書籍、及書畫幅、器物等を藏せり。

澤龜山醫王院射和寺舊趾 同所あり。真言宗あり。

此の寺、又の名を福眼寺とも、福龍寺とも稱せし古刹あり。今を廢れて、僅よ、藥師堂を存せるのみ。中世、國司北畠氏の祈願所ありしに依り、長祿、寛正年間、同氏より、此の寺に寄せたる文書數十通、今に射陽文庫に藏せり。

戴龍山地藏院延命寺 同所在り。浄土宗あり。

寺傳を按むるに、天平年間、僧行基の開基なり。元々、地子免除、無本寺の大伽藍ありき。堂塔廿四坊、末寺一百餘あり。本尊地藏尊

も、行基の自作ありとぞ。文明六年、僧光譽盛觀之を、浄土宗に改め、知恩院の末寺小列せしめたり。盛觀、夙よ、高德の譽あり。國司北畠氏の崇敬淺らざりき。文明十年、諸役を免除せられ、長享二年、寺領若干を寄附せらるたり。其の後、北畠氏の亡ぶる小及び、諸堂宇、次第に廢壞せしを、正保年間、僧然譽再建したり。いふ。現存の堂宇、即是あり。惣門の如きを、當時、國司より寄附せしものなりと云へり。其の什藏せる文書、此内、信雄の朱印を、左に掲ぐ。

以四目指郷之内、永樂五十貫文、令寄附畢、永代可為寺務者也。

天正拾一年拾月

延命寺

信雄 印

萬豊山伊馥寺 同所あり。浄土宗あり。或ハ云ふ。元、延命寺の支院ありきと、此の他、同所あり。天台宗首楞山蓮生寺、真宗

土呂山本宗 寺等あり。

産物輕粉 粉と稱す。世よ、伊勢白

氏經日次記三郡内神税徴納注文の條小、白粉燒竈神税とあり。何時の頃より始めしもの。此の地は村民丹土を採り、承よ合せて、輕粉を製す。近年、國分某之を、米國博覽會より出品し、大に賞賛を得たりと云ふ。

射和村元標

- 第三師團へ十九里一町八間、 三重縣廳へ七里十九町十八間、
- 相可村へ 一里十一町十間、 津田村へ 九町二十七間、
- 茅廣江村へ 一里十四町十五間、 大河内村へ 一里卅五町四十三間、
- 花岡村へ 二里十町五十六間、 神山村へ 一里四町一間、

下池 字神山谷に在り。周回、二百一間、面積、二千二百二十坪。水田の灌溉に供せり。

阿波曾 射和の西あり。元と、岸村、或も、愛曾といひき。乳熊郷に属せり。

夫婦石 同所字芋藏に在り。二石、相對峙す。故ふ、此の名あり。

龍燈松 同所字岸垣内にあり。一根三幹、高さ、九十八間、餘あり。燈籠の形をみせるを以て、かく名づく。

上池 岩本池 床世池 スゴウ池 山口池 同所あり。共み、水田の灌溉に供せり。

庄村 阿波曾の西あり。乳熊郷に属せり。

御麻生園 庄村の西に在り。乳熊郷に属せり。

講述抄、麻園を、射和村の西に在る御麻園村、是なりとあり。皇大神の御衣を織り奉る機殿御料の麻園なり。

大神宮本記 余時吉比古地口御田並麻園進、
建久九年内宮遷遷宮記正月十日宣解狀
御麻園神人三宅國重、
神官諸雜事記

天喜五年九月十四日、恒例、神御衣、式日闕怠、不供奉事、發

字歛方、御麻生園、預清原、秀延加出來天、大神宮乃天、平賀奉造料乃板負駄、横切放已了。

勘中記弘安七年九月十日條

參院申、神宮神服麻績兩機殿、御糸、御麻園、神人等申、為齋

宮寮被擗取其身、畧下

紀師神社 同所北山腰に坐せり。土俗、岸御林といふ。

紀師神社 同書齋宮式

下池 字楠に在り。面積、七千三百八十六坪許。水田の灌漑に供せり。

漕代村 本村を、大字早馬瀬、高木、縮木、横地、目田、伊勢場、法田の総稱あり。

早馬瀬 櫛田川の東岸、国道に沿へる村をいふ。漕代郷に属せり。此の地、古、驛傳馬を經ぎし處あり。驛傳馬を、古書に、ハイマと訓ぜり。

宇氣比神社 同所に坐せり。産土神あり。今、村社に列せり。

醫王山大乘寺 道の右側にあり。浄土宗あり。

漕代村元標

三重縣廳へ六里十町、

多氣郡役所へ二里二町、

齋宮へ三十二町、

櫛田村へ二十四町、

機殿村へ壹里十町、

相可村へ二十九町、

高木 早馬瀬の北に在り。漕代郷に属せり。

神垣神社 同所に坐せり。

神垣神社 延喜式

横地 目田、伊勢場、共に、早馬瀬の南に在り。漕代郷に属せり。

法田 早馬瀬の南、櫛田川、被川分派の所あり。元、土田と書きて、ハニタと訓ぜしを、後世訛りて、ハッ田と轉たりとぞ。

土田御園 神鳳抄

稻木 早馬瀬に續け、
神鳳抄、
國道あり。

中稻木御園 神鳳抄

稻木神社 道の北側に坐せり。産土神あり。今、村社に列せり。

産物紙煙草入此の地は之を
嚙ぐ家多し。

本舗を池部某と云ふ。稻本神社の東隣に住し、壺屋と號せり。祖
先の代より、菅笠、桐油、合羽等を製造するを業とし、終に桐油を
以て、紙煙草入を作ることを發明したり。其の年代詳ならず。古
き狂詠に、夕立やいせの稻木の煙草入ふるなる光るつよいか
みなりおどいへ。當時の製も頗質素なりき。近年及び、意匠
を凝し、精巧美麗の品を出すに至り。共進會博覽會等の内外
國に開くる毎、之を出品せし、いつも審査官の好評を博し、賞牌
を贈られたり。凡南勢の地方にて、紙煙草入を嚙ぐ家も、必壺屋此
記號商標を掲ぐ。然せざる時、往來の旅客、顧みる者なしと云ふ。
中世までも、齋宮群行、及勅使、例幣使参入等の時、大神宮司の卜部

楔川橋

飯野郡漕代村大字稻木と、多氣郡齋宮村大字
竹川との間ある郡堺を流る、楔川は架せり。

此の川よて修楔したりき。故に、楔川此名あり。又多氣川、竹川、稻本
川おどやも稱せり。水源を、高見山より出で、法田の南よて分派し、
一を、櫛田川と名せ、一は、此の所に至る。下流ハ、阪本、中海、佐田、前野、
八木戸、藤原等の諸村を経て、海に入る。其の間、三里弱、濶四十間あ
り。其の一里許を、八石以下の小船を通ずべし。案をるに、此の川を、
即、古に櫛田川なり。今の櫛田川を、上よ述べたるが如く、永保二年
七月大洪水の節、分派したる者あり。伊勢勅使部類記ハ、関河、安濃
河、雲津河、竹河、宮河と次第し、竹河の分注小、或を、櫛田川といふや
あり。延喜齋宮式、江家次第等も、下桶小河、多氣河とありて、其の
中間ハ、櫛田河の目なり。まゝ、太神宮諸雜事記ハ、天喜四年九月十
四日、朝出立之程、逗留在、天麻績機殿、御衣奉納、辛櫃、櫛田河、西岸出
立畢とあり。機殿の所在を、今の櫛田川より、遙の東に當せり。され

む、御衣の辛櫃を、機殿より昇き出でて、西岸よまつべき由あり。是亦古の梯田川を、今の被川たることの、確なる證あるべし。

延喜式 九齋内親王参入之日、飯野郡梯田河、浮橋者、太神官司專當。

其事令神郡人臨時營作

太神官諸雜事記

神服乃御衣式日出立進、天、宇稻木川原、麻績、御衣相待之間

時刻式日已過

八雲御抄

之、河、伊勢齋宮、御前、川也、

家集

君がすむ梯田川よや乱きたるかみの心もうちとちぬらむ

俊 頼

同

もみち葉の流るる時を竹河に淵の緑も色かきけり

躬 恒

貞元元年、初齋宮の侍後の、うりやよおそするあひだに、八月

廿五日庚申、夜、人々まわりあひてあそぶに、あそひの心を、

同

神代より色もなむらね竹河のよきを君よぞかぞわらむ

源 順

夫木抄

竹川の櫓のつあある花園よ我を、ゆるせめぎうたぐへて

作者未詳

同

後よ又誰う来てみむ竹河やむまぶ常も紅葉ちるなり

定 家

歌枕名寄

竹河や湯田跡を、それをはくくと山田の系、たねもねむ

長 明

被川船賃制札

船賃定

一常水

壹人 壹錢

乗掛人 三錢

馱荷壹足 同

駕壹挺駕舁共 同

一中水

壹人 三錢

乗掛人共 九錢

馱荷一足 同

駕壹挺駕舁共 同

一大水

壹人

六錢

乘掛人共

十八錢

馱荷壹足

同

駕壹挺駕昇共

同

常よ渡錢不取来者小也、自今も取まどきもの、

右之旨堅相守之、若令違背者、可為曲事者也、

元祿十五年正月

郡塚

被川を以て、飯野多氣の兩郡塚とす。

齋宮村

本村を、大字齋宮、竹川、金剛、平尾、池村、上村、岩内の総稱あり。

竹川

狭川橋の東よ續ける國道なり。竹川の名義を、前よ出せり。

大櫛森

道の南側あり。

被所

道の北側ある田圃の字よ殘れり。古、多氣川の修被ハ、此のわたりよて行ひしからむ。

延喜式 五月十一月晦日、隨近川頭為禊、

同書 凡祈年月次祭、使參入者、大神宮司、卜部、祇候、多氣川解除、

至多氣河、以舟渡之、中於松樹下、修禊、大神宮司儲、被物

并座等、予座、經綱縁、半帖、被物、折敷、高杯也、王以下、座白縁、小半帖、被物無、高杯、予座、傍、挾、紙、於竹立之、の、下畧

神宮雜例集五月晦日條 齋宮寮、竹川御禊、事、江家次第公卿勅使條 多氣川、被、大神宮司儲、被物、

幸橋

國道字花園よ架せる石橋あり。被所の東よ在る橋故よ、土俗、再拜橋といひしを、いつの頃よら。幸の字に改めたり。

八雲御抄 さいそひの橋、伊勢、

歌枕名寄 頼もき名よある哉、てりけ、まづさいそひの橋を渡らむ

神祇百首 祈りつ猶再拜の橋柱、まら名もらる、思ひやまばや 度會元長

花園森

幸橋の北一町許、字蛭の澤よあり。

竹神社

竹川村よ坐せり。産土神あり。土俗、檜宮といふ。今、郷社に列せり。

延喜式 竹神社 同書齋宮式 宇尔日記 竹上社 たけ宮

金剛阪 竹川に續ける國道あり。此の村、竹川と、犬牙相接し、大字齋宮の境界に至り。

齋宮 竹川及金剛阪に續ける國道あり。往古、齋の宮の座にませり志所あるを以て、今に、此の稱あり。

神風抄 齋宮 柑子御園、六斗、

牛庭神社 道の北御絲道の側は坐せり。或ハ云ふ。本郡牛草村の産土神、即、式内牛庭神社ありと、いづれも是ならむ。知らず。

延喜式 牛庭神社 同書齋宮式 牛庭社

竹都 同所の美稱あり。齋内親王の座にませる竹都ありしを以て、竹の都とも、竹の宮ともいへり。

能因歌枕 竹都も、齋宮御所あり。

大和物語 伊勢の國は、前齋宮たもしまちける時、堤の中納言、勅使

よてくだり給ひて、

吳竹のよ、此都ときくからに君を千年の疑もなし

御返もきかず。彼の齋宮のたもします所ハ、たけの都と云

むいひける。

夫木抄 思へた、竹の都を霞みつゝ、志め此内なる所代のけきを 俊 頼

同 常磐ある竹の都、此石なれ、嬉まふをかきてどとる 同

同 竹の宮まがきにうゑて子代までも祝ひ初めをむほ君をこれ 俊 成

齋宮寮舊趾 同所は在り。國道の南、北、數十町は亘れり。

延喜齋宮式を按ずるに、九溝隍、四邊、列植、松柳と見えたり。齋宮寮大垣の外も、四方も、溝隍を繞らし、松柳を並べ植ゑてあり。其の志る。其の舊趾は就いて檢せらるに、東の境を、鈴池といふ。西は、國道より、坂本に至る路の東傍を、限とす。北を、字、ゆうざむ堀といふ。南も、天正年間、北畠國司の臣、乾某、居を占めて、田圃を開墾せしよし、人民次第も移住して、遂に、一邑をなす。西堀本郷と呼べり。其の四至の處々に、渠濠の趾とも遺り、又、御館、御川、上園、下園、井戸屋敷、

柳原等の字も存せり。これ、齋宮寮内中外三院の舊蹟あり。

因ふ云ふ。今道の北側ある叢林中、小祠あり。土俗、野宮と稱せり。野宮とも、齋内親王伊勢群行の前に、宮城外の淨野よて、齋戒志給ふ御殿の名あり。當國あるべき筈なり。さるを、此の地を、野宮と以ひ、齋宮の舊蹟と志たるは、康永參詣記の文を誤解して、後世、好事家の附會したるものなるべし。

康永參詣記

齋宮ふまゐりぬ。古の築地の跡と覺えて、草木の高き所あり。鳥居を倒せて、朽ち残りたる柱の、道は横たをまゐるを、人だにも、かくと知らせずむ、只、伏木とのみぞ見てをぎなま。齋宮と申すも、たえて久しき趾なりしを、近頃、再興有るべしとて、花やなる風情など有りしども、芳野山の櫻、常あき風よさをそれ、嵯峨野の原に女郎花、あだある露よ志ほ色しければ、野宮の名乃

み残りて、齋宮の御降よも及むず。神慮のうけおぼしめさぬ政なりけりとも、此の時こそ思ひ合せ侍りしあり。是を、近き程の事か也。

齋内親王

齋内親王を、崇神天皇の皇女豊鋏入姫命を以て、始とす。垂仁天皇の皇女倭姫命代りたせ給ふよ及び、大御神を戴き奉り、諸國に名山大川を巡行志給ひて、御鎮座地を覓め給ひ、終に、伊須須の宮よ鎮め奉らせ給へり。此の皇女も、一百三十年の久しき歳月を終始、一日の如く齋き奉らせ給ひき。其の御功績、古典よ顯著あり。次、小景行天皇の皇女五百野姫命代らせ給ひぬ。御三代、既よ、かくのごとし。是より、定典となり、御代々々の天皇、未嫁に皇女を卜定し、大御神の御杖代として齋き奉らしめ給へり。

七十一代後醍醐天皇の皇女祥子内親王の時よ至り、元弘の乱ありしは、野の宮より退下志給ひて、伊勢への群行を得せさせ給もざりき。是より後、齋宮を定めさせ給ふこと、遂に廢れたり。維新の際物ごと、總べて、昔より復さざりしもの、齋宮を興し給もざりき。いかなる由ふの。今、齋内親王の濫觴、及其の稱の異なるものを、歴史中より抄録して、

左よ
掲ぐ。
日本書紀崇神天皇條

六年、先是、天照大神、倭大國魂二神、竝祭於天皇大殿之内、然畏其神勢、共住不安、故以天照大神、託豐鍬入姫命、祭於

古事記
倭、笠縫邑、仍立磯城神籬。
妹、豐鉏比賣命者、拜祭伊勢大神之宮也。

仍就於倭、笠縫邑、殊立磯城神籬、奉遷天照大神及草薙劍、令皇女豐鍬入姫命奉齋焉。

日本書紀垂仁天皇條

廿五年三月丁亥朔丙申、離天照大神於豐鍬入姫命、託于倭姫命。

古事記
次、倭比賣命者、拜祭伊勢大神宮也。

日本書紀景行天皇條
二十年春二月辛巳朔甲申、遣五百野皇女、令祭天照大神。
同書雄略天皇條
元年春三月庚戌、中、稚足姫皇女、更名、栲幡、是皇女侍伊勢大神祠。

續日本紀

大寶元年二月己未、遣泉内親王侍於伊勢齋宮。

同書
天平二年秋七月癸亥、詔曰、供給齋宮年料、自今以後、皆用官物、不得依舊充用神戶庸調等物。

寶龜三年冬十月己丑、以酒人内親王、為伊勢齋、獲居春宮齋宮。

日本後紀

延曆十五年二月乙亥、齋内親王欲歸京、造頓宮於大和國。

日本後紀

同書

大同元年十二月壬寅、以大原内親王為伊勢齋内親王、

延喜式

天長五年二月己亥、宜子女王奉定齋王、

九天皇即位者、定伊勢太神宮齋王、仍簡内親王未嫁者、若無内親王者、依世次、簡定女王、訖、即遣勅使於彼家、告示事由、神祇

祐已上一人、率僚下、隨勅使共向、下部解除、神部以木綿著

賢木立殿、四面及内外門、賢木木綿所司備之、解除料、散米酒肴等、本家備之、其後擇

日時、百官為大祓、同尋常二季儀、

同書

九齋内親王定畢、即卜宮城内、便所為初齋院、被禊而入、至

于明年七月、齋於此院、更卜城外淨野、造野宮、畢、八月上旬、

卜定吉日、臨河被禊、即入野宮、自遷入日、至于明年八月、齋

於此宮、九月上旬、卜定吉日、臨河被禊、參入於伊勢齋宮、

同書齋内親王奉入時祝詞

進神嘗幣詞申畢、次即申曰、辭別、臣申給久、今進流齋内親

王波依恒例、氏三年齋比清、麻波氏御杖代止定、氏進給事波

皇御孫之尊乎、天地日月止共、尔常磐尔堅磐尔平氣安久、

御座座武志米御杖代止進給布御命乎、大中臣茂粹中取持

氏恐美恐毛申給止申、

西宮記

天皇行八省主水供御手水、次御大極殿、御高座東面、中臣自北

東、戶奉麻内侍傳之齋王參入、藏人催輿入、自嘉喜門、傳北

戶内齋王着南面座、王幼乳母抱之、東壇云、女房一兩候、關司候

着唐衣裳玉纒等、以次不上髮為童、天皇召少納言、如例、氏

氏參進立版、召如常、詞在、内裏式、氏、昇、自東福門前、天皇

以小櫛、加王額、藏人仰、作物所、令入、小櫛、篋、内侍取、傳、奉、

加、依、御物忌云、依、江家次第、次、天皇召額、櫛篋、次、藏人頭執件、篋付、内侍、内侍取、篋、開、蓋、

置、御座、左方、席上、蓋、置、北、内侍奉仰、進齋王、許申、可近、參給、

南方紀傳

由親王近候御前御乳母奉抱女天皇以櫛刺加其額勅京
乃方仁趣支給不次内侍以櫛筥給親王乳母件櫛令夜刺
宮納筥云此間大臣就東福門南面西掖座宜命置召使王給
宣命次大臣令奏可給使王御馬由勅許畢仰外記次長奉
送使令奏路次間非違濫行任法可紕彈由勅許食次聞司
開東面戶次王輿入自東福門寄於件戶下次親王出自東
戶乘輿出自昭訓門勅使公卿以下相
赴野宮季房供奉于時一品公主
元弘元年八月廿四日戌刻主上行幸南都又笠置山中宮

萬葉集

山邊乃御井乎見我氏利神風乃伊勢處女等相見鶴鴨
野の宮よ齋宮の庚申志侍りける小
松風入琴といふ題をよみ奉候

拾遺集

琴の音よ峯北松風通ふらうづれの緒より志らそめけむ 齋宮女御
郁芳門院伊勢よおそましける時六條右大臣の北
の方あからさまにくたりて侍る時思ひがけぬ鐘の聲
のほけらよき
こえけきは

金葉集

神垣のあたりと思ふにゆふたすき思ひもかけぬ鐘の聲哉 六條大臣北方
公継卿公卿勅使よて太神宮に詣て帰り上り侍り
けるよ齋宮の女房代中より申送りける

新古今集

うれさもほちまもいに登ま一故里人よとれまかむ 作者未詳
かへ

同

神風やいさ川波教あらずまむべきみに又降りあむ 春宮権矣公継
文永元年九月齋宮群
行の時薰物奉るとて

續古今集

別るともたちも離れど人志まばある思の烟むろりは 月華門院
同ト群行の長奉送使よて罷り下り
て復奏の曉女房の中へ遣りける

同

なまきても別るみちの旅衣つゆより外は袖やぬれあむ 権中納言雅長
伊勢よ御座しける時女郎花を裁ぬら
きたりけるよ糸へ帰り上り給ひて

うゑたきて花の都へ帰りなむ恋かゝるべき女郎花うな

肅子内親王

野の宮よ、久しく侍りたる比、夢の告ありて、
太神宮へ、百首の歌讀みて奉るける。

いと川頼む心も濁らぬをなごほる世の猶定むらむ

祥子内親王

野の宮より退下
の後、雪を見て、

忘るめや林のいぶきの神系よゆかろけそ、一雪の曙

同

伊勢は齋宮かまゝまきて、年へにぞり、齋宮、木立むらり、
さうと見え、ついで垣もなきやうにありたてけるを見て、

いつる又齋の宮けいつかきて志めのみうち、塵をはらむ

西行

思ひやる齋の宮を流りて花咲き残るかきつむらぬ

為家

永きよのためしにひらむ鈴鹿川越えて齋の宮くらひの志め

家隆

伊勢の齋宮、のみやよて、庚申、志後ひ、
み、松は声、夜の琴、み入るといふことを、

兼代と天の空まできこゆるは夜ふのき松の志らなりけり

兼盛

初の冬は庚申の日の夜、伊勢、いつきの宮けさぐらひみ、
て、松声、夜の琴、み入るといふことを、題よて奉る歌、

夜をさむと琴よもいら松風ハ君ふひのれてまどさうらむ

源順

言のそにかけても何の思ひ出づる齋の森の志めは下草

長明

齋内親王神事供奉

齋内親王神事供奉の次第を案ぶるに、毎年三節の祭よを、其の
月の十五日、齋宮を出でまゝて、離宮院に移り給ひ、修祓の後、一夜
齋宿をさせ給ふ。かくて、十六日よは、豊受大神宮、十七日よは、皇
大神宮の御祭よ仕へ奉らせ給ふ。御祭了りて、奉幣使、宮司等、
祿を賜ふ。十八日、離宮院ふて、豊明神事を行せられ、同日、此の
宮よ還らせ給ふ恒例なりき。

十六日、朝饌之後、齋王參度會宮、路邊窮者賑給如常、禊度
會河參入神宮、至板垣門、東頭下、輿入外、玉垣門、就東殿、
并掃部司、神宮司執、鬘木綿、入外、玉垣門、而跪、命婦出受、以
供奉、裝束

奉齋王拍手而執著髮又神官司持太玉串入同門而跪命婦亦轉奉齋王拍手而執捧入内玉垣院内就座席命婦若女孺二人陪避席進前再拜兩段訖玉串授命婦受轉授物忌受執立瑞垣門西頭齋王還就本座官司宣祝詞訖物忌内人奉幣帛案齋王并衆官以下再拜拍八開手次拍短手再拜如此兩遍既而衆官退出就解齋殿給酒食訖入外玉垣門供倭舞先神官司以下及主神司寮官次第舞次齋宮女孺四人供五節舞訖給祿有差其後齋王還著離宮主神司中臣候南門奉御麻十七日參太神宮袂御裳洗河自餘之儀同度會宮事見太神宮式是日神官司獻物即賜祿又奉幣使同賜祿並各有差十八日齋王還宮主神司中臣候南門奉御麻兼供奉大殿祭祇承國司賜物

齋宮寮

齋宮寮をもと齋官司と稱しき天平十八年八月より始めて寮を置らむたり齋宮頭も大寶二年正月從五位下當麻真人橘の任せらるるを始とす寶龜二年十一月始めて官舎を此の所に造築せらる。延暦四年造替の時よりは造齋宮長官を置られたり。天長元年多氣齋宮は大神宮小離きて不便なり故に離宮院を以て常の齋宮と充てられ承和六年に至り再詔して舊より復せらむたり。事も古典に詳なり。

續日本紀

大寶元年八月甲辰齋官司准寮屬官准長上馬

同書 大寶二年正月乙酉從五位下當麻真人橘為齋宮頭

同書 神龜四年八月壬戌補齋宮寮官人一百廿一人

天平十八年八月壬寅置齋宮寮以從五位下路真人野上

為長宮

同書

寶龜六年八月癸未、伊勢尾張美濃三國言、異常風雨、漂沒百姓三百餘人、馬牛千餘、及壞國分并諸寺塔十九、其官私廬舍不可勝數、遣使修理伊勢齋宮。

同書

延曆四年夏四月丁亥、從五位上紀朝臣作良、為造齋宮長

宮

日本後紀

天長元年九月乙卯、詔曰、天皇詔旨、爾坐掛畏、幾大神乃大前、仁申給、開申久、多氣乃齋宮、大神宮止、離遠天、每事、無便、因茲、天度會、乃離宮、遠卜定天、常齋宮止、須倍、岐狀申出、事乎、恐美、恐美、申給、止申。

續日本後紀

承和六年十一月癸未、災于伊勢、齋宮燒、官舍一百餘宇、遣左衛門佐從五位下田口朝臣房富、費絹百疋、綿三百屯、調

布五十端、存問齋內親王、十二月己酉、朔庚戌、遣參議從四位上行春宮大夫兼右衛門督文室朝臣秋津奉幣於伊勢、太神、以齋宮燒損也、又去天長元年九月、依多氣齋宮、遠離太神宮、每事無便、卜定度會、離宮、以為齋宮焉、今依火災、卜定多氣宮地、可為常齋宮之狀、同令此、使祈申於太神宮。

延喜式

同書

凡齋宮破壞、國司修理、若壞破過多、在前遣使修造。凡寮官人以下、春秋祿者、以當國神稅充之、夏冬服寮家賜之、夏男各絹四丈五尺、女絹一疋、但中等以下、女孺各絹三丈、今良女、女丁各絹三丈、庸布二段、火炬小子各絹二疋、調布二丈、冬男各絹一疋三丈、綿四屯、女絹一疋、綿二屯、今良女各絹一疋、布一段、綿二屯、火炬小子各絹四丈、布一段、綿二屯、女丁各絹一疋、綿二屯、庸布一段、自餘驅仕丁、夏庸布

一段、冬、布一段、綿二屯、

新任辨官抄 齋宮寮内院、檜皮葺、齋王御之 同中院、檜皮葺、寮頭在此 同外院、萱葺屋五六十宇、屋

體如民屋

藤中抄 齋宮寮十二司、舍人司、長官、主典 藏部、同 膳部、同 炊部、同 酒部、同

水部、同 采部、同 殿部、同 藥部、同 掃部、同 門部、同 馬部、同

職原抄 伊勢齋宮寮、無唐名

頭一人、無權官 相當從五位下、

四位五位、殿上人、若諸大夫任之、

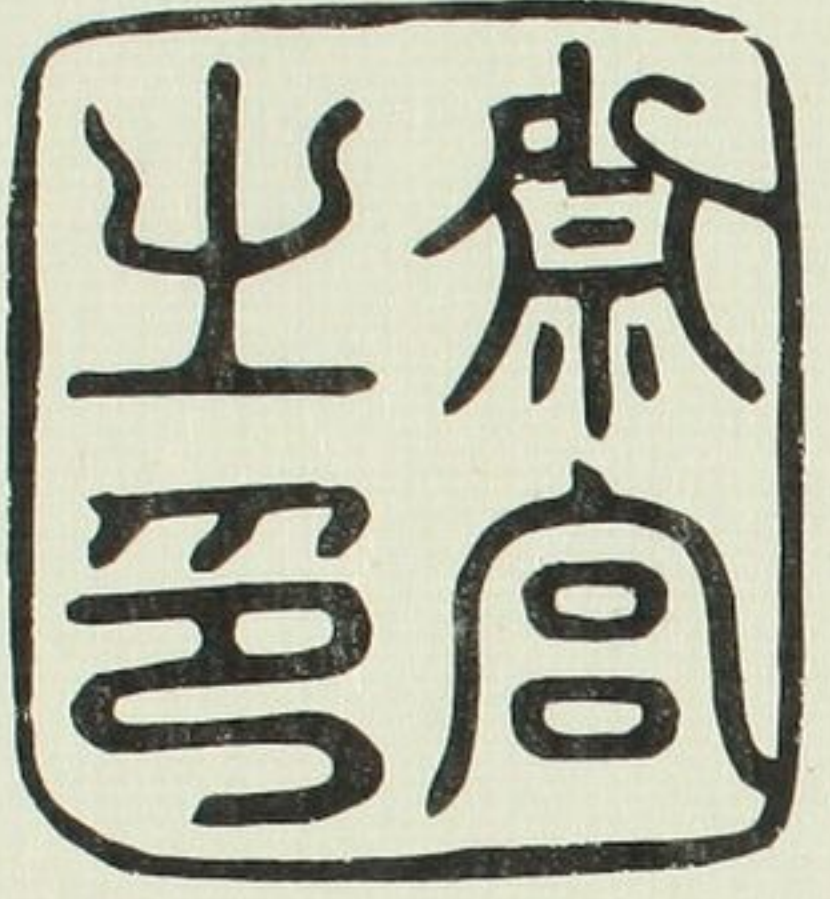
助、權 相當正六位下、 允、大、少 屬、大、少

拾芥抄 齋宮頭、齋宮寮頭、俗只稱

和名類聚鈔 職員令云、齋宮寮、以豆岐乃美

同書 職員令云、主神司、以豆岐乃美

齋宮寮印



齋宮寮の公文に用うる印章ハ、養老二年に定められし由、續日本紀に見えり。然きども、之を押せる文書、絶えて、世に傳へらる。偶、京都壬生官務家に所藏せる、天喜四年四月の齋宮寮の解文、數箇を捺せり。此ハ、其の模影なり。

續日本紀

養老二年秋八月甲戌、齋宮寮公文始用印焉、

延喜式 凡齋王歸京者、寮印授山城國令納、寮司任後、申官請用

紅葉社 道の北、廿歩許は坐せり。由緒詳ならず。土俗、楠の森といふ。齋宮小、因ある社なるべし。

繪馬堂 道の北側はあり。黒木の鳥居を建てたり。傳へ云ふ。察馬を置き一鹿の舊趾なりと。

菅原社 繪馬堂の後はあり。此の社を、齋宮寮官社十二社の内ありと云へど、微證とすべきものなし。

吳竹藪 繪馬堂の北、一町許はあり。

笛川橋 國道ある宇笛川の清流は架せり。土俗、在原業平の笛を吹きし所ありといへり。

散木奇歌集 伊勢の齋宮は侍るは、石なとりの石合せといふ事をせさを賜ひけるよよめる。

建長八年百首歌合 笛川のいなどう？見えつるをねよ美代を吹き流せとや 後 頼 音よまて恨やせま 笛川の瀬ふる竹のたけふらきふ 九條内大臣

良神社 道の北側は坐せり。産土神あり。村社に列せらる。

有明池 道より北、二町許は在り。所由詳ならず。この池、地藏院といひ廢寺の境内ありといふ。傍小碑あり。和歌一首を刻せり。

有明池碑 往古茂今毛不易 天有明乃池 尔波月乃影 曾殘 連留

寛永七庚寅年 感得國求心

御川池 道より北、五町許はあり。齋宮寮内院は屬せし遺水の舊趾あり。

御川池等神祭 同書 御川水、神一前

伊勢の齋宮よて、やり水よ、花の流れたるを、是ハ何の花の咲けるぞと尋ねて聞えさせよと侍りに詠める、

夫木抄 流まくる波を搦の花ふれどわいて定めむ事を浮き多る 能 宣

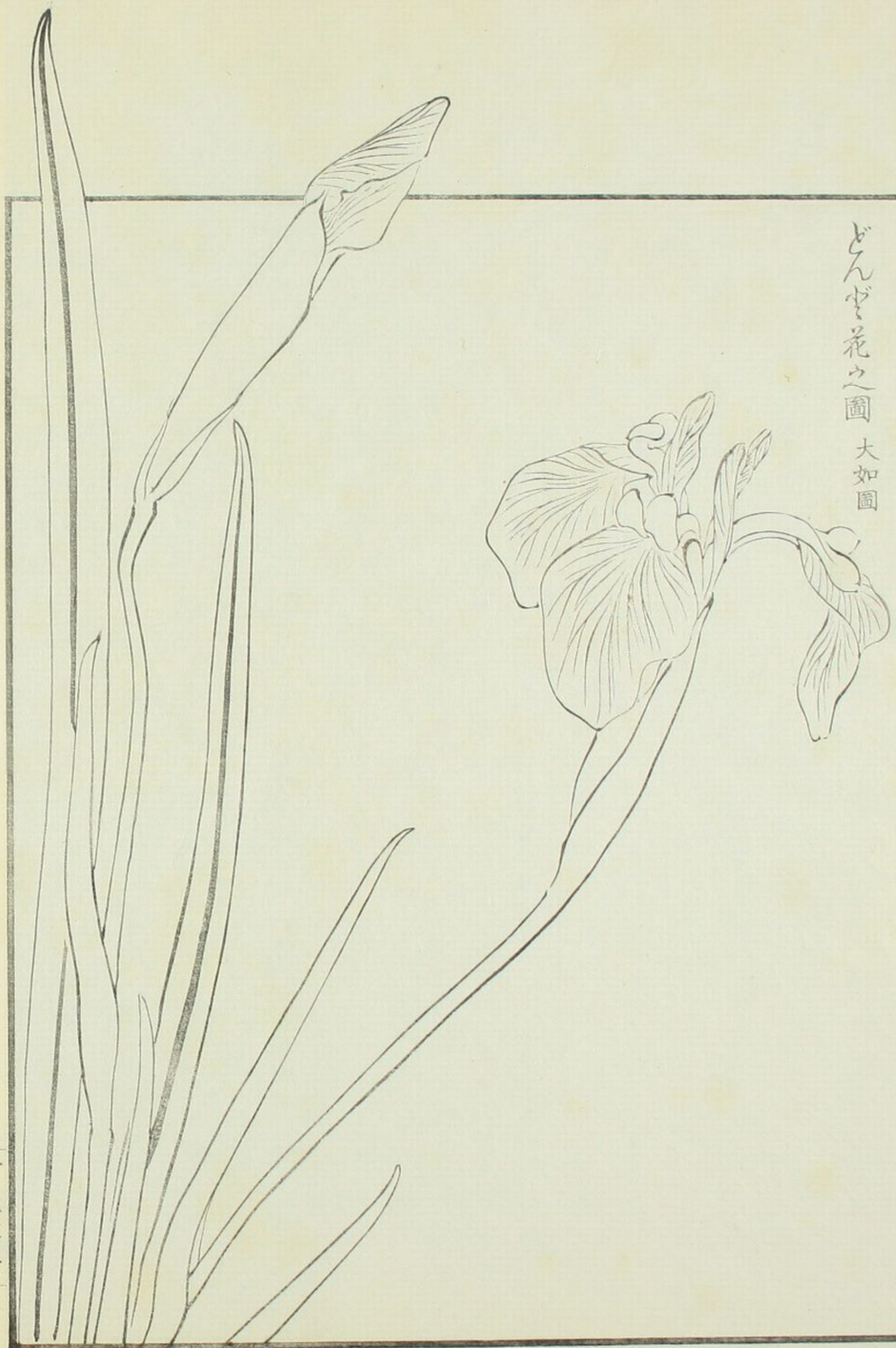
齋王隆子御墓道 道の北側は、標木あり。

どんど花 此の地より、良位は當り、古路と稱する所あり。此の所は、二町許もある沼池あり。一種の花、菖蒲生ひたり。土俗、どんど花といふ。花時よを、恰紫雲のたふびけるが如し。近世まで、人の杖を曳くもの多かりき。頃年、開墾して、舊觀を失ひたりとぞ。これ、齋宮寮花園の遺趾ならむ。

齋宮村元標

三重縣廳へ 七里二十町九間、多氣郡役所へ 二里十四町二間四尺八寸、相可警察署へ 二里十三町、山田區裁判所へ 三里八町、明星村へ 二十一町、漕代村へ 三十二町、

どんぐり花之圖 大如圖



上御絲村へ 三十二町 相可村へ 一里二十九町

上村 金剛坂の南に在り。岩内 上村の西に在り。

池村 上村の東南に在り。元ハ、池田と稱し。たりとぞ。字西村と云ふ属邑あり。

池田 御菌 一斗五分、十二月、

平尾 齋宮の東北に在り。平尾を、鱈尾の轉訛あり。又、鱈、鱈、字畫の相肖たるを以ちて、諸書に、鱈尾とも出でたり。

鱈尾城趾 同所あり。此の城、一ハ、智善寺城とも稱せり。傳へ云ふ。飯高郡大河内城の與力智善寺某の居住せし所ありと、

明星村 本村ハ、大字上野、下有尔、新茶屋、有爾中村、藁村等の總稱あり。

上野 齋宮に續ける国道あり。

仲神社 国道を、南に距ること一町許に坐せり。

仲神社 延喜式

長松山安養寺 道の北側にあ

傳へ云ふ。徳治年中、京都東福寺の僧大惠、當國奄藝郡窪田郷に、光

安養寺所藏 豎九寸六分 橫一尺四寸二分

送大悟寺下置常任物

安養寺

送大悟寺下置常任物

班加乳沙衣一

如蓮房道
坐具音之一

摺本 起信論 釋論全十一紙

大日經疏二十卷 新大日經七卷

書中

不思議經二卷 書中一

硯一面

香箱一 鞍一口 坐具

首楞嚴經一冊 書中一

五部大經注卷 四卷百卷

二和元年正月六日



明山安養寺を創立し、暫、此小住せり。後、靈夢を感じ、其の寺を、真言宗の僧光賢に譲り、己を、此の地小来りて、七堂伽藍を造築したり。天正年中、織田信長の為に、全院を焼き盡されたり。その後、今の堂宇を再建せり。土俗云ふ。舊趾は、國道の南なる叢林の中在りきと、今、なか、此の林に中央小、元禄年中乃建設し係る、開山大惠の碑あり。面に、安養遺偈曰、高超方便、自證自然、為物應世、八十四年、應長元辛亥年十一月廿二日逝、勅謚佛通大慧禪師之塔と彫り。此の寺、開山大惠の資財状、及、北畠、足利等より此祈願書を什藏せり。

下有爾 寺 上野に續ける國道あり。字明星と云ふ。

明星山轉輪寺 道の南側在り。真宗高田派あり。

産物管笠 此の近村の民、管を以ちて、笠を編むを、業とせり。販路、頗廣し。

明星村元標

三重縣廳へ 七里サ三町、 多氣郡役所へ 三里十五間、

相可警察署へ 三里十五間、 山田區裁判所へ 二里二十町、

第三師團へ 二十九里、 豐橋衛戍へ 四十二里十七町、

小俣村へ 一里二町卅二間、 有田村へ 一里六町四十五間、

北濱村へ 一里十七町四十二間、 齋宮村へ 一里一町四十六間、

新茶屋 下有爾に續ける國道あり。此の地、旅館、茶店多し。元ハ、下有爾の支邑なりき。故に、新茶屋の名あり。

南龍山龍谷寺 道の南在り。浄土宗あり。

有爾中村 齋宮の南あり。

下有爾、有爾中村、叢村の三村を、有爾の本郷あり。皇太神宮儀式帳に載せたる土師器作物忌麻續部其の裔孫、連綿として、此の地に居住し、神宮御料の天の平瓮を始め、年中諸祭典需用の土器を調製せり。其の故實、千餘年れ久しきを經て、今も變るまじ

なり。又大祭毎ふ、此の郷の小兒、水干を著し、両宮の玉串御門の前ふて、舞の形をなすことありき。これ、鳥名子舞の遺風なりと
いふ。近年廢きたり。

皇太神宮儀式帳

土師器作、物忌無位麻績部、春子女、父無位麻績部、倭人、

右、二人卜食、定補任之日、後家被清齋、年中五處、神宮供奉、

職掌朝夕、御饌器三千二百六十口、○下

同書

陶器作、内人無位磯部、主麻呂

右、人卜食、定補任之日、後家被清齋、慎供奉、職掌陶器物

作、進五所宮之雜器物、合四百六十五口、○下

神宮雜例集

豐受太神宮、神主

注進、當月十五日、由貴御料供物、内有爾村土師長造、進

種、忌物造、入堀一口、并長取、支近、隨身宮河、流没事、

右當日申時、土師御器長、忠近來、向申云、依例在地、陶土師、
長等造、進、今夕由貴御饌料供神物等、運進之間、於陶方物、
者、既賣參畢、土師方、忌物造、納堀一口、長支近、隨身賣參之、
間、宮河洪水、參宮人、倫競乘小船、渡越程、河中船漂流、即支、
近、并忌物堀、沈没、失畢者、爰彌豆等、欲蒙裁定、時刻既來、至、
仍、各成議、尋取清淨波爾土、令當職長取、忠近和爾部、枝恒、
等造、調無懈怠、供祭已畢、然而如此之事、不可不申、仍注進、
如件、

永久四年九月廿四日

彌豆度會神主

○以下神主九員の
連署ハ之を畧す。

同書

第八天、平賀事

一造進事

御器長兼下有爾村刀禰敢貞元解申進陳狀事

依實正陳申御遷宮時為譜代者天平賀役勤仕子細狀

右件事貞元為敢氏之相傳職任先例可勤進也抑大中
臣一門氏人不被兼惣刀禰之職天志無被供奉天平賀勤
之事仍注子細進陳狀以解

仁安四年三月十五日 下有爾村刀禰敢貞元

宇爾郡世古村廳宣倉所藏文書
廳宣 權禰宜常道神主

可早任祭主下知彼使相共致沙汰

祝長久直申天平賀役事

右件事任以前下知等之旨嚴密致其沙汰若猶不叙用者
慕武威輩者為罪科可為觸武家至其外之輩者可改補所

職面々直相觸來月十日以前可令注進之旨祭主下知具
也早任其旨彼使相共可致沙汰之狀所宣如件以宣

元亨二年四月廿九日

禰宜荒木田神主花押以下神主九員の
連署は之を略す。

有爾土器長等申散在田地諸役并宮川橋賃事自今已後
所被免除也可被下知旨被仰下了仍執達如件

十月廿八日

左中辨印

祭主二位殿

建久年中行事六月次祭條

從西尅計鳥名子等參候瑞垣御門外方擊志太良叩手也
謳歌件歌之中歌畢後參候荒祭御前同勤仕其後於
舞姬候殿預饗膳抑年中三度御祭夜饗膳職掌人等請勞
寄戸等勤也

古之人内神供
役名又人今在神
役今ふ七拾石并
大神天^上古意何
物三季^今亦礼如

之来可相熟是
の件

古之人内神供
役名又人今在神

古之人内神供
役名又人今在神

大海田水代大刀自神社 同所よ
坐せり。

延喜式 大海田水代大刀自神社 同書齋官式 大海田社

宇爾櫻神社 同所よ坐せり。此のあたり
櫻御園のありし所なり。

延喜式 宇爾櫻神社 同書齋官式 櫻御園

古墳 宇爾中村の西北よありき。今ハ、
開墾せられて、田圃とかれり。

百鍊抄、玉葉集等ハ、承安二年五月三日、齋王惇子内親王、本寮よ
薨ト給へり。同月十日、寮頭忠重、之を奏聞せしむ、三日の廢朝
あり。寮頭よ宣下し給ひて、葬儀を委任せらるたり。後、之を、堀川
齋宮と稱し奉る由見えたり。中村の西北なる丘山ハ、高さ、一
丈三尺許、徑、六丈許の塚あり。其の東北ハ、陪塚、大小、五堆あり。そ
レ傍、南北よ、空溝を通せり。幅、二丈許、深さ、一丈五尺許あり。土俗、
堀川溝と稱す。本村ハ所藏せる、延寶六年十二月の御前移帳ハ、

堀川下畠四段餘、三昧腰發と載せたり。又近年、此の地より、陶器、
鐵器、并よ銀環等を堀り出志しことあり。竊ハ按むるに、馬上村
字小松に葬り奉りし隆子内親王を、小松女院と號せり。此の例
ハ據れむ、堀川溝よ葬り奉りしより、惇子内親王を、後に、堀川齋
宮と號せるならむ。此の古墳ハつきては、曾て、某等より建言
志しることありしかど、終ハ採用せられざりき。

箕村 本村の南
方ハ在り。

東黒部村 本村ハ、大字東黒部、神守、垣内田、大垣内、蓮花
寺、乙部、土古路、柿木原、出間、半草の總稱なり。

東黒部 多氣郡の北端よて、飯野郡西黒部、及松名瀬の東ハ在り。北ハ、
海面ハ瀕して、塩田多し。宇河原、篠針、濱垣内等の属邑あり。

吹井松 宇西の越ハ在り。土
俗、根上松と云ふ。

此の地も、千年以上を経たる古松のありし跡なり。北畠國永、曾
て、之を賞し、和歌を詠せしことあり。今より廿餘年前、村民飯田

羨郷といふもの、舊趾は滅びむ事を嘆き、齋藤拙堂小乞ひて、碑文を作らしめ、又其の趾に、數株の松を植ゑたり。其の松、今ハ、合抱、四五尺不及べり。

黒部根上松碑記

齋藤正謙

拙堂文集

吾勢黒部海濱、舊有根上松、三株鬱然、云是千年以上、物比畠少將國永、嘗觀而賞之、有歌詠、見其羽林咏州、今則亡矣、唯傳其名而已、里人飯田美郷、好古之士也、請余記之以標其蹟、余於是喟然嘆曰、松壽千年、猶有枯朽之時、人壽不盈百、而欲比之、不亦難乎哉、然朽者身、不朽者名、人或有一倜儻非常、萬世不朽者、松則不及也、雖然、此松見於名紳集中、其名到于今、弗磨滅、是為木中之非常者、以倜儻人比之、誰亦為不可耶、乃為書其由、與美郷上之、貞石更圖、不朽云、銘曰

天上天橋人咸仰松、豈唯松耳、人亦有龍、

大淀より、遙の上に、千年をも経ぬらむと思ふ程の松、二本あり、何たりの人、尋ねけむ、吹井松とも申し、又根のがりの松とも申すなりと答へ侍りぬ、皆人寄松戀といふ事をよみけるはどろ、

家集

浦浪も袖をぬき、磯の松ね小顯れて、ひむ物も

國永

同

とひこねむさしも、ふける此浦風は松よりいづれあかりたり

同

東黒部村元標

- 三重縣廳へ 五里卅町廿二間、多氣郡役所へ 三里十二町、
- 山田區裁判所へ 五里七町、 第三師團へ 廿七里七町廿二間、
- 豊橋衛戍へ 四十二里十六町卅間、 下御絲村へ 一里四十間、
- 機殿村へ 廿五町卅八間、 西黒部村へ 十八町五十間、

神守 西黒部の南に在り。

流田上神社 同所又坐せり。産土神あり。清水又坐す流田社の位置と合せ考ふるよ、いかゞあらむ。今定むる由あり。

延喜式 流田上神社 同書齋官式 流田上社

垣内田 かゝとだ 神守の西北に在り。勢陽雜記拾遺に、壺方かゝとだの御園を垣内村と見えたり。

神鳳抄 壺方御園、三十、

服部麻刀方神社 まとりまとうかた 同所を坐せり。産土神あり。

伊勢國風土記に、的形浦者、此浦地形似的、以為名、今已跡絶成江湖と見えたり。的形も、即此の邊に地名あり。服村の的形も坐せるより、かく社跡も負せしあるべし。小祠、二字、東西小建てり。其の一を、壺方社といふ。寶徳三年正月機殿神事日記に、在所、かゝと田まつかた、はぶかた二社と載せたり。まつかたも、麻刀方の訛りて、つぶかたを、即、壺方社のことなり。

延喜式 服部麻刀方神社二座 同書齋官式 服部麻刀方社二座

大垣内 おほがいと 垣内田の東南に在り。

神服織機殿 かむせとりのたて 同所を在り。一、心尋殿といふ。毎年五月十四日、十月十四日、和妙衣を織り奉る所あり。

按むるに、大御神、飯野の高宮小坐し、まゝ志時、倭姫命、飯野郡長

田郷に、神服、麻績の両機殿を建て給ひ、服部連 新撰姓氏録に、服部連、天御中主命

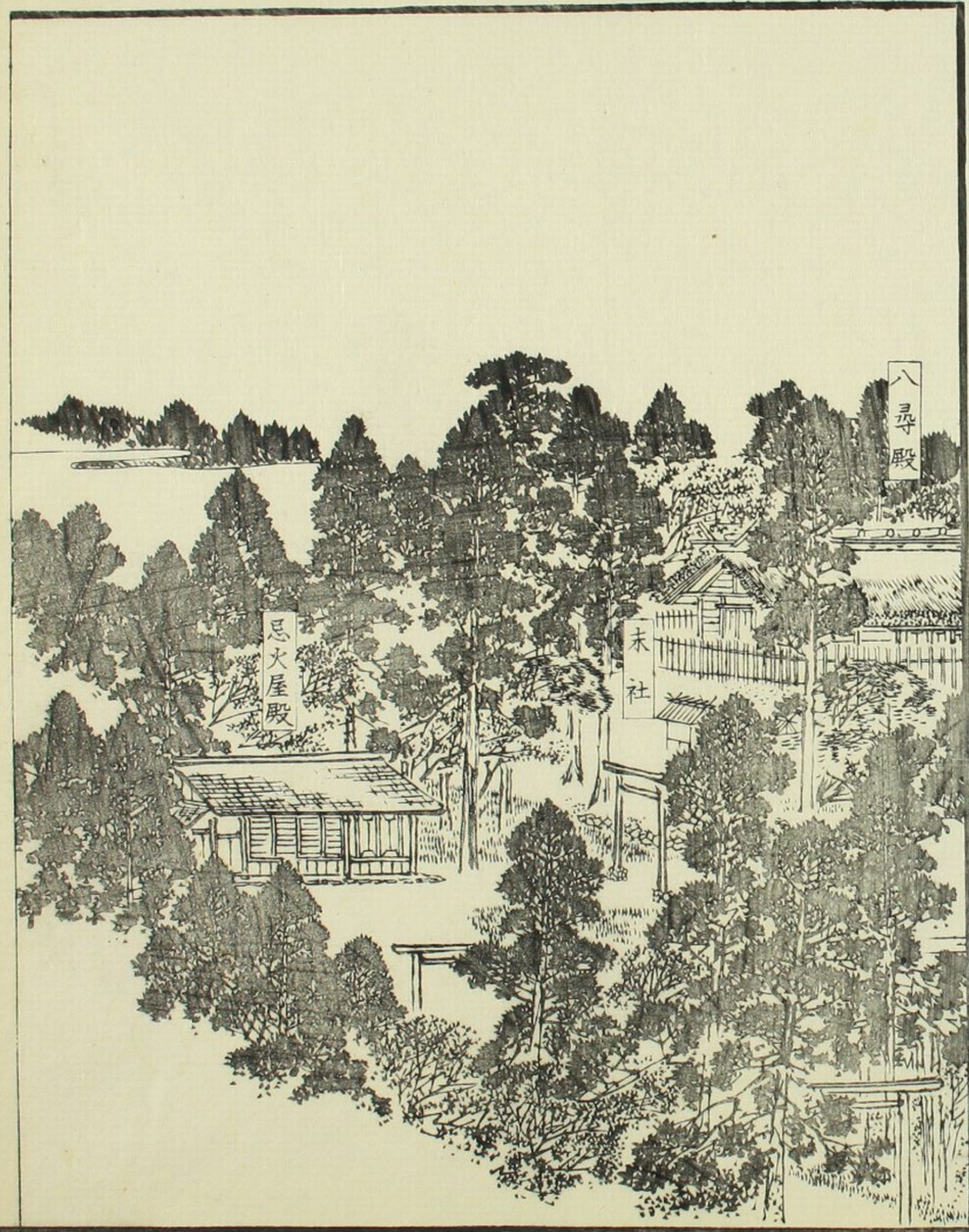
十一世孫、天御祥命、之後也とあり。麻績連 新撰姓氏録に、神麻績連、天物知命、之後也とあり。等に、御衣を織

ら給ひ、給ひしを以りて、始とす。其の後、いつれ頃より、此の両機殿を、岸村へ移されき。 これ、神名帳なる多氣郡紀師神社ならむ。孝徳天皇の御代、小

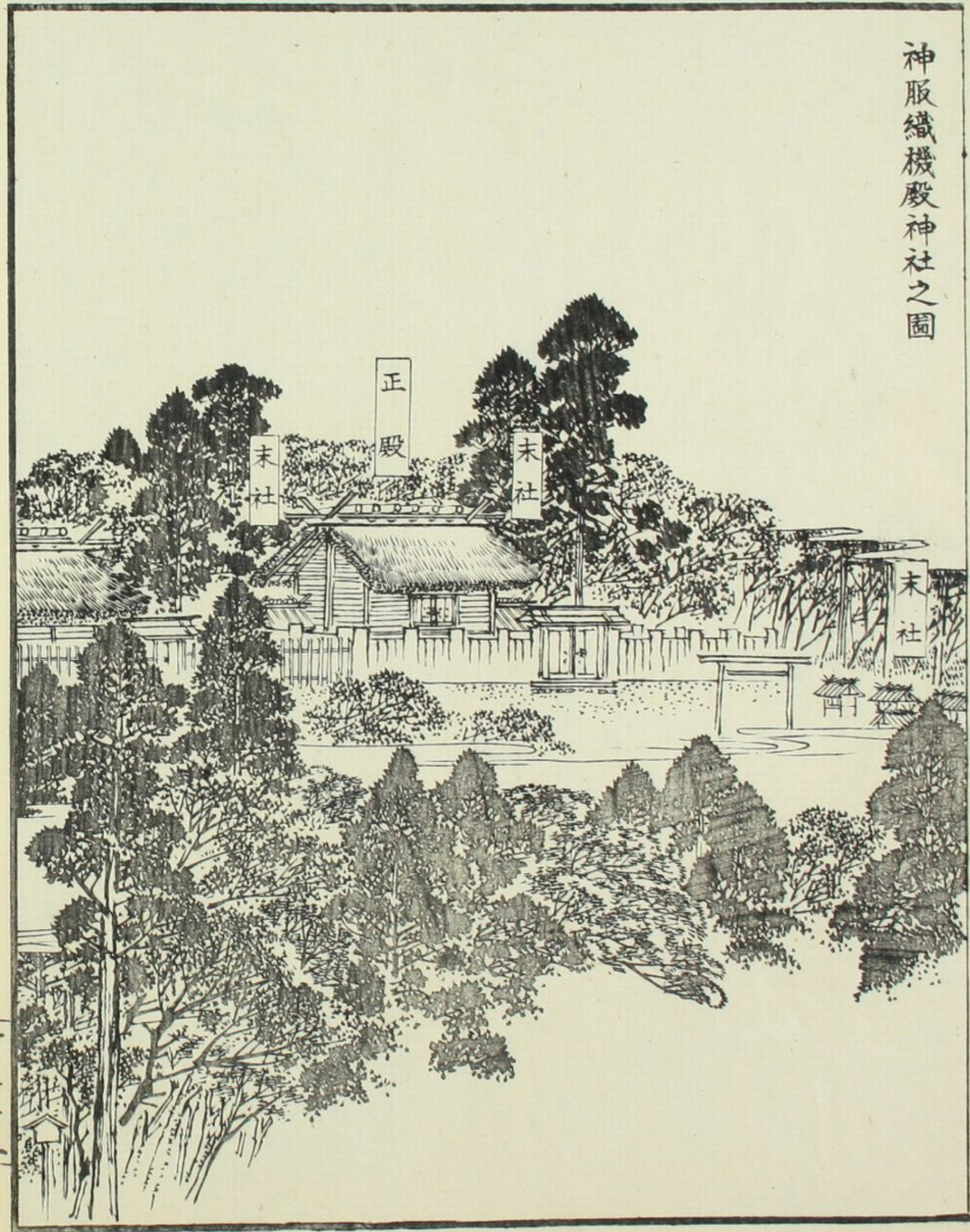
神御衣の調進を止められ、此の儀、一時中絶せり。天武天皇の御代、舊儀も復し給ひ、多氣郡流田郷服村 今の垣内村なり。に、両機殿、并

に鎮守の社を建築せらる。承暦三年、宣旨ありて、麻績機殿、并に同鎮守社を、飯野郡井手郷井口村へ移されたり。夫より以

来、毎年四月一日、九月一日、改暦の後、五月一日、十月一日とせり。より、荒妙衣、和妙衣



神服織機殿神社之圖



を織り始め、其の月廿四日、神宮神御衣祭の時間に先だち、大少の神部、両機殿より、神御衣の幸櫃を護送する儀式、恒例となす。て、今に、變ることなし。

皇大神宮儀式帳職掌行事條

又、毎年九月、己之家仁養、蠶乃赤引、生糸九絢織奉、太神御

衣仁供奉祭之日、其宛度會郡、丁九人之料、下

同書同條

每年四月九月合二時、服織、神部之御服供奉、所仁作奉、御小刀卅八柄、御錐卅八柄、御杖前卅八口、御針卅八隻、並件御服之加物百九十二柄、又同時同前仁神部等、用使物、大銚二柄、立義銚二柄、前銚八柄、大乃未八柄、鉞二柄、大錐十柄、中錐八柄、三俣錐八柄、小刀廿四柄、已上用物九十六柄、

忌慎供奉具顯月記條

同書四月例條

以十四日、神服織、神麻續、神部等造奉、太神御服供奉時、

玉串、行事、太神宮司、并禰宜、宇治、内人等加行事、波、二月、月次、驛使、告刀、与同、但、神服織、織女八人、神麻續、織女八人、已上、女人、波、明衣、着、皆悉玉串、給、即行列、參入、即宮司常例、告刀、申、畢、且、即持、參入、東寶殿、奉上、罷出、訖、就座、且拜奉、二月、行事、同、荒祭、宮、御衣、奉行、事、二月、驛使、時、乃、行事、与同、

今義解

孟夏神衣祭、謂、伊勢神宮祭也、此神服部等、齋戒潔清、以參織、敷和衣、以供、神、明、故、曰、神衣、又、麻續、連等、續、麻、以

同書

季秋神衣祭、謂、與孟夏祭同、

延喜式

四月九月、神衣祭、

太神宮、和紗衣、廿四疋、八疋、廣一尺五寸、八疋、廣一尺、並、長四丈、鬢、絲、頭玉、手玉、足玉、緒、佩襪、緒等、絲各十六條、縫絲六十四條、各長五尺、長刀子一枚、短刀子、錐、針、鉞、鋒各十六枚、着、絲、玉串二枚、

韓櫃二合一合盛衣 一合盛金物 官一合盛衣并雜緒 荒妙衣八十疋四十疋廣一尺六寸四十疋 刀子針各廿枚 韓櫃一合盛衣并刀子 荒祭宮和妙衣十三疋 髻絲頭玉手玉足玉緒 依襪緒等絲各八條 縫絲四十條 刀子錐針鉞鋒各八枚 著絲玉串一枚 韓櫃二合 筥一合 荒妙衣四十疋 刀子針各十二枚 韓櫃一合 右和妙衣者服部氏 荒妙衣者麻績氏 各自潔齋始從祭月一日織造至十四日供祭

延喜式

服部等造二時神衣機殿祭并雜用料

絲一百鈞 倭文二丈一尺是 一種請官庫 木綿麻各十三斤四兩二分已上 絹四疋四丈二尺 綿四屯 調布九端一丈 商布七十九段 鐵六挺 砥四顆是 一種請官庫 油一斗 鹽一石 稻六百五十六束九月 防壁四枚 席四枚 神部二人 料日米一升二合

麻績等機殿祭并雜用料

麻三十鬘圓二尺為鬘 絹四丈 倭文三丈 木綿十三斤四兩二分已上 商布七十九段 砥二顆 油八升 鹽一石 稻三百九十七束九月 祭料

神官雜例集

一 神服麻績兩機殿

神服機殿在 多氣郡流田 鄉服村

麻績機殿在 同郡井手鄉

右兩機殿皇太神宮御鎮座之當初建立而麻績機

殿承曆三年被下宜旨移造之見 改宮 地部

同三月條

三日神服麻績兩機殿節供事

同四月條

廿五日、兩機殿神御衣祭御占大祓事、

一日、兩機殿御卜神御衣奉織始事、

八日、兩機殿鎮祭事、

十四日、神御衣祭事、

宮司、內宮正權禰宜供奉、大司車、奉納之後、於一殿有饗

膳、神服麻績

同書
一 神服機殿政印事、

左辨官下、伊勢太神官司、

應早、令注進當官機殿印字樣事、

右得祭主神祇權、大副大中臣親隆朝臣、去五月十二日、

請文、偶、太神官司禰宜等、同月十一日、注文、偶、今月一日、

祭主、下文、偶、去、閏四月七日、宣旨、偶、云々者、大納言藤原

朝臣師長宣奉勅件、印紛失以後、于今不經奏聞、其旨趣
直下知神宮、令言上者、謹所請如件、然則任宣旨次第、下
知之狀、差神宮使、令致沙汰之處、今月十日所進申文、并
神部等陳狀如此、子細見于件等狀也、使權禰宜荒木田
神主忠賴、五月十日、申文云、神服機殿神部等同日、注文
云、抑件印、當初神服麻績兩機殿、共以所被造進、歟、於彼
麻績機殿印者、于今見在也、至于當機殿印、并延曆式正
文、神部等、氏文機殿古沙汰文書者、中比神部近春、隨身
逃脫之由、先條如言上、所申傳也、其後代々、神部等、須言
上其由、哉、然而為遷替職、不申上之間、自然所送年序、歟、
爰道尚等、近年拜任當職之處、為藏人大夫光隆朝臣、号
有山月寺領、畠官物未進、被檢封、御絲奉納人、面重次、住

宅之尅、依爲、未曾有事、次第言上了、雖然、不被、遂沙汰、節之間、可注進、神事違例、之由、度、所被、宣下、歟、是神令、然之事、歟、縱雖中絕、任式條、以三河國神調、赤引御綵、可被奉織、神御衣、由所言上也、又件、印事、雖紛失、且任傍例、且依舊趾、可被造進之旨、同以所言上也、而彼兩條、代、神部等、不經言上之條、雖有遲緩之恐、繼絕爲申、興廢、苟爲當職者、今所經言上也者、仍相副言上、如件者、左大臣宣奉勅、宜引檢本宮之文書、注進彼印之字樣者、宜官司兼知、依宣行之、

嘉應二年八月廿七日

大史小槻宿禰

小并藤原朝臣

神服織機殿神部等解申、請廳宣事、

壹紙被載

可早任宣旨祭主、下文司符、狀、令注進當官機殿印字樣事、

傍麻績機殿印字

神麻績機殿印

副進證文、當機殿印字、神服

織殿印

右被、今月二十六日、廳宣、偁、去八月廿七日、宣旨、偁、今月七日、祭主、下文、偁、同、廿七日、司符、偁、子細云、具也者、謹所請如件、然、則件、印字樣事、相尋、傍機殿之處、字樣如此、任、其例、於當機殿、印字者、可被造進、神服織機殿、印、哉、抑神御衣御系事、中言上、如件、謹解、

嘉應二年九月廿九日

少神部神服、連公俊正

大神部神服、連公道尚

太神宮諸雜事記

天喜四年九月神御衣奉織之間、日來大風雨頻降、天、人民

乃作田畠物併皆損了是則依度、洪水之難也、而恒例式日、件御衣、為供進、仁、麻績乃船人等催、雇、天、十四日朝出立之程、逗留在、天麻績機殿、御衣奉納、辛櫃、櫛田川、西岸出立、畢、神服機殿、御衣未出立給、天、機殿、御座、以、十五日、兩機殿、御衣、同時、櫛田川、奉渡、且、同日戌時、進納、於神宮、已了、一年之內、二度御衣既式日、過事、尤重違例也、

機殿儀式帳

此機殿昔纏向、珠城、朝廷、倭姬皇女、仕奉、太神、齋、奉、飯野之高宮、于時、機殿立、長田、鄉、是處立、社、号、麻績、社、亦名、河崎、社、是太神、御靈也、稱、麻績屋姬神、于後、機殿、遷、於岸村、是處立、社、号、稱、岸、社、亦是大神、御靈也、難波、長柄、豐前、朝廷、有、格、以、留止、太神、御衣、然後、飛鳥、淨御原、朝廷、大來、內親王、齋、奉、太神、此、時、始、而立、此、機殿、更發、供奉、太神、御衣、于時、更始、立、此

機殿、天智天皇、即位七年八月三日、夜、依、兩機殿、燒亡、便所、造、假殿、九月、御衣勤仕、依、宣旨也、其後、兩機殿、別、立、之、相、去、各卅丈、

神名祕書

垂仁天皇、廿六年、興、齋宮、于宇治、五十鈴、川上之大宮、際、令、倭姬、命、居、焉、即建、八尋機屋、令、天、棚、機姬神、其子孫、八千、姬、令、織、太神、御衣、譬、猶在、天上之儀、焉、謂、号、宇治、機殿、是也、

同書

雄略天皇、即位廿三年己未、歲春二月、倭姬、命、自退、尾上山、峯、石隱、坐、以來、清寧天皇、御宇、遷、于神服、社、焉、

同書

神衣、祭者、皇太神宮、御座、高天原之昔、人面等之遠、祖、天、八千、姬、殖、桑、葉、於、天、香山、以、所、蠶、之、御系、織、供進、御衣、於、太神、御垂跡之刻、彼、神、建、奉、戴、兩具、御機具、天降、御座、之、以降、人面、職、掌、人等、為、其、末葉、以、女子、者、號、織子、以、男子、者、稱、人

面職掌不違天官之例以四九兩月十四日所謂進之御衣也

同書 神服機殿在飯野郡流田郷服村 麻績機殿在同郡井手郷

新任辨官抄 續麻機殿在續麻郷服織殿在服村

以上兩殿去外宮百丁許歟四月九月十四日織如網持

參納東寶殿

公事根源四月條 伊勢神衣祭 十四日

是ハ神祇令にのせたり。伊勢神宮祭を以ふ。神服部潔齋して三川の赤引此神調の糸をもて神衣をおる。又麻績の連といふ氏人麻をうみて敷和衣を織りて神明を奉るを神みその祭とて申すなり。

類聚大補任 文永六年己九月神服機殿鎮守神殿御裝束幌紛失攝社

四宮寅宮笛宮幌紛失神麻績機殿鎮守神殿幌御鏡一面紛失攝社四宮土宮三狐神社御鏡幌紛失

仁治三年假殿記背書康永二年八月條 皇太神宮神服機殿社務少神部神服連公景氏謹言上

欲早經御奏聞被成下院宣於武家停止非分濫妨可被處其身於重料穩全社家知行被勤仕色々重役等為伊勢國中村紀三郎并相可彌三郎不知實名以下惡黨人等無故令濫妨當機殿内戸田畠等間依無新足造替御遷宮御船代引運上以下簡萱等勤役忽及闕如糸神慮難測罪科不輕子細事

副進

一通 惡黨人等交名注文

右機殿者

皇太神宮御降臨以來、國家鎮護之靈神、率土撫育之社壇也、因茲忝垂仁天皇纏向、珠城、朝廷、倭姬、皇女、受高天原之古風、任天香山之例、可遂行神御衣祭之旨、依被定置之件、内戸田畠等、為彼神御衣新所、天鉾、神尊、孫致社務管、傳神代之秘訓、每年春秋二季、神御衣織調進之、板造替御遷宮、御船代御通代引運上以下、御金物到着時、神寶使供給、及蘭萱等勤役、連綿繁多之間、自往古、曾未及他方之違亂者也、而今彼中村紀三郎以下、惡黨人等、不此等之次第、施猛威、令濫妨彼内戸田畠等間、色々勤役等、忽以闕怠之条、神鑿殊有恐、嚴刑豈廻踵矣、就中來月九月、内宮御遷宮之前、日數不幾之處、方々重役等無其新足之上者、彌可及闕如之条、以外之珍事哉、所謂神御物犯用者、八虐

重科歟、謂彼輩等者、無雙之神敵、神郡之惡黨也、總被下院宣、一々被加炳誠、沒收資財等、被靜謐神領、可被懲後昆者也、然則早經御奏聞、被成下院宣、於武家停止、彼惡黨人等、非分濫妨、一々被處其身、於重科、穩致社家、知行勤仕色々嚴重之重役、為專天長地久之御祈、粗言上如件、

神服織機殿神社 同域内ニ坐セリ。皇大神宮ノ所攝ナリ。

出間 大垣内ノ東ニ在リ。イヅモ伊刀麻ノ轉トタルナリ。

服部伊刀麻神社 同所ニ坐セリ。産土神ナリ。今村社ニ列セリ。

服部伊刀麻神社 同書齋宮式

蓮花寺 大垣内ノ西ニ在リ。乙部垣内田ノ西ニ在リ。土古路出間ノ東ニ在リ。柿木原守

牛艸蓮花寺 の北ニ在リ。北ニ在リ。

神鳳抄 牛庭御菌

牛庭神社 同所ニ坐す。産土神あり。村社ニ列せり。或ハ云ふ。これ、式
内牛庭社ありと、齋宮なる牛庭神社とひとしく、徵證す

べきものなり。孰も
是ならむ。あらざ。

同書齋宮式

延喜式 牛庭神社

上御絲村 佐田、行部、前野の総称あり。

阪本 齋宮の北

神鳳抄

阪本御園 三石八斗
五升八合

馬上 阪本の東
北にあり。

隆子女王御墓 同所ある字小松山、一字寺山にあり。土俗、小松
塚、又、金塚と稱す。御墓の傍に、陪塚、四堆あり。

隆子女王は、醍醐天皇の皇子三品章明親王の第一女に坐せり。

安和二年十一月十六日、齋王小卜定せられ給ひ、奉祀五年小て、

天延二年閏十月十七日薨せさせ給ひぬ。後、小松院と申し奉

きり。齋宮寮中絶の後、御墓を拂ふものもなく、永く、荆棘に委
ねた也。維新の後、至り、諸書を考證して建言ある者あり。か
ば、明治十六年七月、此の處を、まことの御墓と定められ、北域を
修補し、墓丁を置らむたり。

齋宮部類引用古記

安和二年十一月十六日己未、隆子女王、卜定、伊勢、齋王、彈

正、尹三品章明親王之一女也。

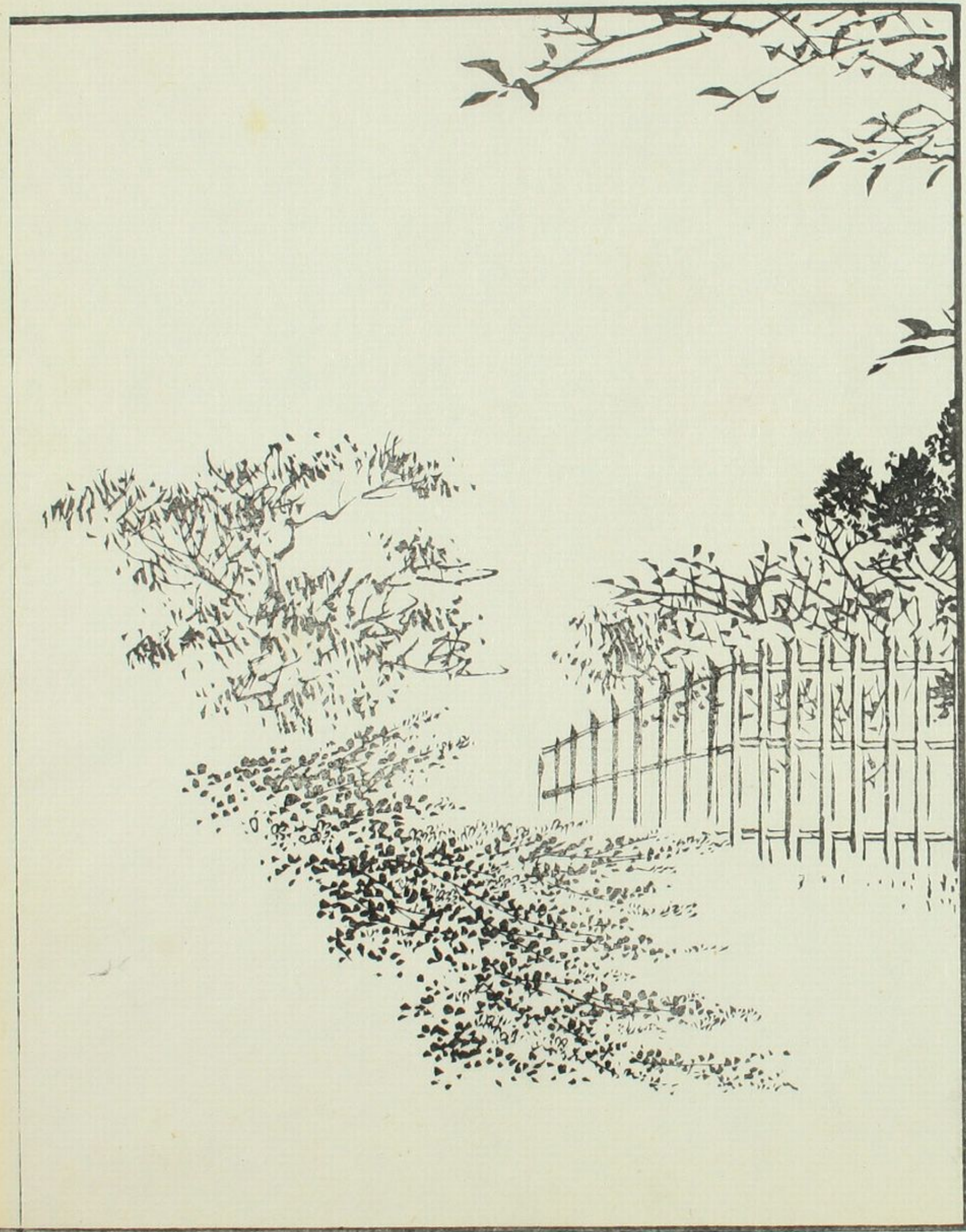
同書

天延二年閏十月十七日、伊勢、齋王、隆子女王、卒、于齋宮、依

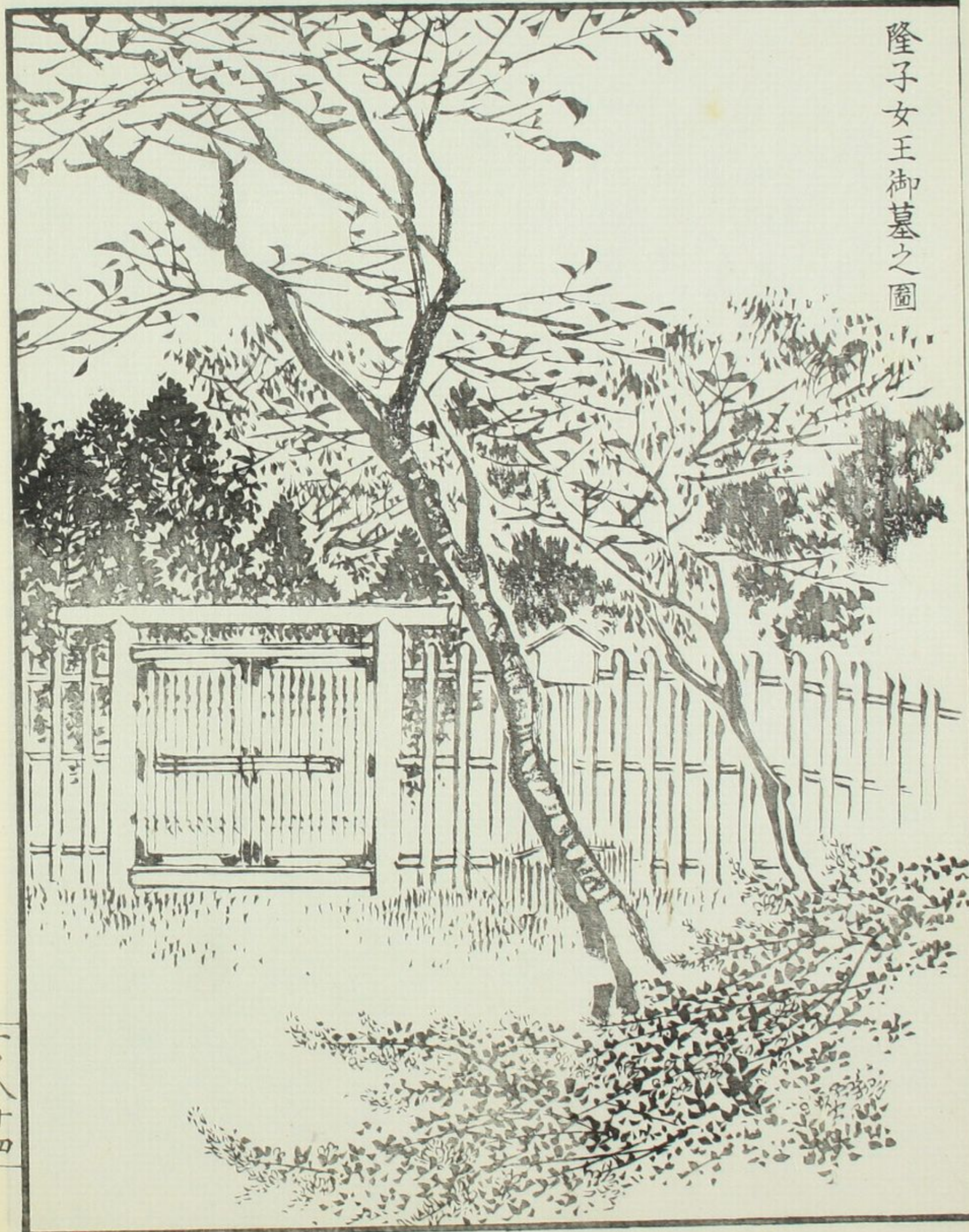
疱瘡之病也。

同書

天延二年十月廿七日、參内、民部、卿入、夜、參入、承定、齋王、卒
去後、事、先例、於、彼、宮、卒去之例、未、勘、得、十一月廿一日、未、尅、
有、行幸、事、依、伊勢、齋王、卒去、奉幣帛、於、太神宮、也、其儀、如、常、
先是、左衛門、督源、朝臣、延光參射場、令、奏、宣命、草、



隆子女王御墓之園



中海 なごみ 馬上の西よりあり。被川北沿岸あり。

此の村元、中麻績といひしを、中世、中海の字小更へたりとぞ。今、尚、古きをなごみや唱呼せり。なごみを、中麻績の約音あり。往昔、

中麻績公の子孫は住せし所ふちて、即、麻績郷は本邑なり。

三代實録

貞觀五年八月十九日己卯、伊勢國多氣郡百姓外少初位

下麻績部、愚麻呂、麻績部、廣永等十六人、復、本姓中麻績公

神鳳抄 中麻績御園、三斗、十

佐田 さた 馬上の北より在り。深田といふ屬邑あり。

神鳳抄

佐田御園、七斗、

同書

深田御園

神領目録

深田御園

行部 ゆくべ 佐田の北よりあり。

前野 まへの 佐田の西よりあり。

下御絲村 しもみいとむら 本村を、大字中村、川尻、北藤原、南藤原、田屋、志貴、内座、養川、濱田、八木戸、根倉の總稱あり。

川尻 かえぞり 前野の北海濱よりあり。此の村、往昔も、被川の下流に當れりし故

金掛松 かねかけのまつ 同所宇權現前より在り。老幹、海岸より聳立せり。

往昔、此の所より興王寺といへる古刹あり。一夕、庭前の松樹枯槁、其色を呈し、翌夜、忽、蘇生せり。故、枯槁かけの松といひしを、後、今の文字より改めたりとぞ。近村の土民、喪よりあひて、忌は關るときを、此の松に詣りて、潮水より浴して、垢離を取る慣習あり。

北藤原 きたふちのら 川尻の東よりあり。元ハ、北出村と云ひき。被川の注口なり。

神鳳抄

藤原御園、二石五斗、二升九合、

南藤原 みなふちのら 北藤原の南にあり。字中藤原といふ屬邑あり。此の村、被川の下流よりありて、海より瀕せり。故、藤原川口の稱あり。船舶

常不輻 奏せり。

御炭山 みすすみやま 同所宇烟草よりある一小丘あり。傳へ云ふ。此の地を、黛を焼きて、齋宮より供せし所ありと、

藻塩草 御炭山、伊勢

夫木抄
行く先をみまきの山を頼むはこれを神ふき向けつゆく
作者未詳

中村あぐら 南藤原の西に在り。舊

島田神社しただのたもとの三箇所坐せり。産土神あり

傳へ云ふ。北藤原、南藤原、中藤原と、舊一村にて、單に藤原村と稱

せしを、いつの頃よの。三村に分ち、産土神も、三村に分祀たりとぞ。

延喜式 島田神社三座 同書齋宮式 島田社三座

志貴ちき 中村の南

神鳳抄 志貴御厨、六斗、十 志貴御厨

佐岐栗栖神社さきぐら 同所産土神の境内に座せり。舊、本村の北方なる田圃の内

るす塚といへり。佐岐ハ、志貴の轉訛して、

延喜式 志貴よます栗栖神社ありなるべし。 同書齋宮式 佐岐栗栖社二座

養川やうかえ 志貴の東に在り。稻木川の西岸に沿へ

神鳳抄 丹河御園、四石四斗五升、 此外神田一町、

石田神社いしだのたもと 同所坐せり。産土神あり。今、村社小列せらる。

延喜式 石田神社 同書齋宮式 石田社

濱田はまだ 藤原の東、後川を隔て、對岸にあり。此の地、北ハ、海に面して、風光、最宜し。

神鳳抄 濱田御園、三斗、九、 十二月、

田屋たや 内座 共に濱田の西にあり。

八木戸やまど 濱田の南にあり。後川に沿へる村あり。

神鳳抄 伊呂止御園、九斗、六、九、 十二月、

伊呂上神社いろうべのたもと 同所坐せり。式社案内記に、八木戸村に坐すとあるに

園を、飯野郡の所に出せり。按ずるに、舊、飯野郡にて、今、多氣郡に屬し

の考を 俟つ。

延喜式 伊呂上神社 同書齋宮式 伊呂上社

根倉 ねくら 八木戸の南に在り。大御神御遷幸の時より由緒ある地あり。詳に佐々夫江神社の所に載す。

皇太神宮儀式帳
櫛田根椋神御田

櫃倉神社 ひつぐらのみや 同所より坐せり。村社あり。土俗、御玉社と云ふ。或ハ云ふ。櫛田川の南岸なる鉄形村に、天神社と稱する祠あり。是、櫃倉神社あり。

止由氣太神宮儀式帳根倉物忌父の條に、根倉社二所、神殿修理、掃淨と載せ、神名帳考證に櫃當作根在根倉村と見え、神境紀談に、根倉社、根倉村に在り。俗に、御玉神ヲ祠ルト云へりと見えたり。太神宮本記ハ、八握穂社とあるも、此の社なり。されど、今の櫃倉神社を即、古の根倉社と座せり。儀式帳に、二所とあるは、産土神國乃御を合せて云へるなり。

因に云ふ。近長谷寺所藏天曆七年の資財帳に、多氣郡十六條、一、當惠里、二十三、坪同六反、四至、東限、櫃倉社并岡、南、岡峰、西

限、公田北限、櫛田河と記せり。其の條里に依りて案ずるに、多氣郡の十六條一里を、相可郷の西北に當たり。又當惠里にありとも、今代北牧鉄形の邊なるべし。其の二十三坪の東、即、櫃

倉神社の所在地なり。

止由氣太神宮儀式帳
根倉物忌无位石部、緇依女

右、人行事、卜、定、任、日、後、家、雜、罪、事、被、淨、氏、立、忌、館、造、氏、年、別、從、春、時、始、忌、敬、氏、根、倉、乃、御、刀、代、田、乎、佃、奉、氏、其、御、田、緇、乎、神、酒、造、奉、氏、神、嘗、祭、尔、二、所、太、神、湯、貴、乃、大、御、饌、
三、節、祭、并、時、幣、帛、使、參、入、時、與、大、物、忌、共、忌、齋、敬、侍、

父无位石部、吉綱

右、人行事、與、物、忌、共、副、齋、敬、仕、奉、又、根、倉、社、二、所、神、殿、造、理、掃、淨、奉、氏、年、別、祭、仕、奉、
又、十、箇、日、為、一、番、宮、守、護、宿、直、仕、奉、

延喜式 櫃倉神社 同書齋宮式

國乃御神社 同所子坐せり。村社なり。或ハ云ふ。土俗よ、上宮と稱する相鹿上神社を、即、國乃御神社ならむと。

延喜式 國乃御神社

大淀村 本村を、大淀、山大淀、大

山大淀 八木戸の東あり。

大淀御厨 供祭物三石、六、九、十二月、

佐々夫江神社 同所小坐せり。産土神あり。

延喜式 竹佐々夫江神社 同書齋宮式 佐々夫江社

佐々夫江行宮舊趾 佐々夫江神社の近傍あり。今、所在を詳しせず。

大御神御遷幸の時此行宮の趾なり。大御神、此の佐々夫江の宮に座志し時、真名鶴一羽、北北方より飛び来て、夜晝となく鳴き居たり。倭姫命怪み給ひ、足速男命をして、鶴の趾を追をしめ給

ふ。足速男命至り見るふ、葦原の中に、本一株よして、八百穂よ蕃殖せる稻あり。鶴、其の穂を啄ひ持ちて、捧げ奉る形状をなせり。足速男命還りて、そ此由を復命す。皇女、いたく歡び給ひ、竹連吉比古等に仰せて、其の稻を荊取らせ給ひ、半を、拔穂よし、半は、大税よして、御前み懸けさせ給ひき。こを、懸税行事のおありなり。かくて、其の葦原をむ、竹連の一族開墾して、根倉此御刀代田と稱せり。根倉物忌、神酒を釀造して、神嘗祭由貴の大御饌よ進る儀式、及、神服織、神麻績、神部、拔穂大税を貢獻する遺例、近年まで行われたり。

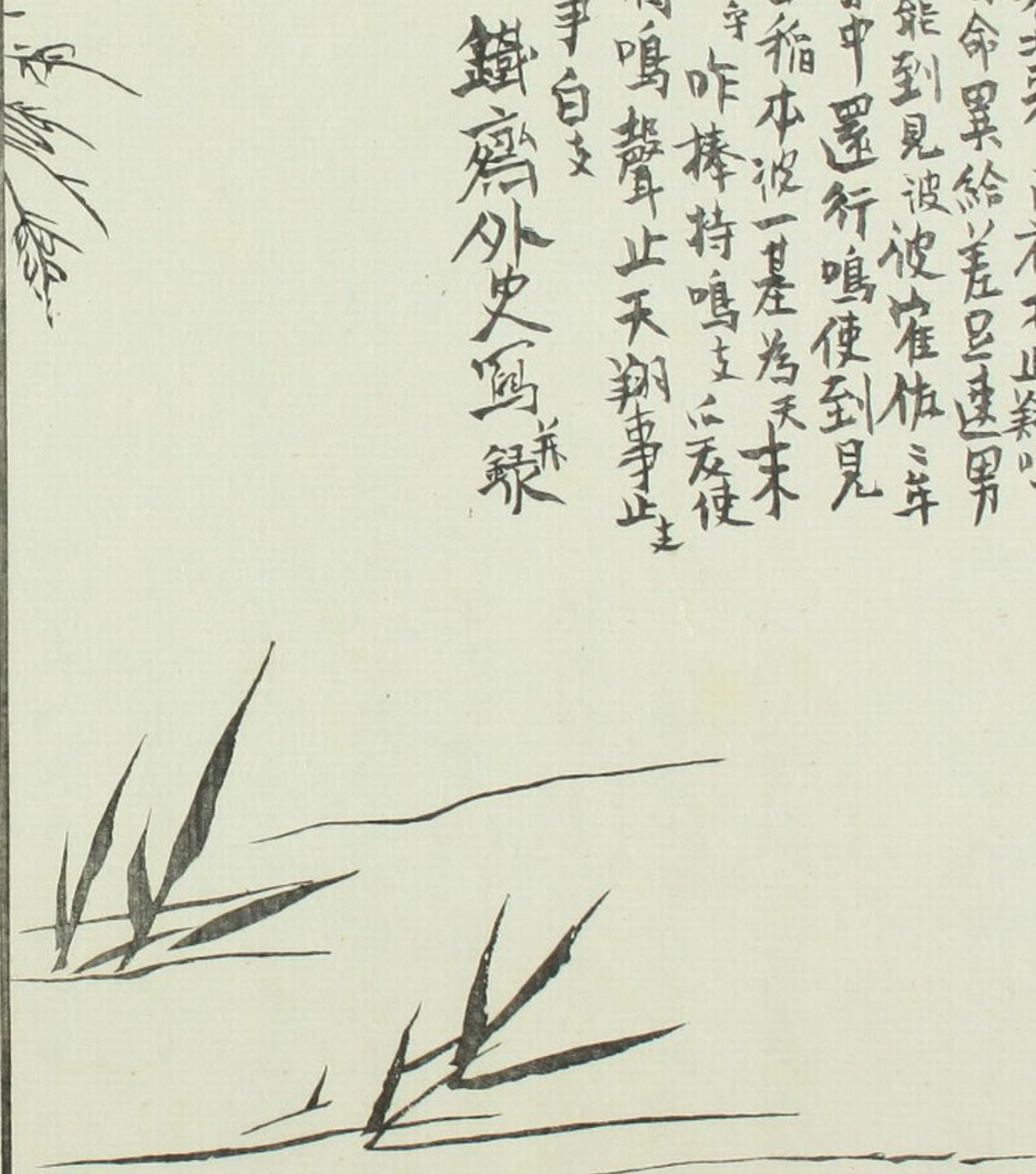
大神宮本記

從其處幸行且、佐々夫江、御船泊給比、其處、佐々夫江、宮造令坐支、介時、真名鶴、天翔從北來、天、日夜不止、翔鳴支、爰倭比賣命、異給差、足速男命、使令見罷到、見波、彼鶴、佐々



從其處幸行_三位_二年江_一御船泊給此
 其處亦依_二年江_一宮造令望_二余時直只
 名鶴天翔從北來_三日夜不止翔鳴_主
 命使_二倭比賣命_一果給_二差_一且速男
 江之葦原中_二還行鳴使到見_一
 葦原中生_三稻本波_二一_一是為天末
 八百穗茂_主昨捧持鳴_主立_二反使
 到見顯時鳴聲止天翔事止_主
 于時返事白_主

鐵齋外史寫錄



牟江之葦原中還行鳴使到見葦原中生稻本波一基為天
末八百穗茂乎昨捧持鳴支爰使到見顯時鳴聲止天翔事
止支于時返事白支余時倭比賣命歡詔久恐皇大神入坐
波事不問奴鳥須良田作奉稻一本千穗八百穗茂止
天竹連吉比古等余仰給先德拔穗令拔半分大稅令前皇
大神御前懸久真尔懸奉始支拔穗波号細稅大前号太半
且御前懸奉天都告乃千稅余八百稅止稱白且仕奉其鶴
住處八握穗社造奉支

慈眼山勸福寺 佐々夫江神社の東隣
ホあり浄土宗あり

佐々夫江橋 同所ある竹笛
川は架せり

神名帳考證云大淀西與行部村間有小入江此有佐々夫江橋と
あるも此の橋なり今水田の地形小就きて考ふる小往右ハ廣

き江灣かこしならむ御遷幸の時よむ御船を多氣郡の北海よ
里此の入江よ沂らしめ給ひしなるべし

大淀 山大淀の東南に在り
元々中大淀と云ひき

倭姫命佐々夫江の宮より御船よて出でさせ給ひしに海面淀
み小淀きて心々穩かりしを皇女悦び給ひて大與度の社を

定めさせ給ひき夫より此の濱を大淀とは稱せるかるべし

從其處幸行余無風浪且海塩大與度余與度美且御船令

幸行其時倭比賣命悦給且其濱余大與度社定給支

竹大與杼神社 同所坐せり産土神あり
今村社小列せらる

竹大與杼神社 同書齋宮式
大與杼社

大淀浦 大淀の海岸を云ふ此の地昔より名所
のきこえあり和歌いと多し左よ掲ぐ

昔男狩の使より歸りきけるよ大淀のつらりに宿りて以

伊勢物語

つきの宮にさくらをばにひひりけある、

みるめゆるかこやいづこぞ棹さして我に教へよ海士の釣舟
昔、男あてけり。伊勢の國なりける女をえあてて、隣の國へ心
くとして、いみづく嘆きけまむ、彼の女、

大淀のまつそつらくも何らかくにうらみそのみもかへる波うか
昔、男あてけり。伊勢國よおな。いきてあをむと、わりなくひ
ちれむ、女、

大淀の濱よ生ふてふみるからに心をなきぬ語らそねども
といひて、まゝてつれなかりければ、男、

袖ぬきて海士のかりおすこつみけををあふよてやまむとやす

御集 大淀の浦風庭む晴ふ雲井を扇のおとづまてゆく 後鳥羽院

むをめは齋宮にぐて下り侍りて、
大淀の浦よ、みそぎ侍るとて、

新古今集 大淀の浦よまづ浪帰らずハ松のかたむねをみりや 女御徴子主

風雅集 大淀比濱のま砂を君の代の数よとれを浪もよすらむ 俊 頼

天文十一年太神宮十首 松よ吹く風も涼しく大よどのけふの所被を神やうけまむ 新大納言

拾遺集 大よどの所被いく世に成りぬらむ神さびする浦の姫松 源 兼隆

新千載集 木を淀けうらみて帰る浪もも聲まをて行く鳥か 前大納言

家集 伊勢の海士よとひをまきうねど大淀の濱のみるめ、あまもあるが 源 順

拾遺愚草 つらからぬ松もこからく大よどの庭むむうりにかる浦波 定 家

拾五集 志き島やみちくさ汐の大淀のみるめ、あまの釣舟 荒木田成定

玉吟集 大淀の松の契をさうねとも今もかたらず帰る浪が 家 隆

夫木抄 木を淀の浦路を閑き春の日に庭みて踏る松の群立 順徳院

同 大よどれあふきをさらふ松風よりうらみてのこやゆるがね 俊成女

同 おほ淀の松をつらくもかまねど浪活へて、帰る鳥か 雅 経

夫木抄

同

大淀のまつとやつぐる古郷のうらみぬかに帰るるね 有家
ねよぞれみらめはうとくまりぬらも浪よかりがね秋を忘るな 慈 鎮

小野湊 をりのみきと

古歌よも、小野湊、小野古江、小野江橋など詠みたり。其の所在、詳ならず。古来諸説あれども従ひ難し。延喜齋宮式、五月十日、晦日、隨近川頭為禊、八月、晦日、臨尾野湊為禊と見え、拾遺集源兼隆の歌よ、大淀の御禊幾世となりぬともや見え、又新古今集齋宮女御の歌此端書よ、大淀の浦よみそぎし侍るなどあるを考ふるに、小野湊も此の大淀に浦なること疑ふべからず。さるも、齋宮よ近きより乃海岸よて御禊し給ふ例なきむあり。

伊勢記

御禊の橋といふ所有り。これも、霜月の新嘗の祭よ、齋宮御志ほあみ給ふとて、濱へいで給へるゆゑよ、かくなづ

けたるふり。もとは、爰をむ、小野の古江といへむをの、
江の橋といふをきしてよめる、
うは汲むいつきのいもる年ふりてや、くちにたりをの、その橋 長 明

金葉集

俊頼朝臣、伊勢の國よまかる事ありて、出でたちける時、人、馬のそなむけし侍りたるふよめる、

續後撰集

伊勢の海れをの、ふる江よ朽ち果て給の方、帰れを思ふ

参議師頼

續古今集

いさの海の小野此湊の流江のながれても思む人乃ころを

作者未詳

新後撰集

湊こす夕浪涼いせの海乃小野のふる江の秋のそら風

中務卿親王

新千載集

流芦乃末系もみそなりにたり小野の湊の五月雨の比

藤原基任

同

歌枕名寄

いせの海の小野此湊乃入波よ流江遠く鳴く千鳥うな

藤原為重

同

かゝるふれ小の古江よこす波の湊やいづる春の夕ぐれ

光 俊

御被さるをの、湊の招よこそ幾代をへととふべかりけし

人 丸

歌枕名寄

潮むらふ小野の湊此流江は猶こぎう秘て泊るいせ舟

光 俊

草庵集

伊勢の海やをの古江をまろくと湊をかけて澄める月影

頓 阿

大淀八景かいづのまつけい詩歌俳句等の詠作多けれど、今之を省きく、題目のみを掲ぐ。

大淀橋夕照 迎接寺晚鐘 業平松夜雨 辨天晴嵐

川口歸帆 新田落雁 金比羅秋月 猿山暮雪

業平松ふりひらまつ 同所の海岸あり。

此の海岸は、數百年の星霜を経たる老松ありき。土俗、業平松と呼べり。在原業平、大淀の濱より、尾張の國へ渡らむとけりける時、此の樹下よて、送別を受けしによりて、かく名づけたりとぞ。其は樹、延寶年中の大風よ、轉倒せしむむ、代官古郡重年といふ者、代の松を植忍志めたり。今の松、即、是あり。度會常和、其の古材を以て、文臺を作りし由、舊蹟聞書に見えしなり。同村ある土屋源

一郎も之を、硯箱よ製して珍襲せり。

大淀の松を詠せし古歌、あまゝあり。総べて、大淀の所よ出せり。

伊勢舊蹟聞書

大淀村、俗よ、今於伊津村と云ふ處よ、老松あり。新古今集よ、讀

人不知、大淀の松ハつらくもあらなくにうらみてのみも歸る浪哉。是より出で、名所の松と稱しき。延寶年中、大風よ倒れたり。其の比此、是の所乃御代官古郡文右衛門重年ハ、風雅此志有る者よて、名木の絶ゆるを惜み、其の跡に、今の松を植忍て、二首を詠みたり。幾世へて朽ちにし松と大淀はうらみてかへる浪よとはなや。又、君のため継ぎてぞかふる大淀の松の千年を八千代をへとて、又、故三位度會常和彼の倒松を以て、文臺を造らためて、其の家に藏したり。

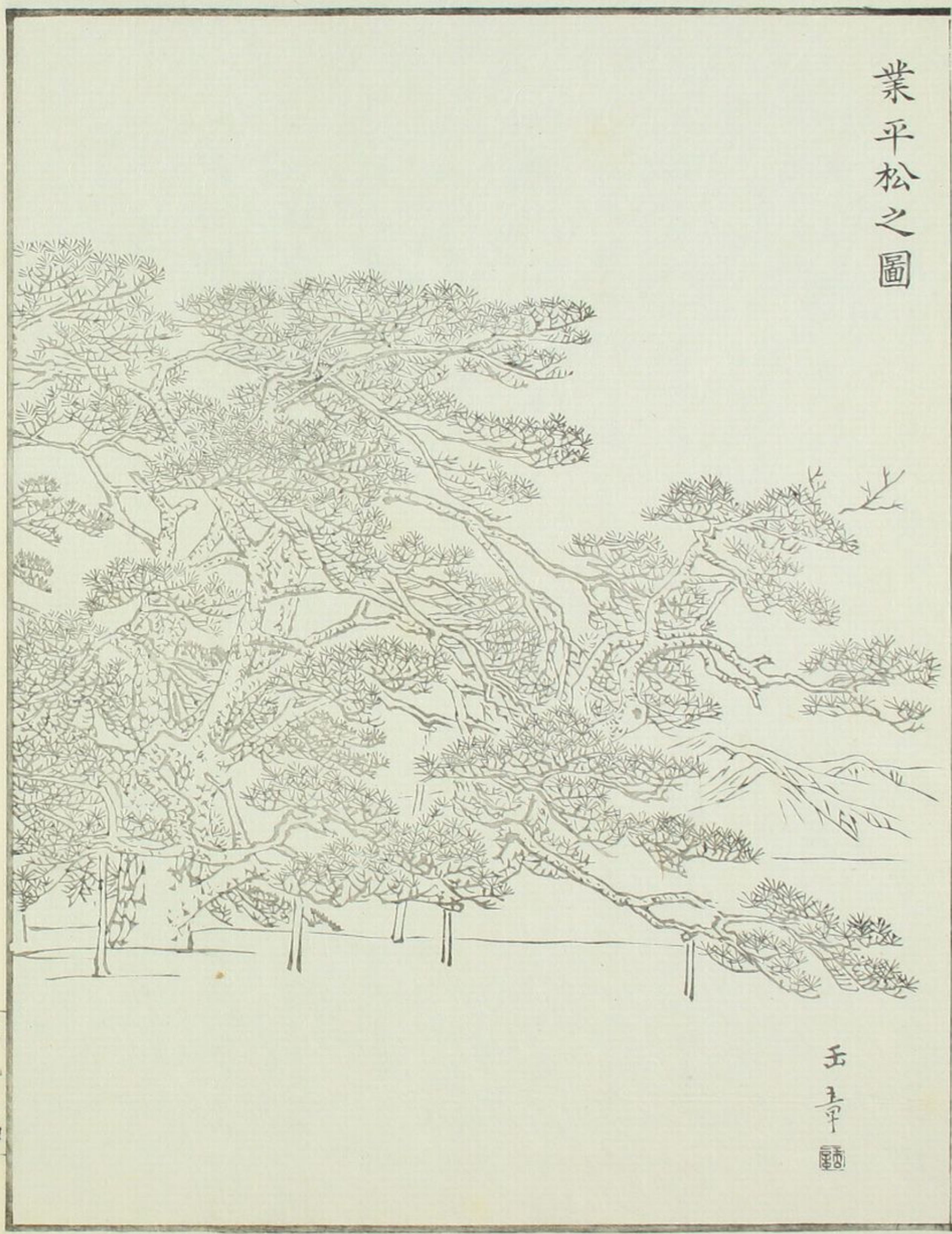
大淀城趾おいつのちのち

同所よあり。天保年間、海嘯の為に崩壊して、今ハ、僅よ、小丘を存せり。

北畠具教の隠居せし岩の趾あり。永祿十二年、織田信長、九鬼嘉



業平松之圖



壬子年
印

隆をして、此の城を攻めしむ。城兵安西昌綱鈴木貞経等、勇を振
ひて防戦し、終ふ敵を退けたりとぞ。當時、具教の與へたる感状
あり。左に掲ぐ。

大淀名勝誌

去九月七日、九鬼右馬允、艦兵船攻討其表之處、忽嘉隆勢
及敗走之條、偏在爾等之武畧宜令感入、畢追可有中賞之
沙汰者也、仍如件、

永祿十二年十一月廿一日

具教印

大淀碑

加納藩士飯島惟方、此の碑を建てむとして、林信言よ、撰文
を乞ひたり。彫刻、已ふありて、大坂より回漕せる時、紀州浦
ふて沈没したりとぞ。村民土屋氏、其
の指本を藏せり。仍りて、左に掲ぐ。

土屋源一郎所藏墨本

伊勢州大淀者、海濱廣斥也。昔者沿泝舟船所聚也。海窮處
連山、即天照皇廟在焉。志摩尾張參河、島嶼峯巒、歷々在一
瞬之間、真壯觀矣。傳曰、垂仁帝遷天照皇廟於度會也。倭

姫奉之航海、風波不起。晏如收港、姫大喜、名曰大淀。蓋取淳
水之義、古今縉紳處士、篇什頗多。感賞其勝也。傳又稱、在原
業平奉使伊勢、遂往尾張、亦艤于此。後割為四郷、而中東西
仍稱大淀及中郡、是也。其港今廢矣。中大淀有松、古老傳云、
初業平將往尾張、齋宮送別樹下、唱和相慰、因號業平松也。
延寶中、為大風所壞、古郡重年為監稅、先在志摩來就、故所
更植松、數年枝葉茂密、延袤數十武、前後題詠亦若干首、駒
避池、起于業平歌、袂袂所者、倭姫、袂所、今謁皇廟者、猶修
袂事、應神帝祠、北畠具教始立焉。經石冢中、多小石、石有二
字、蓋佛經文也。東大淀亦有古松、相傳倭姫數來觀海、後人
為之植松、以識其所、名曰姫松。源兼隆歌中浦、姫松是也。萬
治中枯死矣。龍宮松有祠、土人祈雨、有應云、御絲川、具教疏

鑿屬於政所川以爲固更名大堀川四天松在郷四隅故名
但西南鶴巢松亡矣粟三冢北畠將安西鈴木中北等戰
死而葬焉傍有安西烏帽石今埋没不見西大淀佐々幸江
祠相傳遷厝之船來自飯高安厝之所也中郡城山具教告
老而城此居焉爲織田信長所敗卒爲墟管神祠舊在城内
具教令圖所夢立祠藏焉城敗而廢趾尚存矣及爲加納侯
封邑舍人飯島惟方欲勒石不朽而請予記然予目未睹覽
足未踐履故米關修齡之所記載以次其梗槩爾

安永二年九月

大學頭林信言撰

八十歲龍湖三井親和書

孤松山迎接寺

同所あり浄土真宗あり此の寺元ハ、字防山に在りて北畠國司の祈禱所ありきとぞ。

大堀川橋

東大淀と本村との界ある大堀川に架せり元ハ、柳系川と云ひき北畠具教告を大淀に築き此の川を渡へて要

駒除池

同所の南道の傍に在り。

害とせし時大堀川

と改めたりとぞ。

傳へ云ふ在原業平此の所を過ぎし時賤の男の馬を牽き
来けるが池の傍に除けたりあれを浅茅生よ賤の草かる道
せしみ行きかよ袖よ駒よけの池と詠たりとされども此の
歌の風調い多く下りて業平の作と思われず恐らくは
後世の俗謡ならむ。

北濱村

度會郡に属せり本村ハ、東大淀、
柏村、野村、有瀧、村松の總称あり。

東大淀

中大淀の
東にあり。

海岸山雲洞院

同所あり
浄土宗なり。

大淀山長光寺

同所中郡にあり
浄土宗あり。

柏村

東大淀の西南に在り舊ハ、加須夜と
云ひき後轉トて加斯波と呼べり。

神鳳抄 糟屋御園

加須夜神社 同所より坐せり。土俗、相殿と称す。

延喜式 加須夜神社 同書齋官式 賀須夜社

野村 東大淀の南よりあり。

村松 東大淀の東南よりあり。

神鳳抄 村松御園

神領目録 村松御厨、上分田二十七町、及別七升、上分十八石九斗、

村松長官古墟 同所の南ある田圃の中よりあり。建長年間、一禰豆度會神主維行以下三世、村松の長と称せし由、稱宜轉

補次第記より見えたり。これ、其の居住せし屋敷趾あり。土俗、中川の宮と稱して、小祠を建てたり。

村松岸 同所の海岸を云ふ。

夫木抄 村松の濱といふ所より、せみ貝あるを見て、

浮貝の聲と聞けば、村松の岸うづ波のひきありと云 越前

有瀧 村松の東の海濱あり。漁家多し。

神鳳抄 有瀧御園 神領目録 有瀧御厨

殿屋敷 同所の北の海岸よりあり。寛文中、山田奉行花房志摩守の居住せし所あり。當時ハ、船藏もありしを、後、屋敷と共に、小

林より移したりとぞ。土俗、此の所を、殿屋敷と云ふ。

瑞龍山大雲寺 同所よりあり。禪宗あり。

空音山本覺寺 同所よりあり。真宗あり。

豊濱村 度會郡に属せり。本村を、大字磯村、野伎、檜原、土路西條、植山新開の総称あり。

磯村 小俣の東北よりあり。此の地、官川の下流よりして、海濱より近き所なるを以て、かく名づけたり。伊蘇郷の本邑あり。

袴田御園 光明寺所藏文書より、袴田御園、又、伊蘇袴田兩村おど見えたり。古く、一村ありしを、今、磯村に合併せり。

光明寺所藏文書 永、沽却、渡、田地新立券文、事

合四段者

所在袴田御園内、小麥生、自南四段目、五段目、六段目、七段目、

右件田地者、以去永仁五年二月七日、自僧良朝之手讓得之、後進退領掌、敢無相違地也、爰依有直要用限上件直物、永作主職共所沽渡于道妙房□□□□□□為連券案文相副、之此手繼之中有相殘文書者、以□□悉可取渡也、若付彼田地等事、稱有一紙之證文、成違亂輩出來者、即訴公庭、可被召行、盛犯之所科也、此上者雖至子々孫々、更不可有他妨者也、仍為後代新立券文如件、

建武三年二月廿八日

嫡子大中臣 花押

御使藤井弘氏 花押

同文書

永沽却渡、新開島地、荒野等事

合壹所者、弘氏前

領主假名磯部枝久 花押

所在、度會郡伊蘇、鄉內村

四至、限東弘氏居住、乃島土、度太郎垣內、吐阿井、乃久根

世井太郎之西、世古乃通、須久仁、川通、限西、無

乃定限北、佛阿武益弘等、居住乃島等、直錢貳貫五百文請納畢、花押

件、新開島者、為伊蘇袴田兩村之總領、而任先規傍例、進退管領、所無相違也、然者全無他妨、爰依有直急用限上件直錢、所令沽却于度會、菊子、實正明白也、但彼四至內、先日安恒、仁放券地在、於件地者、除之、其外雖為立針、云作、云荒野、可令一圓不愉、管領者也、仍為未代、新立券文、如件、

延元三年 寅 十一月二日 左衛門尉永吉 花押

領主假名磯部枝久 花押 在地刀禰益家

嫡子 大中 臣 花押

伊蘇行宮舊趾 土俗、權現の森といふ。

倭姫命、大淀の浦より出でまゝして、此の所よ、御船よせ給ひし時、度會神主は遠祖大若子命参りあひて、玉掬伊蘇國と答へし所かり。皇女、此の所よ、行宮を建て、暫、大御神を坐さしめ奉り給ひき。此を、伊蘇宮といへり。

太神宮本記 從其處幸行伊蘇宮令坐

同書

于時度會神主等祖大若子命参相問給、汝國名何白

百船度會國玉掬伊蘇國止、白、天、御鹽濱並林定奉、此

宮坐、供奉御水在所、御井國止号

皇太神宮儀式帳 次玉波流磯宮坐

伊蘇神社 權現の森よ坐せり。産土神あり。是、伊蘇行宮の遺蹟からむ。或云ふ、舊寶殿のわきと字せる地よありしを、洪水の為に、此の所に移したりと。

延喜式 磯神社 同書齋宮式 天喜廳宣 伊蘇社

大宮司館趾 同所よあり。今、詳ふらず。太神宮諸雜事記よ、伊蘇館と見えたり。當時の祭主も、大中臣朝臣永輔よて、大宮司

宣衡ありき。

太神宮諸雜事記 治曆二年、○中、爰、以、八月十七日、兼日、祭主下向、天、大司乃

伊蘇館宿居了

静井 同所伊蘇宮の舊趾より、良の方、一町許よあり。

太神宮本記小見えたる、大御神に奉りし御水の古蹟ならむ。土俗、常よ、不浄を戒めて、之を尊敬せり。光明寺所藏建久三年の文書に、伊蘇前司 公、入道とあり。大宮司の前職あり、また東鑑、平家物語等よ、白拍子静の母を、磯禪司と記せり。仍て、後世、前司と禪司を混同して、此井を、静の井と訛り傳へたるなるべし。

磯渡 同所よあり。宇治山田町よ通ずる渡船場あり。

野依のより磯村の西にあり。

光明寺所藏文書 定永財沽渡進田地新立券文事

合五段者

右所度會郡伊蘇郷野依村所在字河端

直錢貳拾貳貫文愷請納畢印

□□□□□故親父日置安有自御手先年以此賜處□
□後進退領掌于今無相違而今依有直急用限上件直錢
相副次第證文等所沽渡進綾部氏子實正明白也將來更
違亂煩不可有者也仍為後代新立券文如件以辭但於
處分狀者令雖可副渡進者也

建武元年十二月廿七日

嫡子領主日置安垣印

同舍弟日置安重印

野依河田神社同所坐せり

長徳檢録

野依河田社

榎原かいら野依の東

土路どろ西條さいじょう榎原の西北にあり。元々二部落あり一は近年

小俣村せむたむら度會郡に屬せり。本村ハ大字

小俣せむた新茶屋に續ける國道あり。字を明野、新田、新町、西町、法樂町、横町、

神鳳抄 立町、下の町の八つに分つ。西南に掛橋、松倉などの屬邑あり。

神領目錄 小俣御菌

光明寺所藏文書

定永財沽却渡小俣御菌内荒田代新立券文事

合口段者

在度會郡湯田郷小俣御菌内字上窪者

四至限東久留 南限清近後家領

右件小俣御菌者先祖相傳所領也進退領知之間全無他妨

爰直依有要用限上件真永沽却渡處於大中臣熊丸如件但於次第證文者依為連券不副渡相副案文沽却渡處也仍為後代新立券文如件

延應元年九月十三日

預所□□

領主大中臣氏 花押

郡界

字明野在在。新茶屋と小俣との間、本標を立てたり。多氣度會の郡界あり。

明野原

同所國道の北側、かる郊原を云ふ。

明野開墾碑

文政年間、妙法寺村に、加藤某と云ふ者ありき。風よ、明野の田圃を開き、民戸四十餘戸を移せり。今の明野村是なり。當時小ありて、此の大事業を興せるハ、其の苦心、實は想ふべし。詳ある事と、碑文あり。

勢國見聞集

勢州渡會郡有曠原、曰明野、周四五里、寬延年間、隣接村長會議、各稟其官、三分其地、其一屬田丸部下、其二屬鳥羽部下、妙

法寺村加藤氏者、家世農豪、為大保長、曾祖氏定、深傷其沃、行而荒蕪、與祖父常定私議、謀墾闢乎田丸部下之地、遂訴官、被聽允、乃捐貲募鄉夫、自奮致力、草萊盡闢、凡四十二町、民請移于此者、四十餘戶、鬱為聚落、名曰明野村、明和甲申十月、府吏檢視墾田、土會以辨九等、為百四十二石餘、丙戌十二月、有命歲以米二石為貢、世以一村戶為隸、蓋賞其績也、氏定既成功之後、為菟裘地、退隱于此、號愚全、先是以勤勞之久、累進陞、獨謁班、至俸二十口食、於是常定嗣襲全體、愚全特賜俸七口食、部下以為榮、云父幸定嘗謂安定曰、廩俸相繼、其波及吾儕者、父祖之餘澤也、豈可不感戴國恩哉、故欲刻其功於石、以示後昆、使子孫勤謹勸農力田、而不墜祖先之創業矣、汝曹勉旃、安定克奉家訓、適追父志、而乞余文、寬嘉其志、不敢拒請、記其大

略、且爲之銘曰、

明野之原、可以敷苗、于田于園、載耘載耜、

芋蒲稷禎、不違農時、善哉孫謀、永世維貽、

文政十三年庚寅四月 田丸司郡總管小坂寛撰

高木常習書、時年八十四、

三重縣勸農場 同所にあり。

本場も、明治十三年、三重縣の牧場として、内外種の馬牛を養育し、傍、原野を開拓し、馬耕法等を講究する所とせり。近年、改めて、三重縣勸農場と云。場内に、農事講習所を置く。氣候も、暑九十六度、寒、三十五度。地質も、上層、塩土、下層、赤土、砂礫混ぜり。段別、四百六十九段約なり。

椎樹 字新田道の北隅に在り。數百年を経たる木あり。土俗、此の邊を稱して、椎の木といふ。道饗神を祭り、趾ならむといふ。

惣合橋 字新田惣合川に架せり。長さ、五間餘、幅、二間の板橋なり。

倭姫命、多氣郡土羽村の邊を巡行し給ひし時、河井水寒かりけむ、む、寒川と名づけ給ひしを、後世、音便して、さうがうと唱へ、終に訛りて、惣合と書くに至れり。此の川、其の御舊蹟の下流なれむ、同トく、惣合川と稱せり。

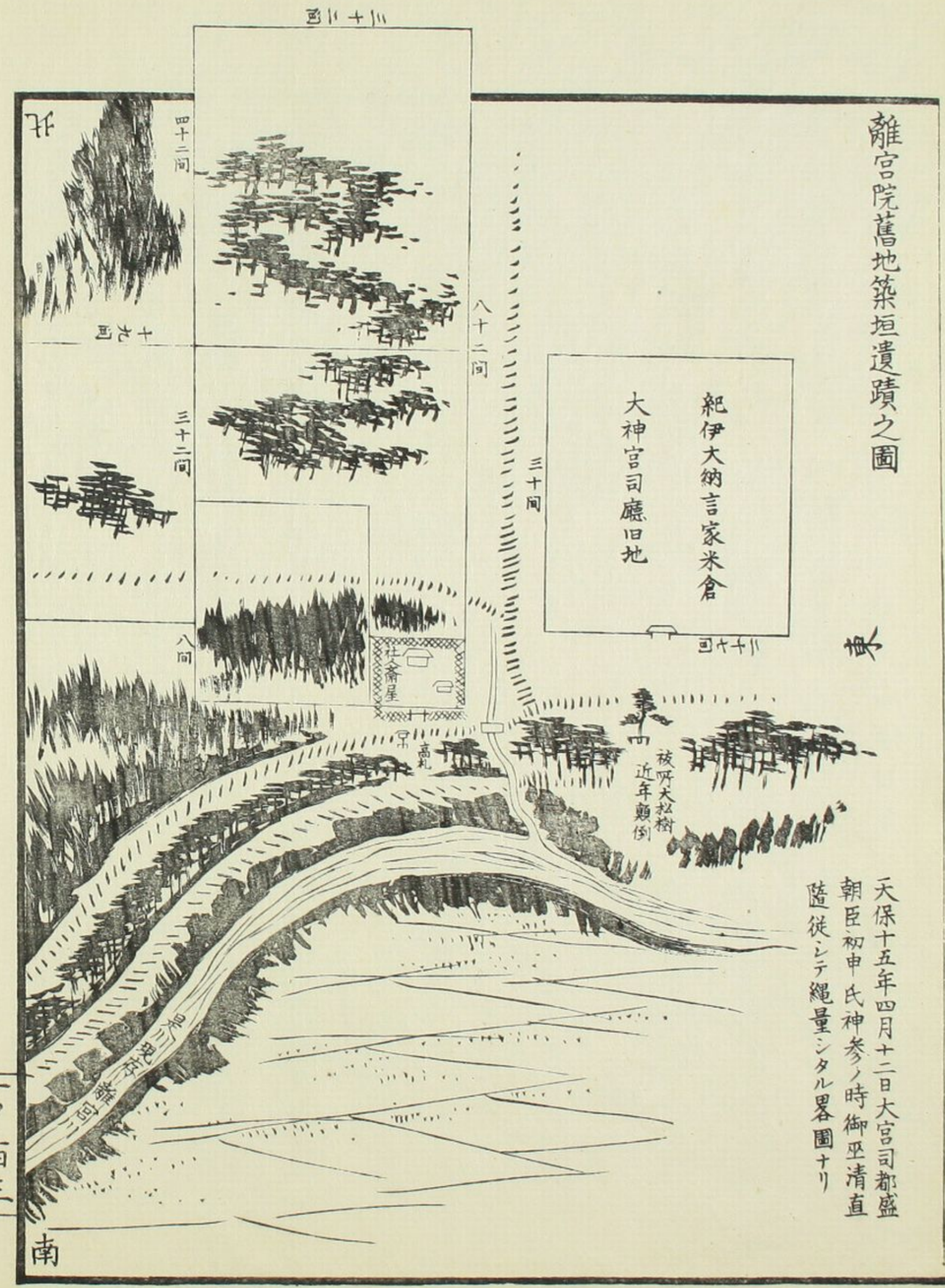
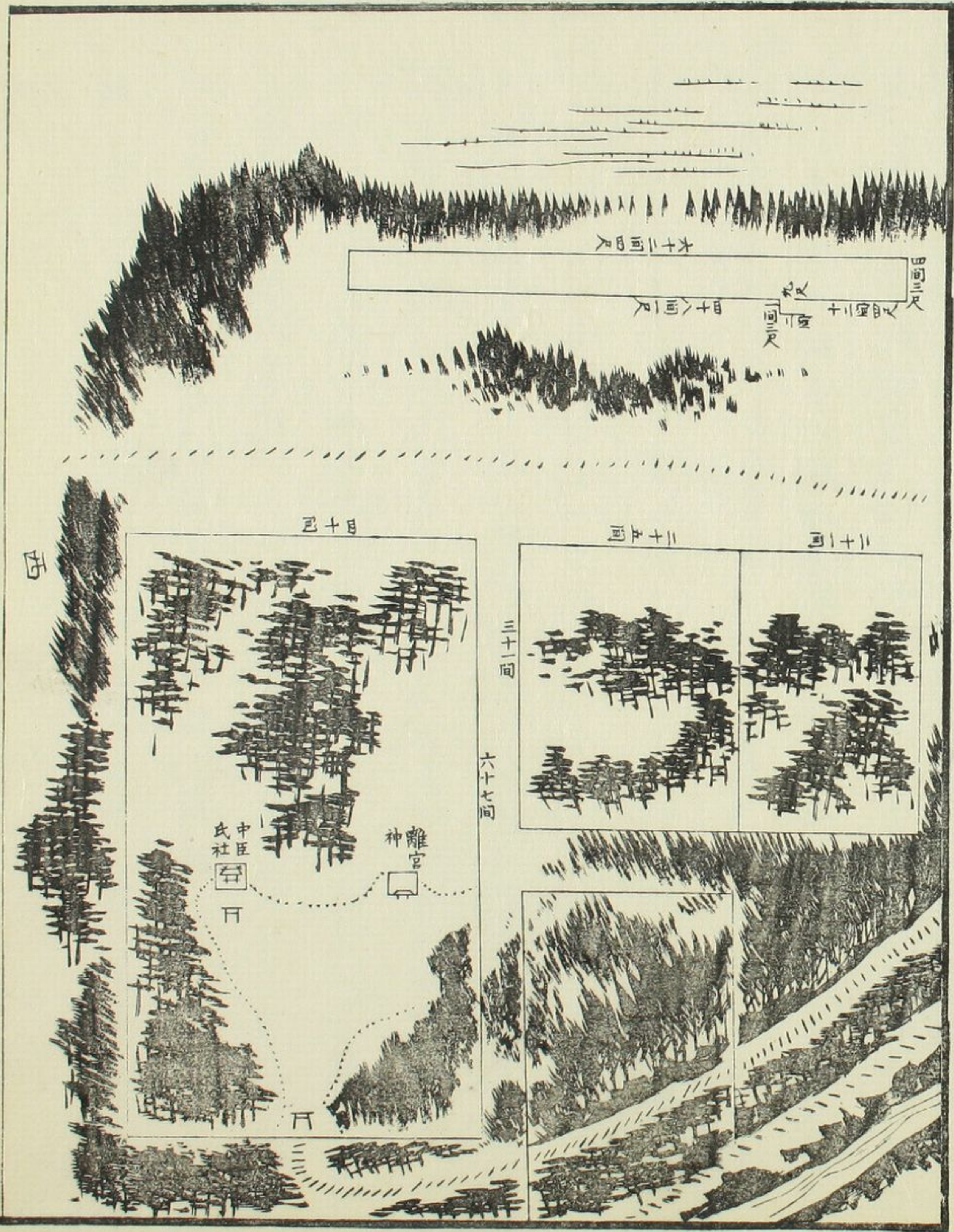
總橋 同所、字惣合あり。国道に架せる板橋あり。元、土橋ありしを以て、今に、土橋と云へり。

天王橋 總橋の次、架せる石橋あり。

參宮鐵道宮川停車場 字箱場にあり。元、離宮院の舊趾なり。

參宮鐵道も、明治廿六年十二月廿一日に開始せり。東を、小俣驛より、西は、津市に及びて、關西鐵道と連絡す。其の延長、總計、二拾四哩あり。停車場、構内坪數、壹万四千三百坪餘。本社も、此の内、あり。

離宮院舊趾 舊記に、湯田郷、宇羽、西村に在りしと見えたり。今の小俣の南、上地の北に、其の趾殘る。上地ハ、即、宇羽、西の趾



離宮院舊地築垣遺蹟之圖

天保十五年四月十二日大官司都盛朝臣初申氏神参ノ時御巫清直随従シテ繩量シタル畧圖ナリ

轉レた
るあり。

離宮院と、齋内親王の離宮なり。兩宮御参向の時此御宿の料は設けさせ給へる所あり。元山田原沼木郷高河原に在りき。水害は因り延暦十六年八月、宣旨を給ひて、此の所へ移轉せしめられたり。一構の内は、大神宮の御厨、齋内親王此内院、諸司の官舎、驛馬院等在りきとぞ。又、淳和天皇の天長元年、多氣の齋宮、大神宮と離隔し、事毎は不便ありとて、此乃離宮院を以て、常の齋宮と定めさせ給ひし事もありき。然るに、仁明天皇の美和六年に至り、齋宮、火災に罹りしるを、再之を、多氣へ移されたり。それより、舊の離宮と成りぬ。齋宮寮の條より引ける、日本後紀、續日本後紀より詳なり。元弘年間、齋宮寮廢絶してより、神郡次第は、武家の為は押領せられ、此の邊、兵士の往来甚しかりしを、官幣離宮院に到着の際、賊難は畏ありとて、便宜の地へ移させ

むことを、大官司より具申せし由、園大曆より見えたり。また、文明の頃よを、假屋も、已は廢止、被所の松樹のみ立ちたる由、度會元長は参詣記に載せたり。近き頃まで、築垣濠渠の荒類せるもの、ナリとの志ここに、名残をとどめたりしを、昨年、参宮鐵道停車場に設けらるる時、大い取り崩されあり。

新任辨官抄

離宮院、驛家也、勅使著之、齋王、参宮、同御此處、自外宮至、離宮

院、卅六丁、自離宮院至、齋宮寮、又卅六丁、

園大曆

古記、稱、離宮院、事、在、度會郡湯田、郷宇羽西村、件院、元在、高河原、而、依、延暦十六年、宣旨、被、移、立、宇羽西村、造宮使、大中臣、豐庭、以、大同二年、任、大官司也、神祇官符、伊勢大神宮司、

應遷造、太神宮、御厨并、齋内親王、離宮、諸司、宿舍等事、内外

殿舎築垣門々
鳥居等具不記

右被_レ太政官今月三日符_レ傳_レ太神宮司解_レ傳_レ件官舍去寶龜四年改造以來既經廿六箇年皆悉破損加之南北通河暴水汎溢崩壞不少雖加修理猶不全堅徒費人功因之擬遷他處神郡課丁其徭盡役望請充給功食早將壞遷者今所陳合理仍請處分者被大納言從三位神王宣奉勅依請者官宜承知依宣施行

參議正四位下行伯式部大輔左兵衛督近江守大中臣朝臣諸魚

延喜式

延曆十六年八月廿三日

大史從八位下卜部宿禰清成

齋內親王參神宮時館舍者太神宮司並使神戶雜徭隨破修理不得以致損壞

朝野群載

造離宮使從五位下大中臣信房誠惶誠恐謹言

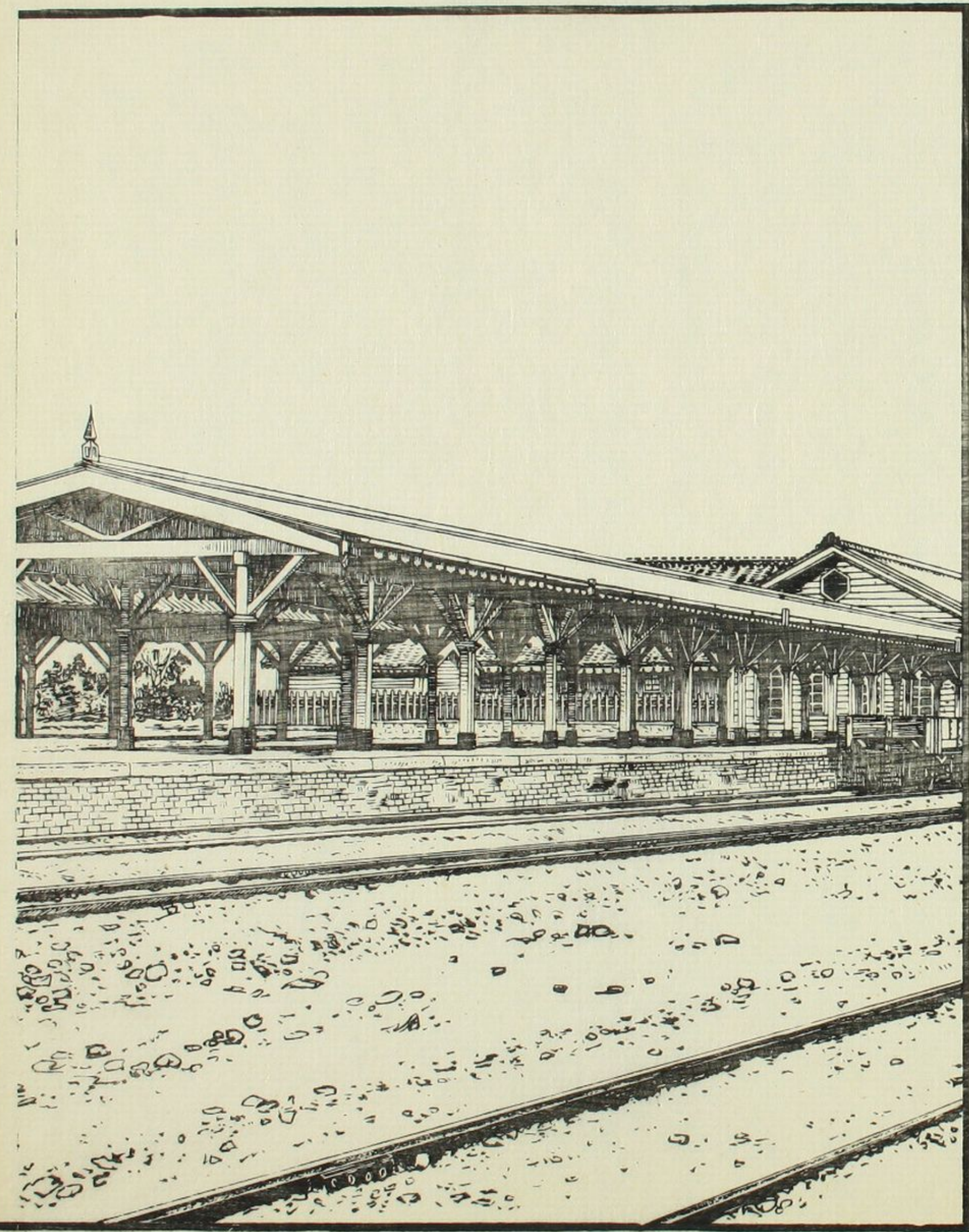
請殊蒙_レ天裁因准先例被覆勘以私物造了

伊勢太神宮離宮院殿舍築垣等兼如傍例宮司一人外榮爵七人內下給殘參人宣旨狀

右信房謹檢按內件離宮院造畢之時隨申請被覆勘者古今之例也爰依去永長二年閏正月廿日宣旨專籍私物造畢彼院誠思土木之勤可謂莫大之功其勸賞之內宮司一人榮爵七人也抑信房重檢先例造進當院之輩各拜要官之例也近則為祭主神祇少副元範朝臣損色使之刻大宮司々一人民部丞一人榮爵四人也前司國房并當官宮司宣孝之時大宮司榮爵七人彼三輩抽賞如此信房一人蓋浴此恩望請天裁因准先例且被覆勘彼院殿舍鳥居門築垣等兼被下給殘三人榮爵宣旨彌知成功之貴矣信房誠惶誠恐謹言

康和二年七月十一日

造離宮使從五位下大中臣朝臣信房



参宮鐵道宮川停車場之圖



印藤

園大曆貞和四年十月廿三日伊勢一社奉幣宣命

去建武此神郡擾亂之間、通路不達、因茲且其儀擁怠勢

同書延文五年十二月三日條

官幣下著、離宮院事之書一通進覽之、子細載狀候歟、以此旨、可申令上給候哉、恐惶謹言、

十一月廿日

神祇權大副大中臣 印

進上 四位史殿

事書

官幣下著離宮院事

右件官幣者、下著離宮院、自十五日大後神事迄至十八日豐明神事、逗留中三ヶ日也、而彼在所為湯田野、砌凶徒往反之中途也、云賊難、怖畏、云凶徒之競來、旁難儀之上者、被仰武家累日可被居宿直歟之由、雖令言上、猶可有懈怠歟、其上年中四ヶ度、官幣發遣之、每度被仰武家之條、不可有盡期哉、所詮

仕延曆例、被點便宜地、可被遷造矣、
元長參詣記

一鏡云、離宮院御事ヲ尋ネシニ、上世ノ跡ハ、一唱三嘆ト成リテ、今ハ、彼ナル里ノ間ニ古為松相殘哉、離宮ト可申云フ。官人云ク、曩時之事カ、離宮著トテ、神事坐キトゾ。譬ヘバ、祭主、官司、内外宮、禰宜、彼在所ニ、假屋ヲ造テ、東南ニ門ヲ、ニツ立テ、祭主、官司ハ、自南門入、内外ノ禰宜ハ、自東門入、坐皆、假屋ニツキ賜、彼松有、其ノ本ニ、幣帛ヲ立テ、一同ニ、御禊有、拜有。此ノ時、齋宮拜賀坐キ。齋宮、離宮モ、無沙汰ノ世ト成リヌトゾ。

禊殿 一名、河原殿とも云ひま。院の東庭、官川の西岸、ありあるべし。其の跡、今、定めあらず。

離宮院行事

三節祭、又、齋内親王、多氣の宮より、此の離宮に移らせ給ひ、河

原殿子て、主神司の修禊を受け給ひ、翌日、神事子仕へ奉り給ふ。
又、五節會踏歌、豊明神事、大祓等は、宮司、二宮禰宜を率ゐて参
勤す。又、勅使参向の時、禊殿を以て、宿所は元つる例ありき。
延喜式

其、三時、祭、月十五日、齋内親王向、離宮、行路之間、有、二處、堺、

祭宮、東、壇、外、及、多、氣、度、會、兩、郡、堺、祭、之、料、物、色、目、在、上、到、著、禊、殿神、宮、司、并、掃、部、司、供、奉、裝、束、主、神

司、中、臣、爲、禊、司、備、之、太、神、宮、司、奉、齋、王、膳、兼、賜、酒、肴、勅、使

已、下、次、主、神、司、供、奉、内、院、大、殿、祭、所、須、祭、物、神、宮、司、備、之、然、後、齋、王、遷、

内、院、裝、束、雜、具、奉、夕、膳、神、宮、司、以、料、物、附、所、司、但、男、女、官、供、給、辨、備、行、之、

神宮雜例集年中行事正月元日條
離宮院、宮司、二宮、禰宜、参、事、

内宮一兩人、参、外宮、率、權、官、内、人、等、参、宮司、二宮、参、拜、之、
後、大、司、率、任、用、歸、宿、館、有、飯、酒、次、参、之、次、於、厨、南、門、外、宮、
司、禰、宜、對、揖、次、参、入、次、拜、揖、宮、司、西、立、南、上、禰、宜、東、立、内、宮、

南、外、宮、次、著、座、宮、司、西、禰、宜、南、北、内、宮、南、外、宮、北、次、饗、膳、三、獻、前

後、打、手、次、和、舞、次、自、取、蒿、髮、次、退、出、

同書同月十五日條
離宮踏歌、事、付、司、廳、

宮司勤行之後、大司率、任用、并、目、代、兄、部、舞、人、倍、從、相、並、

册、餘、人、歸、宿、館、同、行、也、有、飯、酒、饗、

同書三月晦日條
祓、事、

於、離、宮、院、行、也、宮、司、内、宮、禰、宜、参、勤、也、來、月、神、御、衣、祭、解、除、也、大、司

成、廳、宣、來、月、神、御、衣、祭、祓、承、事、所、々、道、橋、事、饗、料、司、中、勤、之、

同書五月五日條
離宮院節會、事、

宮司、二宮、禰宜、奉、仕、儀、式、如、直、會、饗、料、宮、司、下、行、也、

同書同月晦日條
離宮院修葺、事、

宮司、二宮、禰宜、供、奉、饗、料、宮、司、下、行、之、宮、司、成、廳、宣、來、月、御、祭、

荷前御 祇承事道橋事宿坊号忌 造立事無印
神宮雜例集年中行事六月十日條
離宮院行事

御卜事御祭神酒料事鳥名子所食料事歌長請之餘祭
不請件三ヶ條料米司中下行

同書同月十五日條

離宮院大枝事齋王御著祭使下著宮
司列參於被殿行之

同書同月十八日條

離宮院豐明神事

同書八月晦日條

離宮院修祓宮司二宮福宜供
奉其儀如六月

同書九月十五日條

離宮院御氣殿御裝束奉下事伊賀神戶所濟到來之日奉
納御倉當日奉下之物忌請
之

同書同月十八日條

離宮院豐明神事

同書十一月晦日條

離宮院修祓事其儀同五
八月兩月

同書十二月十日條

離宮院御卜事

同書同月晦日條

離宮院雜腊代米下行事拍手
請之

白散年魚燈油奉送二宮事

日入宮司參離宮院奉送
次參外宮次參宿内宮

外宮燈油白散年魚請文事

請使物忌父參
離宮院請之

司中公文抄離宮院踏歌

ハンスイラク。セシウラク。ヘイアンニ。スコシヅ。トミ
ヲシテ。サヨヲフルマデ。ト三度ツギニ新子。アラタマ
ンテ。タカラノ御ホウデンニ。マキリキタリテ。シロカ子ノ
タル毎本キヲカケ。コガ子ヲモテ。ココノヘトフキタテマツリ
タル。御中ウデン寶殿ト。ヲガミタテマツルカナヤ。ワウ拜シ
ユンケアテイハク。フクロモチノト申。フクロモチイハ

クヨトモノト申シユンケイハク。百千萬アソウギノ御
タカラモノ。ヨミアゲテタマツレフクロモチ。シユンケ
ノマヘニ。ス、ミイデ、ヒダリノヒザヲツチニツキテ。ミ
ギノヒザヲタテ、ミギノ手ヲカリギヌノタモトヨリイ
ダシテ。フクロヲツチニウチテアソブ「一ニ三ツ七ツ十百千萬
アソウギノ御タカラモノ。カゾヘタテマツルト申シユン
ケノイハク。宮河ヤ。アナタコナタノ。ハシヅメナル。ハナソ
ノニ。トミコソフレヤ。チヨヲヘルマデ。ト三ド申。

太神宮御厨舊趾同所離宮院の
構内ありき。

太神宮司の御厨、廳院と稱せり。神三郡、并六所神戸の政務
を行ひ、其れ調庸を納むる所なり。故に、司廳、調御倉、宿館、官舎等
數棟ありき。三代格、正倉官舎卅一字を修理すべきよし、此官

符を載せたり。

類聚三代格弘仁八年十二月太政官符

應多氣度會兩郡雜務、預太神宮司事。中應修理正倉官
舎卅一字、多氣郡卅字、正倉二字、官舎廿八字、度會郡十一
字、正倉一字、官舎十字、右同前。解偶案太政官去弘仁四年
九月廿三日、符、偶被右大臣宣、偶奉勅、正倉官舎各立條例、
至有欠怠、拘以解由者、而今國司修造無便之狀、糸同桑漆
之條者。

延喜式

凡御厨案主十人、司掌一人、鑰取三人、厨女一人、並取三箇、
神郡并六處、神戸百姓充之、其衣食、以神封物給之。

中右記

永久二年二月二日、中申初、著離宮、先出東庭、被次著宿
所、以被殿為宿所、以母屋、雖為寢所、以西庇、為休息所、是
長押、下可為寢所、之由、先達人々所被教也、今夜洗頭、宮
司依恒例、進儲物、此外私志之輩送物也。

檢非違使說兼、并看督、長火長等、入離宮院中、令留宿、近隣、小屋、是民部卿爲、檢非違使、別當、被勤仕、此、勅使之事、二ヶ度之例也、凡内々奉此使之後、不沙汰廳事、不、斷、罪之故也、檢非違使等不入家中也、今夜宿、離宮、以齋王、後殿爲使、宿所、又共人等皆宿、此、中本雜舍等也、
神宮雜例集年中行事六月廿五日條
司廳行事、

今月廳宣成事、來河、遠江、神戶所當、麥、作、薦、進、宮、彼、濱、名、神戶圓田所當、麥、事、

離宮院官司政始事、有、餐膳

配符、二宮上分、御器、備丁、國々封戶、牒狀、所々神稅收納、伊賀神戶、移返抄、有、印

三日以前、司廳遣伊賀神戶御調布使事、去月一日成、廳宣、今日以前遣使、十

三日可到來、彼、日、以前奉送、二宮、

御祭神酒料司廳下行事、同書同十月十日條

官舎神社、離宮院舊境、内々坐せり。

本社、舊々、中臣神社と云ひき。離宮廳の域内、小奉祀せるによりて、官舎神社と改稱せり。祭神ハ、鹿島、香取、平岡の神、及相殿姫神なり。延曆十六年、山田原より、離宮院を移し、志時、本社も、津島崎より、此の地へ奉遷せられたりとぞ。
神宮雜例集

一中臣氏祖神

正一位勲一等 鹿島神宮

正一位勲一等 香取神宮

正一位勲三等 平岡大神

相殿姫神

此、神者、件、三所明神、神殿、内、相住、給、別、無、宮殿、元明天皇、和銅二年己酉、都在、奈良、京、之時、近、奉、崇、居、春日、大社、也、爾、時、遷都之由、被、祈、申、太神宮、勅使祭主神祇

伯中臣朝臣東人參神宮也

聖武天皇天平十二年庚辰四月五日春日御社奉遷壽
久山御社是右大臣大中臣清万呂卿致仕籠居攝津國
島下郡壽久鄉之間住家近所奉崇也

孝謙天皇天平勝寶八年丙申三月十一日春日御社奉
祭鎮於伊勢國度會郡津島崎也是官司從五位下津島
朝臣子松所申請也

桓武天皇延曆十六年丁丑八月三日官符移立離宮院
於度會郡湯田鄉之時伴社自津島崎奉遷鎮彼院西方
也于時祭主參議正四位下行神祇伯大中臣朝臣諸魚

官司正六位上中臣朝臣真魚等也

神宮雜例集年中行事四月條
上申日中臣氏神祭事

官司當社神主奉仕之祭用途司中勤之饗膳無使之時

同司中勤之

同書同十月條

上申日中臣氏神社祭事如四
月

園大曆

離宮院移立宇羽西村同時中臣氏神社自筒岡奉遷鎮彼

院坤方也

延喜式

長徳檢録

官舍神社 湯田宇羽西津神社 在宇羽
御館西

板田橋 字今町國道に架せる小橋あり。傍に老楓一樹あり。
村民之を板田の橋の薄紅葉といふ所傳詳ならず。

汁谷橋 字中洲國道汁谷川に架せり。此の川源を
官古村汁谷池に發す故よこの名あり。

小俣神社 字裏所坐せり。豊受
六神宮の攝社あり。

止由氣大神宮儀式帳

小俣社

延喜式

小俣神社

同書齋官式

小俣社

神名祕書

小俣社

宇賀神一名稻女大明
神在湯田郷小俣村

八柱神社

小俣神社の東隣に坐せり。産
土神あり。今村社に列せらる。

流社 ひがしやう 字大道に坐せ
無格社あり。

春日社 かすがのやしろ 字掛橋に坐せ
無格社あり。

神寶山慶藏院 かみほうざん 本村に在り。
浄土宗あり。

照國山浄土寺 せりこくざん 本村に在り。
浄土宗あり。

七寶山西光寺 しちほうざん 本村に在り。
真宗東派あり。

小俣村元標 こまたむらのげんぺう

明星村へ

二十町四十四間

山田區裁判所

壹里六町

宇治山田警察署へ

壹里九町

度會郡役所へ

壹里十一町

三重縣廳へ

九里

第三師團へ

二十九里二十一町十間

豊橋衛戍へ

四十三里十四町八間

外宮へ

壹里

内宮へ

貳里

